

様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		第 5 回行政経営懇談会			
開催日時		平成 29 年 11 月 28 日 開会 14 : 00 閉会 16 : 30			
開催場所		筑波銀行つくば副都心支店セミナールーム			
事務局（担当課）		企画経営課			
出席者	委員	石塚 敏之，上田 孝典，江藤 睦，小玉 喜三郎，垣花京子，中村 紀一，根本 一城，古久保 みどり，堀 賢介，溝上 智恵子，柳瀬 敬			
	その他				
	事務局	神部政策イノベーション部長，飯村政策イノベーション部次長，片野企画経営課長，大越企画経営課長補佐，吉岡企画経営課長補佐，会田係長，内田主任，大友主任，栗島主事，和田主事			
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	3 人	
非公開の場合はその理由					
議題		(1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について (2) (仮称) 大規模事業の実施に関する方針について			
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日	
会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会				

様式第 1 号

○座長 それではただいまから平成29年度第 5 回つくば市行政経営懇談会を始めます。

それです、本日の予定を申し上げますと、本日、協議いただく内容は、式次第にもありますように、市民参加推進に関する指針についてと、それから大規模事業の進め方に関する基本方針について、二つになります。本日の会議ですけれども、大体 4 時半くらいを予定しておりますが、できるだけスムーズに進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、市民参加の指針のほうについては、できるだけ今日、ほぼ決定に近いところまで詰めたいと思いますので。その上で、その次のときに全体を審議するということになりますので、そういう形で進めていきますので、よろしくお願いいたします。

それから、会議の公開、非公開についてですが、原則公開しておりますのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 それでは次に、本日の配付資料の確認を事務局のほうからお願いいたします。

【資料確認】

○中村座長 皆さん、資料はございますでしょうか。

それでは、第 1 の議題に入りたいと思います。事務局のほうから、説明をお願いいたします。

○事務局 （資料 1， 2 に基づき説明）

- ・ 資料 1 （仮称）市民参加推進に関する指針 素案
- ・ 資料 2 （仮称）つくば市審議会等への市民委員の公募に関する
要項 素案

○座長 どうもありがとうございました。

最初に、指針のほうから議論したいと思いますが、どうでしょうか、上田

様式第1号

委員のほうから、「はじめに」というところと、目的というところについて意見が出ているんですけれども、ざっとしか、まだ私見ていないので、今日いただいたので。これ文章全体の見直しということになりますか。あるいは趣旨掲載部分というかな、主張したい部分があって、それを入れればよいということになるんでしょうか。

○委員 これはあくまで私の私見ですので、こういった内容を盛り込んでいただきたいということです。

○座長 わかりました。

そうすると、「はじめに」と出ているものについて議論をして、その中に、委員の意見などを盛り込んでいただければというのが意見でということでもいいわけですね。

○委員 そうですね。少しじゃあご説明。

○座長 はい。じゃあ、お願いします。

○委員 よろしいですか。すみません、今からお時間をいただいて、少し説明させていただきたいと思います。

事務局のほうで大変なご苦勞をされて、今回、最終の原案ということで出していたいただいたものというふうに考えております。それに基づいて、私のほうで意見をとったんですが、少し自分で書き直したほうが、私の考えを少し述べさせていただくのにわかりやすいかなと思いましたので、私のほうで代案という形で、「はじめに」をつくらせていただきました。ただ、これは私個人の意見ですので、こういった内容を反映させていただければというふうに考えております。

順番に、かいつまんでお話をさせていただきたいと思います。私が用意した参考資料のほうをご覧くださいと思います。

「はじめに」の部分ですけれども、第1パラグラフですね。ここに、つくば市においてこの市民参加が推進される理由といいますか、なぜ市民参加が必要

様式第1号

なのかという部分を、つくば市の現状に即して少し書いたほうがいいのかというふうに思いましたので、ここに入れました。原案では、少子高齢化、エネルギー、環境問題、世界の課題というような形になっていますので、そのあたりはもう少しつくばというまちに引きつけた内容にしてもいいのかなというふうに思います。

第2パラグラフですけれども、これは原案にもありますとおり、これまでの蓄積を踏まえた形で、これまでこういったことをしてきたということをそのまま引用させていただいております。

第3パラグラフですけれども、これまでの経緯を過去のものとするのではなくて、やはりそういったものの、蓄積があって、そして今に至るんだということとで少し書かせていただきました。少し読み上げさせていただきます。

こうした蓄積を基礎にしながら、現在、本市が直面するさまざまな諸課題を乗り越えていくためには、行政はより一層市民の声に耳を傾け、住民自治の理念に基づいて、市民を主体にした市政運営をしていくことが必要です。そのためにも、行政は市政運営の過程において市民の多様な意見を聴取し、合意形成を図りながら進めていくことが重要です。そして、市民が自由に多様な意見を表明するためには、市政の合理化を高めることや市民と対話できる環境を整えることなど、市民参加の機会を拡大するための不断の取り組みが必要です。

ということで、これまでご議論あったと思いますけれども、主語が誰なのかということで、行政はという主語を一段と明確にしたような形で記載をしたほうがいいのかというふうに思っております。

それから、住民自治の理念、これ市民参加ですけれども、一般的に地方自治の中で使われている住民自治というものの理念、こういったものをきちんと明確に位置づけたほうがいいのかと。そして、市民を主体にした市政運営をしていくということです。

それから、市民が自由に多様な意見を表明するということが大事だと思うん

ですが、そのためには、市民参加をするために何か取り組みをする。市民参加を必要なときだけやるのではなくて、常日ごろから日常的に、やはりこういった考え方を行政あるいは職員の一人一人の方々が意識して実施していくということが重要なのかなというふうに思いましたので、不断の取り組みということを入れさせていただきました。

そして、次のパラグラフですけれども、市民参加は市民が市政に意見を反映させるための方法であり、行政が市民を主体にした市政を実現していくための取り組みだ。そして、つくば市はより一層の市民参加を推進していきますということで、書かせていただきました。

「はじめに」あるいは目的の部分というのは、この指針を策定するに当たって、行政の立場あるいは行政の考え方を市民参加に基づいて、これから市政運営をしていくんだという、ある意味、宣言といいますか、理念的な部分をきちんと表明した部分だと思いますので、これから個々の中身について議論をしていくかと思うんですけれども、まず「はじめに」、あるいは目的の部分で、きちんこの指針を策定していくに当たっての宣言あるいは理念といったものも明確にしていく必要があるんじゃないかということで、少し個々の意見を言っていくのは難しいなと思って、自分で書いたほうが早いなと思ったので、こういうような形で代案を出させていただきました。

その「はじめに」にのっとった形で、目的も今後の方向性を示していきますというような目的ではなくて、きちんこの指針を示し、そして、市民を主体にした、あるいは住民自治に基づいたというようなことでもいいと思うんですが、そういう市政を実現していくんだということをきちん明示していくということが、こういった指針では大事なのかなということで、特に「はじめに」の部分は、個人的には非常に重要な部分だと考えていましたので、このようにさせていただきました。

○座長 どうもありがとうございました。

様式第1号

パラグラフのところで、ずっと説明をいただいて、確かに最初のパラグラフ、つくば市に即してというところは、こちらでは一般的なものになっているというかな。それから、これまでの蓄積も、こちらのほうがより具体的に書かれていて、それから、3段目あたりから理念の問題、蓄積を考えながら、ということで、最後に、市民参加とは何かという積極的な定義を出しているというので、少し、つくば市の出してきている案よりも、積極的だというふうに思いますけれども、これうまく取り入れていけば、そういうことでよろしいでしょうか。これ全部入れかえるというのにはならないので、特に傍線が引いてある行政はとか、住民自治の理念とか、市民が多様な意見を表明するとか、不断の取り組みとかですね。

それから、その2番目の目的のところも、私も読んでみて、こっちの原文のほう「本指針では、できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるように取組を進めていくため」というよりも、市民の意見を吸収し、市民に満足、納得してもらえるような市政運営の形ですね。少なくともそのくらいにしたほうが具体的であると思いますし、委員のほうは「より市民を主体にした市政」というので、より積極的な形で書かれていると思いますので、もう少し、この目的のところも、積極的に市民の意見を取り入れたり、市民を中心とした市政運営を進めていくんだというのを強調するというようなことで、よろしいでしょうか。

○委員 すみません。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 何で、まるっと入れかえちゃいけないんですか。

○委員 私、これ読んですごくいいなと思ったんですよ。やっぱり住民自治であるとか、あと、ちょっと気になっていた市民ニーズという言葉。ここまでの文章だと、完全に市民に対して行政側がこうしてあげますよというような感覚の文章であったような気がするんですね。ただ、割と先生のこの文章だと、市

民を主体とした行政の運営というような形に何となく意識が入れかわったような気がしたんです。なので、その意識の入れかわった部分というのは、とても重要なのではないかなと思うので、まるっとこの文章、変にこねくり回さないこの文章のほうが、私はすっきりまとまるのではないかと思ったんですけども、文章って、いじればいじるほど変になるときってあるじゃないですか。

○座長　そうです。そのとおりですね。ですから、一番最初に全体を見直すのか、あるいは、こういうところを主張して入れたいのかというのをお聞きしたんですけれども。ですから、例えばこちら側としては、委員の文を中心にして、むしろそれに、つくば市の出している案を入れていくというかな。入れていくというのは、確かに物すごい入れにくいですよ。いずれにしても、文章として完成したものですから。ただ、これ両方を並立して載せるというわけにはいきませんので。

○委員　いっそのこと、入れかえてしまったほうが、いかにも、その住民自治ということを前提にした文章に、意識が切りかわったように思いますので、何となくそこを、書いたわけでもない私が言うのもなんですけれども、私はすごくいいと思います。なので、そこをちょっと重要視したいなと。

今まで行政の意識改革、意識改革という言葉をさんざっぱら聞いてきたんですが、やっぱりどこまで行っても、行政は行政サービスをする場所、地方自治法にもそう書いてあるので仕方がないんですけども、市民に対してサービスをしてあげていますよという感じではなく、もちろん行政にかかわるサービスはしなきゃいけないんですけども、市民に納得してもらえるのではなく、市民とともに市政を運営していこうというふうな形になったのではないかなと、印象ですけれどもね。私の個人的な意見です。

でも、それがすっきりまとまるかなと思っただけなので、私は個人的に、行政にサービスしていただくというよりは、一緒に頑張りましょうよと言いたいというふうに思って、行政と市民が仲よく手を携えて、一緒にやっていく感覚

というのを大事にしたいなと思います。

○座長 今回の意見に対して何かございますか。

今、私の意見としては、その文章全体の直しでなければ、どちらを中心にするかは別として、この両方を、相当至難のわざですけれども、ミックスしながらまとめていくという形。確かに市民を主体としたとか、市民とともにというようなものは、委員のもののほうがずっと鮮明に出ていることは確かなんですけれども、その辺も含めて何かご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○委員 委員の部分で3段落目以降の部分というのが、やはり視点がかなり今までのと違う感じがして。というのは、前のものだと、市政と市民というのが対立関係にあるようなふうにも読めてしまう。その対立関係にある市民の納得をどう得て進めていけばいいだろうか、とかというような記載ぶりに、誤解を呼びかねないものだと思うんですね。

他方で、今回出していただいたものは、よりもうちょっと前向きに、市民を協力者として位置づける、あるいは主体として位置づけるということで置かれているので、かなり視点が違うので、これをミックスするというのはなかなか難しいような気はしていて、どちらをとるかという話だと思いますけれども、やはり趣旨的には、委員のほうの視点をベースに調整していったほうが、私としては違和感はないかなと思います。

○座長 ほかにご意見ございますか。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 事務局、頑張っていたいたと思うんですが、初めに読んで、私の最初の感想、こなれていない文章だなという気がしました。非常に読んでいて、なかなか進まなかったんですね。それはいろいろな思いを多分取り込んだということと、それから、あえて議論を喚起するという意図もあったのかなとは思

いました。

一つ事務局に教えていただきたいのは、今回の資料は、庁内でどのような手続を経ているか、いないか。事務局があくまでも行政経営懇談会の事務局として、進行のためにつくった資料なのか、多少庁内で公表なりをして、リアクションをとっているのかを確認をさせていただきたいと思うんですけれども、お願いします。

○座長 「はじめに」の部分ですね。

○委員 そうです。

○座長 「はじめに」の部分は、事務局がまとめたもの。それ以外のところの部分の意見なんかを聴取してということありますか。

○事務局 この「はじめに」につきましては、以前「策定の目的」のところにある、ずらっと1ページ程度書いていたかと思うんですが、こういった中で、目的というのは短か目にして、これを「はじめに」に持っていったほうがいいんじゃないのかというような意見もございまして、そういった策定目的に合った文章をこちらへ移動したという、これは庁内でというよりも、事務局のほうで取りまとめております。

○座長 わかりました。

○委員 はい、ありがとうございました。

ちょっと続けます。

○座長 はい。

○委員 指針として、基本的に行政がこれに沿って仕事を進めていきますので、答申という形ですから自由度は担保されていると思いますが、しかし一方的に宣言するとか示すというよりも、行政が日ごろ感じているものも意見としては取り込むという努力もあったほうがいいと思うんです。ただ、現時点では、委員がお示しになったものは非常にすっきり読めるというのが一つ現実で、事務局の思いとどこが同じで、どこが違うかという部分を事務局がどう捉えるか

様式第1号

という、その余地も私は残しておいたほうがいいのかな、という感じはいたします。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 前回座長のほうから、こういう形の前書きを考えていますという発言がありまして、資料の中にもあるんですけども。その後で、結果的に技術論になってしまうのではないかということをおっしゃられたと思うんですね。私もそれはちょっと危惧しているのと、結局、市民参加を何のために推進していきたいのかという。目的のところで、その考え方を整理し、今後の方向性をお示ししますと書いてありますけれども、その考え方と方向性というのは何かというと、委員が書いてくださっている「市民を主体にした市政を実現する」。これがとりあえず当面の目的なんじゃないかと思うんですね。そのために市民参加を行い、ニーズを丁寧に聞いていくんだということなので、市民のニーズを聞いて、行政を効率的、効果的に運営していくというよりも、今回のこの指針のスタンスは、市民主体の市政にしていくということが大きな目標じゃないかと。それが抜けてしまうと、技術論に終わってしまっていて、今までも聞いていたじゃないですかと。いろいろな形で聞いていますよということで、意識改革になかなかつながっていかないんじゃないかなと思うんですね。

私ははじめにの部分、文章の流れとしては、委員のものに差しかえたほうがいいんじゃないかなと思います。

○座長 わかりました。どうもありがとうございました。

そうすると、行政経営懇談会としては、「はじめに」の部分というのは、委員の案みたいなものを中心という形で、仮に再構成するとしても、この中の趣旨を中心にまとめてほしいということでよろしいですね。

というのは、これ「はじめに」は、行政経営懇談会の責任で書くわけではないので、前の行経懇では大体、私どもで「はじめに」を書いていましたけれども。ですから、これは向こうの行政側の責任で書くので、行政経営懇談会とし

ては、このような形の趣旨を通したもので書き上げればということにするというか。ですから、さっき私、趣旨が入ればと言ったわけですがけれども、確かに文章全体の流れを両方入れながら書くというのは、非常に至難のわざということで、一応「はじめに」については、こういうふうに、行政経営懇談会としてはこういうような趣旨で、今、話したところをまとめてもらいたいということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 目的のところはいかがですか。

はい。

○委員 目的というのは、市民参加の目的を書くのか、ガイドラインの目的を書くのかが混在してしまっているのではないかと思うので、こういった行政の報告書というのは、大体はこの指針の目的を、まず最初を書くのがオーソドックスなんですけれども、別にオーソドックスに従う必要はありませんが、どちらを目指している目的なのかはちゃんと切り分けたほうがいいんじゃないかと私は思います。

今、委員の目的を見ますと、そこが必ずしもクリアになっていないんじゃないかなというふうに感じますし、「本指針では」の後に読点を打たれてしまうと、主語が本指針で、述語が市民を主体とした市政を実現する。指針が市政は実現しないですよねとかと思っちゃったんですね。なので、ここは市民参加の目的を書くというのであれば、そのトーンで統一したほうがいいと思います。

○座長 この目的は、私はガイドラインをつくる目的というふうに考えていたわけですがけれども。

○委員 そうですね。私もそうなんです。

○座長 そうであるとする、私もこの目的のところ、先ほど言いましたように、多少手を入れたわけですがけれども、「できる限り多くの市民に満足、納得してもらえる」というのはアウトプットだけなので、「できるだけ多くの市

様式第1号

民の意見を吸収し、市民に満足、納得してもらえるような市政運営の取り組み」とかというような形で、そうすると、ガイドラインと結びつくんだらうと思うんですけれども。

委員のもので言えば、「はじめに」のところに、「市民参加は、市民が市政に意見を反映させたものの方法であり、行政が市民を主体にした市政を実現していくための重要な取り組みです」というところで書かれているので、その後、そういった目的を実現していくためのガイドラインみたいなものは何なのか。ガイドラインをつくる目的として考えれば、ここは前のほうがはっきりしていれば、そんなに「市民を主体とした市政を実現します」まで書かなくてもいいのかもしれないね。

じゃあ、そういうことで、次回までの事務局の宿題になりますけれども、そういうことで、委員の意見についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員 目的のところなんですけれども。

○座長 はい。

○委員 この「できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるよう」というのも、若干同じ趣旨で見方がちょっと違う、ずれている部分があるかなと思っていて、定め方としては、この指針はどういうものを策定するものですでいいと思うんですけれども、やはり行政側が、市民の納得、満足を得られるようにやりますということではなくて、市民が主体的にかかわっていった、よりよいものに、市民参加の趣旨をちゃんと実現できるように、この指針を策定するものですというような形での書きぶりのほうが、やはりここの趣旨なのかなという気はします。

○座長 ここはそうすると、ある程度手直しで済みますよね、確かに。これ短いですね。

そうすると、今出た意見では、「できる限り多くの市民の満足、納得」とい

うのは、これ確かに行政が出してくるアウトプットについて満足する、納得するということで、インプット部分ですね。要するに、市民が意見を出して、市民の意見が通って、それで、その結果が満足、納得いくようになっていくというような、そういうガイドラインをつくるというような形でまとめられれば、目的として果たせるので、私は一例として「市民の意見を吸収し、市民に満足、納得」と言いましたけれども、この辺のところ検討していってもらう。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 「本指針では、行政として」というフレーズがあって、その2の(2)の本文のところでは、「本指針では、市政において」という、主体なのかフィールドなのかというのがちょっと曖昧になっているという感覚が一つあります。

それから戻って、1の目的の1行目の「市民に満足、納得」、私の中で納得というのは非常にハードルが高いかなと。ここはやっぱり満足と理解ぐらいのかなという感覚は持っています。

○座長 このご意見に対して何か。

はい。

○委員 はい、すみません。

「はじめに」のところとも絡むんですが、市民ニーズということが、この1ページの文章に4回出てくるんですが、私は、その市民ニーズというのがすごく引っかかったんです。それをうまく言えなくて困ったなと思っていたので、先生のこの案を読ませていただいて、あっ、これなら何にも引っかからなくて、そのとおりだというふうに思える。それが前提にあって、この目的のところ、やはり「市民に満足、納得」と、それって目的じゃないんです。変なんですけれども、満足したり納得したりはしなきゃいけないんですけれども、その手前のところというか、何のためにその満足を目指すのかというか、何か、もやも

やして上手に言えませんが、この今している議論って実は物すごく大切なところで、そこを事務局にやっぱり深く理解していただきたいんです。

事務局のほうに、市民参加を余りしたくないという悪意があるとか、そういうつもりは、感覚は全く持っていないんですが、何分今までしてこなかったことをしていこうとしている段階ですから、どうしても行政マンの常識と一般の市民の感覚との間にずれがあるわけで、その小さなずれのように見えることが、実は市民サイドから見ると、見過ごしにできないほど深い溝になる可能性を感じるわけです。

今のところ、その溝自体は感じていないんですが、この書き方、表面の問題ではなくて、実はこの書き方にあらわれてきた違いというのは、大きなものになる可能性を秘めているので、そういう意味で委員は、多分、住民自治の理念とかという少し遠くの目標といいますか、大きな目標といいますか、そういうものを書き加えることによって、そこを目指していくんだよみたいなことを示してくださったのかなと思うんです。

市民参加しましたとか、その結果、前よりも満足度が上がりましたということが最終目的ではなくて、やっぱり民主主義の実現とか、主権者を尊重するとか、そういう高邁な、ある程度抽象的な議論ともつながっていく部分で、実はそれがないと、細かい現場、これからいろいろな場面が生じると思うんですが、その場面で判断するときに、ぶれる可能性がある。その判断に迷ったときに、何を基準に判断するかというと、理念として何を持っているかということがすごく大事になると思うので、文章自体はもちろん、市の職員の方に、書く方の抵抗のない形で書いていただくしかないんですが、その住民自治の理念とか、それに類するもの、つまり目先の細かいことではなくて、理念を一つきっちり入れてほしい。それは私の場合に一番しっくりするのは、市民を主体にした市政を実現するということで、市長の言うことを聞くとか、多数の満足を得るとか、そういうことではなくて、やっぱり一番大事なのは、市民を主体にした市

様式第1号

政をするんだという、そこがはっきりしていれば、その次からのことはおのずから進んでいくみたいな気がするので、うまく言えなくて申しわけないんですが、その字面の調整ではないんだということを理解していただきたいと思います。

○委員 いいでしょうか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 似たようなことなんですけれども、できる限り多くの市民に満足、納得していただくという形になると、少数派の意見が潰れてしまうんですね。なので、満足してもらえるのを、市民全員が満足する政策なんて多分ないと思うんですね。でも、どうしても必要な政策というのものもあるでしょうし、そういうところで、ここにこういうふうに書いてしまったがために、大勢の満足が得られないではないかという形で潰される意見が出てきてしまっても困るんです。

特に、マイノリティー、障害者団体なんかにとっては、それは死活問題ですらあるんです。なので、この「できるだけ多くの市民に満足、納得してもらえる」とほかにもまだ出てくるんですけれども、この書きぶりは、私としては非常に抵抗があります。事務局としては、大して考えずに大勢が満足するのはいいことだろうというふうに思われたんだと思うんですけれども、それだけではない。ただ市民主体の、より多くの人幸せでいられること、満足する、納得することではなく、幸せでいられることを目指すような市政運営ということが必要になってくるんだと思います。

たとえ100人中80人が笑っていても、10名がしかめっ面をして、5人が泣いて、5人がもう外に出ていこうと逃げ出す支度をしているような、そんな市政では多分幸せじゃないです。意外と近くで泣いている人の声というのは聞こえるものなんです。

だから、ここはやっぱり市民主体の、かわいそうな人がいるから何とかしてあげてという声も生かされるような形の文章にしていきたい。数の問題

ではないんだということも、私はここで表現していただきたい。「できる限り多くの」という言葉は、多くの意見であればいいんですけれども、多くの市民にしてみると、全部多数決になってしまうので、小学校の学級会じゃないので、それで市政運営されたら、たまらんというのは、マイノリティーからの意見です。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 前回欠席したものですから、議事録見ましたが、そういう意見が出たということがあるんだと思いますけれども、今回、特に目的のところでも、議論の、私もこれを読んで、うーんと思っちゃったんですね。つまり、この題、タイトルの仮称ですけれども、市民参加推進に関する指針と、推進に関する指針なんですけど、誰が推進するのか。もちろん市民が、その役割が重要なんですけど、ここでは主語がどうかという議論がずっとあって、それを前提とした市政の推進なんだろうというふうに整理されてきて、主語が。以下の文章では結構、市政がというふうに書いてあるんですけど、そういうことを考えると、これ目的のところは、「行政として」という意味が、「として」という意味が主語なのか何なのかよくわからないんですけど。「整理し」というのが、どうして目的に整理が入ってくるのかもよくわからないんですけど、「方向性」は指針だから、方向性なんだろうけれども。指針を方向性を示すために整理するというのはわかるんですけども、よくその辺のことがこなれていないなという感じはいたしました。

対して、先ほどご提案ありました、この委員の案は、これタイトルそのものを書いているんですけども、ただ非常に、主語は明確なんですよね。それで、そのためのステップとして、こういう指針を整理したということなんだと思うんですけども、主語、明確なんで、逆に言うと、この目的の2行があるからこそ、このまた、「はじめに」の中身があるわけで、特にはじめにの中で、先

様式第1号

ほど理念が大事だというのがその背景としてあるというご意見もありましたように、特にこの3段落目と4段落目、これが非常にコアだと思うんですよね。この前段のほうは、市の事務局の案でも、うまく調和できるとは思いますが、特にこの3段目と4段目と5段目ですか。ここに、今回なぜこのタイミングでこれを行っているかということがまとめられていると思うので、これはぜひ、できたらこのまま生かしたらいいなというふうに思いますし、そういう意味でも、そのコアの2行で書けば、少なくとも、これが参加の目的というのかどうか、市民参加に対する基本的な考え方というのが、この原案のほうにはあるんですけども、市民参加に対する基本的な考え方ということよりは、もっと推進に関する基本的な考え方、推進するための指針を示すんじゃないかなというふうに思うので、そういう意味では、この委員さんの案はいいような感じがしておりますが、原案のほうは、まだこなれていないという感じがしました。そういう印象を持ちました。

○座長 そうすると、「はじめに」と1の目的のところは、再検討するということで、一応こちらの意見としては。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 すみません。代案を出した立場ですので、先ほどからご指摘あるとおり、この策定の目的の主語が、この指針ではというふうに、なるべく原案を見ながら少し書きましたので、わかりにくいというご指摘は、そのとおりだなというふうに思います。

これをつくった立場として、今少し考えたんですが、例えば「市民を主体にした市政を実現するためには、市民が市政に参加することが不可欠です」。市民参加の定義のところである文言「市民が市政に参加することが不可欠である」。「そのために行政が市政運営において市民参加を推進するための指針を定めます」とか、「策定します」というような形で、シンプルにしてはどうか

様式第1号

なということを意見として。

○座長 わかりました。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 前回、私もこのところで提案したんですけれども、「市民の満足、納得」という、「もらえるように」というのではなくて、「今後、より市民主体の」、「より」と、そのときは考えたんですね。「より市民主体の市政を進めていくため」。今も市民主体と考えているんでしょうけれども、そこに推進という意味をちょっと込めて、「できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるように」のところを書きかえればいいなという提案をさせていただいたんですが。その指針の目的を書くというならば、「考え方を整理し、方向性を示す」でいいと思うんですが、「市民主体」というのは、ぜひ入れてほしいなと思いますね。

○座長 前段のところですね。

○委員 目的のところですか。

○座長 目的の前段の一番上のところですね。「できる限り多くの」というところを「より市民主体の」という。

それでは、一応「はじめに」と目的のところ、また後で、もしどうしてもということであれば聞きますけれども、2以下、何かご意見ございますか。

○委員 市民参加のところにもやっぱり「できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるように」というところが、これは目的に入っていたからということで、ここに入っているんだと思うんですけれども、「市民主体の市政運営を実現するために」とか、ここら辺の言葉に書きかえていただきたいというのは、やっぱりこの「より多くの市民」というところに抵抗があるので、直していただきたいと思います。

○座長 わかりました。ただ「できる限り多くの」というのは、これ恐らく、

様式第1号

アメリカの市民参加のときのマキシマム何とかと言われている、それを使っているんですよね。「できる限り」というのは、その「できる限り多くの」というのは、できるだけ多くの人が参加するという意味合いで使っていて、必ずしも多数でということではない使い方なんです。ただ、これ確かに読み方によってはというのがございますので、その辺のところは。ただ、恐らく意図としては、マキシマム・イージブル・パーテシペーションか何か。

○委員 今のところなんですが、「本指針では」から、いきなり「市民参加を①とします」というふうに、理由に相当するところを省いてしまうというわけにはいかないんですか。

○座長 どのところですか。

○委員 今（２）の市民参加で、市民参加の定義を①と②を挙げて、その次の行で「本指針では」で、「（市政において、できる限り多くの市民に満足、納得してもらえよう取組を進めていくことを目的としていることから）」、今の括弧の中を省略しても、結論だけ言えば、ここの場面はいいと思うんですけども、というのは乱暴過ぎるんでしょうか。こういう考え方とこういう考え方がありますが、ここでは、これを使いますと言い切ってしまうと、それでいいような気がするんです。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 ここ非常に大事なところだと思うんですよね。２の市民参加のこれ定義にかかわっているんですが、「市民が市政に参加すること」と、まず①にしているんですけども、これ当然、皆さん考えておられるでしょうけれども、間接代議制の民主主義ですから、第一義的には選挙をして代表を選んで、議会というのがあって、それが市民参加ですね。そうではなくて、ここは直接参加、直接民主主義のことを言っているんだと思うんです。どんな市民も個人として市政に参加することができるということなので、そのところが曖昧になると、

何かどうも市民をお客さん扱いにされていて、もう一つは、両方の民主主義、議会との関係というのも、ここでは曖昧になってしまう感じがするんですよね。

私は、本指針の市民参加を①に考えるといったときには、直接的に行政に参加することを推進するために。要するに、市民が直接参加するということをニュアンスとして入れてほしいなと思うんですが。

だから、ここでまた「できる限り多くの市民に満足、納得」というと、市民はどうしてもお客さんになってしまうと。

○座長 それに、確かに、できる限り多くの市民の参加というならわかるけれども、「市民に満足」というのはおっしゃるとおりだと思いますので、その辺のところは。

○委員 いずれにしても、目的が修正される以上、目的を引用しているので、そことの兼ね合いで、自然と変わっていく部分だなと気がしますがけれども。

○座長 わかりました。それでは、「できる限り多くの」を含めた目的と、市民参加の定義のあたりのところを再検討するというか、今おっしゃられたような意見を中心に直していくということで、そのほかにございますか。

実際に、市民参加について、今まとめているんですけども、原稿にしているんですけども、今言われたようなことを全部入れると、際限なく市民参加というのは続いてしまうという感じで、それを最初にやっておけばよかったと思いますけれども、ここではガイドラインというようなもので、むしろ技術的なというか、先ほどおっしゃられた哲学的なもの、技術的なものとの間の。技術的なところもかなり勘案して考えちゃうものですから、随分市民参加という言葉を使っても、限定された意味で使われているように私には思えたんですけども。

はい、どうぞ。

○委員 細かいことですが、3 ページのところの。

○座長 3 ページ。

様式第1号

○委員 はい。3の(1)の4行目の終わりのほう、「市政に関わる情報を積極的に市民に対して公開」云々となるんですが、これ「対して」というものをとったほうが、ごめんなさい、私の感じでは、何か「市民に対して」と言われると、何かけんか腰じゃないけれども、という感覚があったんです。これ別に「市民に公開、提供し」で何にも問題ないので、敵対するかのような「対して」って、受け取り方、人それぞれですけども、意外とそういう細かいことのニュアンスが後に影響したり、文章読んでいくときに。なので、先ほども言いましたけれども、行政側にそういう意図がないというのは、もう想像にかたくないんですが、だからこそ、あえてマイルドにしていきたいということで、一言申し上げます。

○座長 はい。

○委員 続けてよろしいでしょうか。もう2カ所。

○座長 はい。

○委員 5ページですね。5ページ終わりのほうで、5の公表の3段落目「また、行政と市民が、それぞれ市民参加の現状についてどのように感じているのか、市民参加の取組を可視化するため、市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果を指標とします」というのが、何度読んでも意味がわからなくて、私なりに考えたのは「市民参加の取組」という部分を消しまして、「現状についてどのように感じているのかを可視化するため、市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果を公表します」としたら、大分平明になるんじゃないかなと。指標としますと言われると、どういうことかなと思っちゃうものですから。

○座長 「結果を公表します」とすると。

○委員 「結果を公表します」。あと、「市民参加の取組」という言葉も要らないんじゃないかと。

○座長 それをとるという。

○委員 それと、その次の段落ですが、この「5年」というのがずっと引っか

様式第1号

かっていたんですが、やはり3年ぐらいでいいんじゃないかな。もちろん1年では無理だというのはよくわかるんですが、3年とれば、とりあえず、ある程度めどが立っていて、この先、いろいろなことが話し合えるようになる。ちょっと5年というのは。

○座長 そうですね。

○委員 いいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 3ページ3(1)の4行目「積極的に市民に対して公開、提供し」この提供というのはどういう意味なのか、私は理解できませんでした。積極的に何かをされるのか、字句が並んだだけなのかというのは、よくわからなかったことと、それから、先まで行ってもいいですか。

○座長 はい。

○委員 4ページの4の(1)共有、理解の下から4行目「そして、それら情報の共有を図るため」と、このセンテンスがなじんでいないなという気が、つながりとして、これが、意味があるのかどうかというのがわかりません。とりあえず、そういうことです。

○座長 ほかに何かございますか。内容的に。

○委員 すみません。

○座長 はい。

○委員 よろしいですか。3の(3)、3ページのところですけれども、参加しやすい環境づくりということで、2番目のパラグラフ「また」というところで、「より多くの意見等を市政に反映させる」というところに、「子供あるいは障害者、外国人などを含めたより多くの意見を」という形で、マイノリティーの方たちも含めた形で、少し明文化して入れておくということに意味があるのかなというふうに思いますので、そういう方たちも含めた表現にさせていただいたほうがいいというふうに思います。

様式第1号

○座長 「参加が少ない」のところを具体的に入れていくということですね。マイノリティーの方たちを。

○委員 はい。

○委員 もう一回，すみません。今の委員のその後の部分なんですが「普段市政への参加が少ない市民の参加を促す取組が不可欠」と，この「普段市政への参加が少ない市民の参加」，ちょっと読んでいて，私わからないんですけども，何を意図しているのかがちょっと。

以上です。

○座長 これはどうですか。何を意図しているのかというのは。ありますか。

○事務局 これは要は，市民参加やりますというときに，積極的に参加される市民の方もいらっしゃるんですけども，そういった市民以外の方にも市政に関心を持ってもらったりとか，市民参加をして，そういった人たちの意見もしっかり市政に反映させていきたいという趣旨で，こういう表現を書いていますけれども。

○座長 説明を聞けばわかりますよね。そのとおり。

一番最後のところだけを少し決めて，それからまた，あとで戻りたいと思いますけれども，「おわりに」のところで，行政経営懇談会からの提言みたいなものがあるんですが，これは今まで出た意見みたいなものを事務局と，座長というか，私のほうでまとめて出すほうがいいのか，それとも前に，あれは自治基本条例でしたっけ。あれのときに各委員がそれぞれ書くような形で出すというようにしたこと。どういう形がよろしいですかね。

あるいは，まず一つ，行政経営懇談会からの提言みたいなものを一番最後に載せるか，載せないかというので，載せるのでよろしいですか。載せたほうがいい。その場合にそうすると，やり方としては，ですから，今まで出た意見を事務局と私のほうでまとめて，もちろん最後のところでは，これを見てもらいますけれども，それをまとめて出すやり方と，それから，それぞれが本当に数

様式第1号

行とか1行しか書けないかもしれないけれども、自分はこういうふうに提言したいというのを個人で出すかというのと、その二つぐらいの方法があると思うんですが、どちらがよろしいでしょうか。

○委員 各個人で出すことは非常に重要だと思うんですが、重複したりまとめる作業、あるいは考え方をすり合わせる必要があるので、やはり座長のほうでまとめて。

○座長 わかりました。

○委員 というのがいいと思います。

○座長 じゃあ、そういう形で事務局と、今のこの提言のほうはまとめたいと思います。事務局がまとめるといっても、私たちの意見のほうが、これは提言なんだからということになりますけれども。

○委員 ちょっと質問いいですか。

○座長 はい。

○委員 ちょっと書くかどうか、考えていないんですが、今回、この行政経営懇談会で、こういう指針づくりをやったという非常に画期的だとは思いますが、これは、これまでの行政経営懇談会でも、毎回それぞれの事務事業の見直しのときに、どういうふうに市民の意見が反映されているのかということ、毎回言ったんですけれども、それはほとんど表示、定量化されないんですよね。なので、今回ここでも指針で、市民参加推進の指針の中で、この評価、予算からずっと最後に評価というのを、この評価の段階ではというところがあるわけですが、効果的であったか。効果的というのは、事務事業の効率的ということ以上に、市民参加が推進されたのかどうかを評価するんだろうと思うんですが、そういうことを今後はこの行政経営懇談会でも、外部評価として、事前に実はそれぞれが内部評価をやるわけですが、内部評価の項目の中に一項目そういうことを入れるのか入れないのかとか、そういうことは考えて、今議論をやっているのかなというのは、ちょっと。

様式第1号

というか、いろいろな懇談会、審議会等にもできるだけ市民が参加するというのが今回から出て、この懇談会もそういうふうに、今実現していると思うので、それはすばらしいことだと思うんですが、多分参加した以上は、やっぱりそういうポイントを特に期待されているのかどうかというのは、その辺、事務局のほうでどうお考えになっているのか聞きたいんですけども。そういうことを書くのか、書かないかですね。今後、行政経営懇談会としても。

○委員 いや、5に書いてありますね。

○委員 それ書いてありますか。

○委員 はい。「つくば市行政経営懇談会にて評価し、その結果を公表していきます」。

○委員 そうか。

○委員 はい。

○委員 そうですね。わかりました。これを機会にということ。わかりました。私、読んだつもりだったんですけども、飛ばして、失礼しました。先ほどの質問は撤回しますけれども、そのことを含めた何か提言があるといいのかなと気がいたしました。

○座長 じゃあ、提言に盛り込みたいようなもの、何かご意見ございますか。

○委員 提言についてじゃないんですが、市民参加の主な実施手法のところ、例えばこういう問題について、市と一緒に議論をしたいという市民の側から提案があった場合に、どこでそれをやるんでしょうか。例えば市民討議会とかという手法がありますが、これは無作為抽出によると書いてあるので、こういう問題について市民で議論して、行政と一緒に議論したいんだというのがあった場合には、ここには当たらないような気がします。

それで、随分前に出していただいた、最初に出してもらったのかな。市民参加推進に関する規定内容という各行政でつくったもの、指針と、それから条例について、表にまとめていただきましたが、その中で、この中に入っていない

のは市民討議会，それから市民会議という文言では入っていないんですね。そういう項目はですね。あと，市民対話説明会とか，市民意見交換会なんていうのも春日部市にはあります。大体，対話型の意見交換会とか，市民会議みたいなものがどこにもあるみたいなので，それが一つ入っていないと，不十分かなと思うんですね。

もう一つ言いますと，流山市では，政策提案制度というのが書いてあるんですよ。これ，非常に興味があって，もちろん直接民主主義で，署名集めて何分の1でしたっけ，10分の1でしたっけ，何か提案することはできますが，恐らく，この政策提案制度というのは，議会でも市民参加と括弧書きありますけれども，恐らくハードルを下げているんじゃないかと思うんですよ。もっと政策提言みたいなのところまで市民が参加できるということがあるので，この辺を本文ではなくて，実施手法の中に入れておいていただけるといいと。今後の検討課題にも入っていくんじゃないかなと思うんです。

○委員 座長，よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 委員のお話があったことは，多分つくば市では過去にやっていたんだと思います。ウェブ上で，提案制度というのを実施していたと思います。実は多分，出てこなかったのかもしれませんが，そういうふうには，特に，つくばの皆さんって，夜間に活動する皆さんが結構いろいろなケース見ると，メールとか多いので，どこからでも誰でもという，カウンターの窓口においてあるはがきも有効ですけども，一方で，ウェブでもって，いろいろな情報に対して自分の意見を提案する。こんなこともやっていたので，そういったものも，もう一回掘り下げてもらって，いろいろな可能性はやっぱり確保したほうがいいと思うんです。

ただ，今働き方改革の中で，これ以上公務員の仕事をふやすというのは，いかがなものかなと私は思いますので，そういう意味では，市民を交えた討論会

様式第1号

を市民提案の中で始めてしまうと、相当ハードになるなという気がしますので、そこは優先順位の中でしっかり押さえていくのも大事なかなと。あまねくではなくて、本当に有効なものを少しずつ見きわめていくというプロセスも大事なかなという気がします。

○委員　そこで地域、地域何でしたっけ。

○事務局　地区相談センター。

○委員　地区相談センターですか。これが機能しないと、だめだと思うんですね。そこにいろいろな話が持ち込まれたときに、じゃあもうちょっと地域住民、皆さんで集まって、その問題について話し合いましょうというのが自然な流れ、そのための地域相談センター。

○委員　地区相談。

○委員　地区相談センターですか。その辺も、もしよかったら、この中に書き込んでいただけると。実施手法の中に。

○座長　行政経営懇談会の提案として、そういう実現手法の検討というかな。あるいは、新しい参加手法の提案とか、そういうものをしていくべきであると。実際にそういう技術論もやらないと、哲学論だけだと、じゃあどうやって参加するのというふうになった場合に、今言われたようなことって、非常に重要なことだと思いますので。

○委員　座長、いいですか。

○座長　はい、どうぞ。

○委員　今のご提案の方、私の認識不足かもしれませんが、地域の固まりをどう捉えるかということがあって、旧6町村の時代では実はなくて、そういう部分である部分もありますけれども、TX沿線ゾーンの開発は、また、まるっきり別なので、地域をどう捉えるかということも、もう一回行政の中で検討していただけるといいのかなという気はします。

○委員　発言してよろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 マルチレイヤーというか、多層的なものに考えなきゃいけない。図面をただ割るのではなくて、多層的に考えなきゃいけないという発想で、地域を捉えなきゃいけないんですね。そういう発想も、もしこの中に、懇談会の意見として入れるんだったら、非常におもしろいテーマだと思いますね。

○座長 そうですね。それも入れられたら入れたいですね。

はい。

○委員 いいですか。地域、今地区という話が出ていたんですけれども、地域コミュニティとか、そういったものを取りまとめてという形になってくると、地域の中に分散して存在している人たち、例えば、障害者のグループというのは、非常に分散して存在している。だから、じゃあどの地区に持っていったらいいんだと言われると、また住んでいる地区によって、必要になってくる課題が全然違ったりとか、いろいろなことがあって、そうすると、とても相談する場所に困ってしまったりすることがあるんですね。

もちろん、非常にいろいろとコストがかかったりとか、我々素人で手が出し切れない部分というのが、非常にたくさん出てくるんですね。そういうところで、やっぱり何かしら市政に対して働きかけをしたいとなると、地区だけでは難しい。だから、多層レイヤーの中の一つに、分散存在するという人たちのものもどこかに入れていかないと。

○座長 そうですね。ですから、地域というのは一つの単位で、その中で、それぞれのというのは、横断的に結びつくものもあればというふうになりますね。その辺のところを参加の方法としては入れると。

はい、どうぞ。

○委員 今ほどおっしゃった地域の人が、市民の側から懇談を持つ場というのは、7ページのタウンミーティングでも、私は十分可能なんではないかなと思いますので、あんまりいろいろな実施手法を並べるのも必要だと思いますが、

様式第1号

カバーできるものであれば、カバーするという方策も、私はあってもいいんじゃないかなと個人的には思います。

○座長 そうですね。

○座長 どうぞ。

○委員 いろいろ提案されているものが、市民自身が利用していない場合が多いと思うんですね。私なんかも全然利用していなくて、初めて本当に、定年になって、時間があって初めて参加したというのがいっぱいあるんですけども、そういうことが皆さんのところにまで回っていないから、余りこれもしたほうがいい、あれもしたほうがいいといっても、結局はみんなついてきていないです。結局積極的に参加している人だけが参加しているという形になってしまうので、みんなが参加しやすいというのは、確かに大事なことなんじゃないかなと思います。

○座長 そうですね。でも、新しい手法の開発そのものは、この懇談会としても出しておけばいいんだと思うんですが。

○委員 いいですか。

○座長 はい。

○委員 手法はここに書いてあるものでも、確かにいろいろ全部カバーできるというんであると思うんですね。ただ、これは全て、こういうことは開催できますということであって、それに対して市民からのアプローチという記載が全くないので、市民からこういう要望があったら、こういうことができますというようなことでは、ここには書いていないので、だから、もし何だったら、その市民からの要望をどこかで受け付けますよとか、そういったようなことが、この手法は、ここ手法なので、手法の中に書く必要はないですけども、どこかに別紙参照の手法の中に、市民からの要望があれば対応することができますというような形で。

ただ、やっぱりある程度まとめて持って来てねみたいなことじゃないと、お

様式第1号

一人の方の大きな声の意見で、そこで決められてしまっっては、行政もたまったものじゃないと思いますので、そのあたりはうまく表現しなければいけないのかなと思うんですけれども。市民の側からのアプローチということが、これは行政の指針なので、書きにくいのかもしれないんですけれども、受け付けることができるよというようなことが何かあったらいいんじゃないかなと思いました。

○座長　じゃあ行政経営懇談会からの提言というのは、今までに出た意見と、今また新しく出た意見と盛り込んでまとめたいと思いますので、これはよろしくをお願いします。

○委員　よろしくお願いします。

○座長　それでは大体、全部が終わったわけではないと思いますけれども、次回に、ある程度、成案を出して、それについてまた議論する形をとれば良いかなと思ってはございました。

次の回で、恐らくこの市民参加のところについては、まとめになると思いますので、皆さん、ゆっくり読んで、最後の意見を出していただければというふうに思います。

それでは、次に。

○委員　よろしいですか。

○座長　はい。

○委員　確認とお願いなんですけれども、例えば今回、これを事務局がまとめられるじゃないですか。まとめるに当たって、どんな感じでというのはおかしいんですけれども、通常で考えると、キーマンの方がいらっしゃって、いろいろなものを打ち込んで、また次回までに準備されると思うんですけれども、文章の中の言葉尻的なところでちょっとチェックしておけば済むことはあると思うので、やっぱりそこ、何ていうんですかね、若手から、多分やられていると思うんですけれども、その辺は経験のある方が見ていただければ、スムーズに

様式第1号

行くんじゃないかなというところと、どんな感じでやっているのかなという、そこが流れがわからなかったの、ちょっと聞きたい。

○事務局 流れについては、最初に担当がいろいろな話をまとめまして、内部で協議をしながら、最終的に提案する前に全体的にチェックして、こちらにご提案差し上げている状況です。その文章表現の仕方について、先ほどありましたように、行政独特の表現になっている部分もありましたので、そこに気をつけて、今後はチェックしていきたいと思います。

○委員 基本的に、この会とバーサスじゃないので、お互いにということがあるので、多分立ち位置の違いの言葉の選択の違いなどで、その辺を確認うまくできれば。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○座長 どうもありがとうございました。

よろしいですか。

それじゃ、二つ目の議題に入ります。

大規模事業の進め方に関する方針。

○委員 すみません。資料2の公募の要綱は。

○座長 公募の要綱も、今日やりますか。

○事務局 はい。できれば少し。

○座長 わかりました。ごめんなさい、すみませんでした。資料2の公募の要綱ですね。これについて。これは市として、第5条の何割というような問題と、それからあと、同一審議会等で再任する場合は何期までとするという、このところが大体中心になると思いますけれども。

○委員 すみません。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 座長のおっしゃるところが議論のポイントだと思うんですけども、1点だけその前に、第2条で「この要綱において、次の各号に掲げる用語の意

様式第1号

義は、当該各号に定めるところ」って、行政用語は「用語の意義」というのは、定義の意味で普通お使いになっていらっしゃるんですか。

○事務局 定義の書き間違いになります。申しわけございません。

○委員 はい。

○委員 字句の話をちょっと。

○座長 はい。どうぞ。

○委員 今の。

○委員 じゃあ、先生のほうから。

○委員 同じところなんで。

○座長 はい、お願いします。

○委員 次の各号というのはどこなんですか。

○委員 ないですよ。

○委員 だから、各号だと、多分2と3というのが。

○委員 3しかないです。

○委員 ①②とか、そういう形だと思うので、そこは。

○委員 (1)か。

○委員 もう号に戻すしかないね、これ。

○委員 そこはちょっと違うかもわかりません。

○委員 はい。

○委員 すみませんでした。途中でさえぎってしまって。

○座長 号。

○委員 号で。ちょっと違和感感じたんで。

○座長 はい。

○委員 市民公募の委員、第4条で、本文の最後に「この限りでない」。第3条で羅列していますね。1号で。「附属機関として設置された審議会、審査会、調査会等」。「対象の審議会等は、次に掲げる会議とする」。第1号で自治法

様式第1号

は出ていますが、第4条で「この限りでない」というのは矛盾していませんか。各号1号から6号まで。括弧なのか、丸なのかとあるんですけども。すみません、表現が変なんですけれども。これ見て、自治法で「附属機関として設置された審議会」。対象となる審議会ということは、3条の1号、ここに書かれた審議会だと言っていますよね。4条で、市民公募の委員は、1号から6号までは対象外だと言っていますよね。この書き方はベターなんでしょうかね。

○座長 今日法務課の方はお見えになっているんですか。

○事務局 いえ。

○座長 今日見えていないの。

○事務局 はい。

○座長 法務課の人なんかが中心に用語を使われたんですか。それとも。

○事務局 これはまた、こちらの企画経営課のほうの内部で作りまして、法務課と協議を同時並行で今進めておりまして、先ほど説明の中でも申し上げましたように、言い回しとか字句については、今、修正作業を進めているところでして、大変申しわけございません。

○座長 わかりました。そうすると、今の問題は、むしろここで指摘されたものをもう一度法務課と協議して出すということですね。

○事務局 はい。

○座長 ですから、むしろここでは実質的な内容としては、第5条の何割かということと、それから任期がどのくらいかということを議論するということになりますね。

○委員 あと、1点だけすみません。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 第7条の第3項で、無作為抽出方式の市民公募委員の選出は、次の第1号で、住民基本台帳と言っていますが、市民公募委員は2条の2項で、市内に在住している個人、在勤、在学と言っていますから、これ矛盾が出るので、

様式第1号

整理したほうがいいと思います。第7条の第3項、無作為抽出による市民公募の委員、これ無作為抽出だけなんですかね、それとも。

○座長 無作為抽出の公募委員。

○委員 この対象者は。

○委員 そのように読めます。

○委員 その前の2項が「応募方式による市民公募委員の選任」なので、それと対になっているということじゃないですか。

○委員 無作為で抽出する場合だけは、基礎データは住民台帳から入れるということ。

○委員 そういう形なんですかね。

○委員 それは、まあしょうがない。

○委員 まあ妥協かな。

○委員 相違ない。

○委員 すみません。質問していいですか。

○座長 はい。

○委員 第5条のただし書きなんですが、前回まではなかったと思うんですが、ここにただし書きが追加になった理由を説明していただけますか。

○座長 事務局のほう、いかがですか。第5条の「ただし」というところですね。

○事務局 前回は、この構成の割合を目安とする前の修飾語的に「審議会等の設置目的等を考慮し」というのを文章の中に盛り込んでいたので、それを条文形式に落としたときに、一文としてここで抜き出しているようになっているということになります。

○委員 これは市民公募委員の人数の条文なんですが、ここにただし書きが入ってきて、公募委員を入れないという話とは違うんですよね。これは市民公募委員の人数まで話が細かくなってきた段階で、さらに、ただし書きで「市長が

様式第1号

認める場合は、この限りでない」ということは、何割と決めた、その割合を前後させますよという、そういうことですね。

○事務局 はい、おっしゃるとおりです。

○座長 そういうことですね。

○委員 ご指摘のところは、多分「この限りでない」というのが、すごいわかりづらい。我々契約書つくるときには「この限りでない」というと、何なんだという話になって、もうちょっと明確にするんですね。なので、ただし書き以降は、別の表現のほうが、じゃあ何なんだと、そうじゃないのかとかいうことは書いたほうが、明確になりやすいかなと思いますね。ちょっと幅を持たせたのであれば、逆に「この限りでない」のかもしれないですが。

○委員 市長は別に定めてもいいかもしれないです。

○委員 そうですね。

○委員 市長は定めることができるくらいにして。

○座長 そのほかに、まだ技術的な問題でありますか。

はい、どうぞ。

○委員 一つ質問ですが、同一審議会等で再任という話が、この間から出ていますが、確認していただきたいんですが、再任する場合のその当該市民公募委員の選任手続というのを、やっぱり初めて応募する人と同じように、普通の応募手続に応募して、ずっと過程を経て選任されるということによろしいんですか。

○事務局 例えば、計画とかを1年で終わらないで、大体、市民公募委員さんというのは大体1年で終わるかと思うんですけども、2年計画とかって、2年をかけてつくる場合とかというのは長期で、そこで委員さんを変えてしまうのも、いかななものかというのがありまして、2期とか、そこぐらいいは、2期というのは、1期を1年とした場合は2年ということになりますが、そのぐらいいは同じ方に継続してやってもらったほうが、業務としてもスムーズになるん

様式第1号

じゃないかなというところでの考えを示したものです。

○委員 多分、ほかの市民公募委員でない委員さんの場合は、それで何にも矛盾なく今まで来られたと思うんですが、市民公募委員というのは、一応応募して、いろいろ各ステップを通過して選定されるわけで。

○事務局 そのときに、1回目の募集の際に、募集要項とかでも、そういったことをお示しするようになるのかなというふうに思いますが。

○委員 ということは、やっぱり二度同じことをするという。

○委員 しなくていい。

○委員 しなくていいということなんですか。

○座長 しなくていいということで、2年連続でやるという。

○委員 そういう、しなくていいというので2期。

○事務局 それ手法については、これから具体的な、今私が言ったやり方がいいのかというのを含めて、制度的には詰めていきたいとは思いますが。

○委員 ほかの委員さんとは、多分選定方式が違ったと思うので、再任と言っているけれども、また一から、ゼロから同じことをやるのかなという前提で思っていたもんですから、その確認をしたかった。

○事務局 その辺は、制度的にさらに詳細に詰めていきたいと思います。

○委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○座長 ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員 よろしいですか。そのすぐ下の「他の審議会等の市民公募委員を併任することはできない」となっているんですけども、障害福祉の分野で、できれば、車椅子に乗っていようが、バスは使うから公共交通にも行きたいよねとか、ただ、人がいないから出せないだけで、できるものなら、みんなに全部の審議会に出したいけれども、人がいない。そうすると、出られる人というのは非常に限られてしまう。

様式第1号

ということなので、これで併任できないとなってしまうと、全部締め出されちゃうんですけれども。

○事務局 それは、今、委員おっしゃっているのは、例えば何とか育成会とかいろいろありますよね。そういう団体から出ていらっしゃる場合は、その会からの有識者というんですか、有識者として捉えられているのか、それとも単純に、市民公募で一般的に募集されているのかというところで。

○委員 最近余り出ていないんですけれども、市民公募で応募できるときには、必ずするようにしているんです。

○事務局 そうですか。

○委員 要するに、有識者と呼ばれ、つくば市福祉団体等連絡協議会に委員を出してくださいといって来てくださるものに関しては、大体必ず、出てくれる人を探すようにはしていますが、ただ、公募となると、そういう人たちにはやっぱりハードルが高くなってくると。

だから、そういうようなことになってしまっている部分があるので、併任ができないとなると、何度も言うように、我々マイノリティーは非常に困る。

○座長 はい。

○委員 マイノリティーということとは別に、他市の話聞きますと、会議によってやり方も雰囲気も違うものですよね。だから、最低一つだけ、だから、二つだけ、最大二つ、1プラス1までは認めてもいいんじゃないかと。認めなければいけないというんじゃないけれども、委員の側で、自分は二つやれると思うのであれば、二つまでは応募すると。応募した結果、それを採用するかどうかは、また選考過程を経るわけですから、仮に二つを同時にやったとしても、本人の事情がそれを許すという前提で応募していて、であれば、確かに会議によって雰囲気が違うとか、それなりに学ぶことというのは当然あるので、さっきの再任のところでもストップがかかりますし、平均も2までというふうにしておけば、そこまで大きな、もちろん市民参加は1人でも多くの人に多くの機

様式第1号

会をとというのが大前提ですけれども、許される範囲かなと。それをあえて併任不可というふうに道を閉ざしてしまう必要性は、逆に言うと、ないんじゃないかなと思って、私も実は、ここは最大2どまりだけれども、道としては閉ざさないでいいんじゃないかと思っております。

だから、2では足りないかもわからないので、それはまた個別に相談になるんですが、一般論としても、2までは認めてもいいんじゃないかなというふうに感じます。

○座長 だから、行政側のディフェンスに立てば、できるだけ多くの市民に参加してもらいたいのと。市民教育や何かでも、できるだけ入れかわってやったほうがいいというのが出てきますけれども。

○委員 それももちろん大前提として納得します。

○座長 本当に少数派を代表として出てくれる人がほとんどいない場合は、どうしたらいいかという問題は残りますね。

ところで、同一審議会を再任する場合のところは、事務局のほうとしては、2期までぐらいがいいんじゃないかというのと、それから5条の何割というのは、2から3割ぐらいということなんですが、何かこれについて、特にご意見ございますか。

○委員 ただし書きがつきましたので、第5条のほう3割で問題ないと思います。

○座長 3割ということよろしいですか。2期までというのが、大体そういう形で。

○委員 はい。私もそれが妥当だと思います。

○座長 では、それ以外、もうちょっと法務課と協議をして、わかりやすいよう詰めていただければ、それでよろしいですかね。

○事務局 今の併任のところは、今の議論を踏まえますと、そういった併任をすることができないという前提がありながらも、そういった事情を酌み取って、

様式第1号

そういうことも可能だというようなことを少し入れたほうがよろしいですか。

○座長 そういうことでよろしいですか。

○委員 そうですね。

○委員 すみません。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 私も併任することができないと言い切っちゃうのは抵抗ありますが、かといって無制限に、事情って、それぞれの団体さんの事情は絶対あるはずですから、やっぱり原則は二つとか三つというのは、私は上限を設けたほうがいいと思います。

○委員 個人的な感想として、三つを超えると、きつくなります、正直。大体二つでもたまにダブル・ブッキングになることとかもあるので、三つあれば、大体、それ以上は人間の体はもちません。ほかの仕事もありますから。なので、二つか三つを上限という形でしておいていただければ。そうすれば、言いわけつくって誰かに振ることもできますので。

○座長 わかりました。

○座長 そうすると、この6条の(3)のところは「できないこと」というところをもうちょっと今いただいた2とか3とかいうようなところで考えてみてください。

○委員 すみません。もう一つ。

○座長 はい。

○委員 選任方法のところで、応募方式による場合も、無作為抽出による場合もなんですが、地域とか男女比とか、大まかな年齢、高齢者とか、年齢配分といますか、そういうふうなことに留意するというふうなことを、もちろんこれは何割とかというふうには言いませんけれども、一言書き加えていただくということは無理ですか。話には今までもその話は出てはいたと思うんですが、この要綱の素案には一切出てこないが、いかがでしょうか。

様式第1号

○座長 誰か、ほかの委員でご意見ありますか。

○委員 恐らく無作為抽出は、まさに無作為なんで、先ほどのご意見を反映するんだとすれば、こういう形で抽出方法を決めるという形にしないと、あるいは個別に決めていくという形になるんですが、それが果たしていいのかどうか。結構大変だと思うんですね。それぞれ。

○委員 無作為の一步手前のところで、それを分ける作業が。

○委員 ええ。

○委員 データとしては可能だと思うんですけども、果たしてそれでいいのかというのが一つありますよね。じゃあ、その理由と根拠を示せと言われますから、事務局ね。答えられるかどうか。ですから、あくまでもやっぱり無作為で、原則は無作為でというのが。

○委員 もう本当に何にも地域とか、男女とか年齢とか、何もあれしないで。

○委員 逆に、そういう合理性があるのであれば、それはそれで可能だと思うんですけども、事務的にはね。そういうケースってあるんでしょうか。

○委員 何か、やっぱり住んでいる場所が違々と、不便さを感じている場所が、事柄が違々とか、あとは男性と女性だと、同じ家に暮らしていても感覚が違ったりするから、そこもあんまり男の人ばかりだったり、女の人ばかりだったりしないほうがいいんじゃないかなという気もするし、高齢者の話をするときに、高齢者だけでやっているよりは、若い人が入っているほうがいいんじゃないかなとか、漠然としているんですが、無作為抽出で出てきた集団が、市の集団と相似というか、数は少ないけれども、男女比があって、地域も一応ある程度散らばっていてというほうが、何となく全体の意見として出てくるかなみたいな感覚があるんです。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 今の（２）のところに「応募資格は、審議会等の目的に応じて定める

様式第1号

こととする」というのがありますね。7条のここに。ということで、これだと本当に、そのときの審議の内容によって、応募資格を少し入れられるんじゃないですか。

○座長　そうです。

○委員　各審議会で。

○委員　そうです。各審議会の内容によって決められることというふうに、これを受け取っているので、わざわざそこまで書なくてもいいんじゃないかなというふうには思っていますけれども。

○座長　はい。

○委員　無作為抽出の場合は、手を挙げる方だけではなくて、いろいろな方の意見を集約するという意味では、余り制限をかけずにしたほうがいいと思いますし、応募方式の場合においては、選考基準のほうにジェンダーバランスであるとか、あるいは地域の配置あるいは年齢層とかというのが入れるということで、ここはこのままだでもいいのかなと思います。

○座長　そうですね。

○委員　わかりました。納得しました。

○委員　今の応募資格の中に、あるいは無作為の中でなった人が、これ別に、審議会等だから、何か決める権限があるということじゃないかとは思いますが、これは何か利益相反的なことがあるということは考え過ぎですかね。そういうのはあらかじめ排除するというのは。いや、当然のことだから書かなくてもいいかもしれないけれども。

○座長　ですから、応募の段階で、それをある程度チェックするということでしょうね。

○委員　だけれども、書いていなければ、応募資格が。

○座長　わからない。

○委員　確かにね。

様式第1号

○座長 わかりませんよね。でも、これだと、入れちゃうと、それこそ身元調べなきゃ、全部わからなくなっちゃうから。難しいですね、確かに、おっしゃるとおりだと思うけれども。

○委員 基本的に、その審議会に参加したいという意識のある方なら、誰でも応募していただいていいと思うんですよ。ただ、その方が選考基準に合致するか合致しないかというのは、また、その審議会の性質にもよると思うし、余りそこでガチガチにいろいろな条件をここに入れてしまうと、今度、ええと、もうできるのかなと悩んじゃうかなという気もするので、そこは余り考えなくてもいいのかなと。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 委員さんは、非常に人間をよく理解されていらっしゃるんですけども、悪意を持ってこの制度を利用しようと思うと、やっぱり私、利益相反の問題は考えておいたほうがいいと思いまして、それをこの要綱に盛り込むのか、先ほどおっしゃられたように、各応募のときの条件に必ず入れるという部分は、私は必要だと思います。

○座長 ですから、それはこの中に入れないまでも、今言われたようなことは何らかの形で入れるというか、この中に直接入れるんじゃないにしても。各審議会の中でやってもいいのかもしれないですね。

○委員 審議会ごとに整理していただいて。

○座長 じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 大分時間がたってしまったんですけども。

それでは、第2番目の議題ですね。つくば市の大規模事業の進め方について。

事務局のほうから、最初説明してください。お願いします。

○事務局 (資料3, 4に基づいて説明)

・資料3 (仮称) つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針
素案

・資料4 (仮称) つくば市大規模事業評価実施要綱 素案

○座長 どうもありがとうございました。

前回の懇談会の議論を踏まえて、引き続き庁内での検討を進めているようですけれども、前回のこの会議で出た質問や何かについて、一応回答していただいたわけですが。何か、まず全体についてとかご質問がございますか。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 今のご説明の中でわかりやすいのが、学校のスクールバスですけれども、私は一体の事業だと思います。なぜならば、小中一貫校で、通学の不便性を解消するためには、もうスクールバスというのは求められるということであれば、一つの事業に間接的に発生するソフト事業もよく見えるようにしておくという意味で、それは取り込んでいいのかと。完全に別立てのソフト事業については、問題はありませんけれども、そういう認識を今持ちました。

それから、一番懸案なのは、この事業を入れることによって、基本的に市民参加はよいことだと思います。ただし、リスクとして何があるかということ、時間がかかるということです。その時間のリスクは、市民も含めてとるということを確認した上で、例えば、この計画で、大阪方式で言った場合に、4年、8年という政治の任期を超えますので、そういうふうなリスクをどうするかというのは、市民がしっかり市民力を高めていくことでカバーせざるを得ない問題が新たに起きてくると。新たにというか、確認できるということを申し上げておきます。

○座長 そのほかに、ご意見とか質問はございますか。

この10億円について、幾つか説明があったわけですが、5億円と言われた方もいらっしゃったんですが、その辺のところはいかがですか。今の説明

様式第1号

を聞いて。

○委員 薄々そうかなと思って、覚悟していたところもあるんですが、筋の通った理由が二つありましたので、これ以上の意見は必要ないかなと思います。ただ見直しという、全体として、この大規模事業評価制度についても、見直しをしますということは、やっぱり必要だと思うので、実際やってみて、それこそまた、先ほどのじゃないですけども、3年ほどやってみて、見直しはしますよという項目をどこかに入れていただけるといいと思います。

あと、もう一つは、まとめますとおっしゃったから、多分土地代だけで9億だから、これはかからないというふうにスタートしてしまってというようなことは、基本的には起こらない前提なんだとは期待しますが、中根・金田台の歴史公園とかの話は、今土地だけが先行しているようですけれども、そういうことの起こらないということは、どういうふうに担保するのかなという。もし、その担保の根拠があるのであれば、考えていただければと思います。その件について、私はお手上げですので、骨抜きにならないことを祈るという意味で、実際に中根・金田台の例がありますので、可能性ゼロではないというところで。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 今のところなんですけれども、参考資料5のほうを拝見しますと、土地取得のみというのが、ずらっと並んでいるんですね、今までのところは。ただ、今回の指針拝見する限りでは、用地取得を含め総事業費という形になっているので、この項目はなくなると信じたいなと思います。

○事務局 特に、予算の確保のために、ばらばらに年度ごとに予算を要求することがあったとしても、それをチェックする事業評価としては、土地と建物を含むものについては一体的に評価して、土地を先行して予算立てするというのはあり得るかもしれませんが、事業は一体的に、評価されたものが実行されるということでございます。

様式第1号

○委員 あと一つ、疑問なんけれども。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 維持管理、運営費に関しては、入りませんということなんですけれども、大抵の箱、例えばふれあいプラザみたいなものであれば、そこまでかからない。プールとかかかるのかな。かからないのかもしれないんですけれども、例えば、今つくば市はそれをやる気はないと思うんですけれども、市立の病院をつくるとかということになると、中のほうがお金がかかりますので、そういったようなもののときにはどうするのかなとか。どう考えても維持管理、運営に物すごくお金がかかるものをやらなきゃいけなくなったときに、含みませんよでいいのかなというのは、ちょっと疑問に思っています。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 施設をつくって業務に供するために必要な、給食センターだと設置型鍋釜とか、病院だと医療機械、医療機械は微妙でしょうけれども、それは一つの事業として認めるというのは、私の中で一般的かなという気はしますね。それを分離するということは通常ないですよ。箱だけつくって、中に何も入れないで、事業終わるということはないと思います。だから、そこは少しぶれずに、考え方によって、ぶれようと思う人がいるとすると、やっぱりしっかり整理しておく必要があるかなという気がします。

あと、もう一つ、2ページの大規模事業の定義の中で、PFIみたいなものを想定されているのかどうかを確認したいと思います。

○座長 この辺のPFIについてはいかがですか。

○事務局 PFIも、評価の対象ということで、今、検討しているところです。

○座長 考えているということですね。

○事務局 はい。

○座長 じゃあ10億円以上のPFIを使ってやる、方式を使ってやるものについて。

様式第1号

○事務局 はい。

○座長 はい，わかりました。

それから，さっき市立病院というのが出ましたけれども，事業費とか，そういうようなものの中に入れてやるのか，それとも側だけというかな，その辺のところはどんな今展開ですか。むしろ，だから，市立病院なんか建てた場合は，実際に中の施設というかな，そのほうが高い場合だってありますよね。そうすると，こっちの中のものは，要するに維持管理に関するものだから評価はするけれども，総事業費の中に入れないのか，それとも，そういうのについて入れるのかというようなことは議論になっているわけですか。

○事務局 通常，総事業費と言われるときには，先ほど委員おっしゃったように，当然，新しい建物をつくる，箱とかつくる場合には，備品の購入というのは当然ついてきますので，そういったものというのは総事業費には含まれます。給食センターであれば中の設備だったり，病院であれば中の診療設備などが含まれます。

○座長 最初につくる大きなものについては，きちっとやって，それから，毎年度それを維持管理していくものについては，総事業費の中には入れない。

○事務局 はい。

○座長 わかりました。そんなことだそうです。

よろしいですか。

○委員 それで，運営費で一番問題になってくるのは人件費なんですよ。意外と軽く見られがちなんです，実は地味に響く人件費なので，例えば大勢が働かなければいけないような施設をつくり，それを維持管理する。そこで十分な収益が上げられるかどうかという，今最近では，病院ですら危ない状況になっているというのが，私もともと医療の人なので，そういうところが非常に気になっている。そこに，もしかして，つくば市はいろいろな大きい病院があるので大丈夫かなと思うんですけども，足りなくなった市で何とかしなきゃいけ

ないとなったときとか、ごめんなさい、病院のことしかわからないので、病院、病院言っていますけれども。

例えばほかにも、例えば発達支援センターなんかでも、人をたくさん雇わなければいけない。特に重度の子を見るとしたら、看護師さんとか、要するに高い人件費が必要な人たちを雇わなければいけないという、そういうようなランニングコストというものが、意外と地味に効いてくるんじゃないかなというのがあって、そこは本当にソフト事業なので、どこまで計算していいのかというのが、そこを計算するために事業が縮小してしまっても困る部分というのがやっぱりあると思うんですね。そのあたりって、私も何が正解なのかわからずにしゃべっているんで、このあたりは、じっくり検討していただくしかないのかなとも思うんですけれども、最終的に予算を圧迫するものであることには変わりがないので、そのあたりも本当にいいのと。ちょっと及び腰な発言なんですけれども、本当にそれでいいのかなという感じですので、いろいろな事業が想定されると思うので、私は不安なだけです。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 今ので、庁舎と同じでいいんだという話になりますけれども、ハード事業で、大規模事業という議論の中で、もう一つが、人件費というのは行政にとって大きなウェートを占めますよね。通常、解雇できないと思うんですね。職員は。赤字再建団体なら別でしょうけれども。そうすると、定員適正化計画ということで、総額の定員モデルをしっかり定めておく中で、サービスの箱物が一緒に展開すればいいんですが、サービスありきで動くと、定員モデルはどこかにしわ寄せになる。何が言いたいかというと、要は人件費という経費も相当に行政にとっては大きな経費なので、その適正管理というのは、しっかり行わなくちゃいけないというのが、この大規模事業と併記して議論しておいたほうが、議論というか、考えておいたほうがいいような気がします。

○座長 やっぱり事業と、こっちの人件費は分けたほうがいいのかもしれない

様式第1号

ん。

ただ、人件費だって10億超えれば、大規模事業並みの予算を使うわけだから。当然適切に行わなきゃいけないということになると思いますけれども。

はい。

○委員 参考資料3の欄外下のところに、総事業費の中には含んでいないけれども、事業評価の際に評価項目としてはランニングコストを評価しているということは出すということですよ。そのときには、当然人件費も入れるということですね。

○委員 実施要綱の2ページに書いてあります。

○委員 ごめんなさい。

○委員 実施要綱の2ページに、その件に関して書いてある。第6条5項の経済性のところに。

○委員 すみません。わかりました。

○座長 事業の経済性・効率性のあたりですか。維持管理費、運営費、ここに書いてある。

○委員 これは要するに、評価すると決まってから上がってくる評価ですよ。要するに、大規模の10億に入るか入らないかという部分ではなくて、要するに、何をどう頑張っても10億超えちゃうものも評価の中に入ってくるわけですね。だから、どうなのかなと思って。評価になったときに出てきて、これすごいお金じゃんとなっても、まあいいのかな。評価にならなかったときにどうなるのかなというのが、ちょっと心配かなというところですね。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 くどくてすみません。大規模事業の議論は大事なんですけれども、大規模にならない、中規模や小規模でも、ライフ・サイクル・コストというふうな形で、生涯この施設は何カ年で幾らかけてくる。それに対して、どれだけの

サービスが提供できるというのは、ある種の国交省が言っているベースじゃないその費用便益というか、市民に対してどういう利便性が提供できるかという議論は、どこかでしっかりしておく必要がありますよね。たまたまこの会は、大規模というふうなくくりを設けて議論をしていますけれども、行政運営の根本にあるのは、その大か中か小ではなくて、ライフ・サイクル・コスト、いわゆる箱物から波及するサービスには、ライフ・サイクル・コストという意識を持った視点を持つということは大事だと思います。

○座長 行政経営懇談会の事務事業評価では、そういうことをやっているわけですね。でも、今回は一応大規模事業に限ってやっているわけで、一応10億円というのが単位としてというのはいかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 じゃあ大体、それで懇談会としては、このくらいでということを確認したので。

そのほかに、この前、前回からの質問も含めて、質問に対する答えが十分でないとか、あるいは、ご意見ございますでしょうか。

○委員 質問です。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 前から申し上げているところなんですが、大規模事業の定義と、その適用範囲というところの整理がやはり違和感があって、基本方針のところでは、大規模事業の定義が10億円の施設整備費でとされている一方で、要綱のほうで、評価の対象というのが狭められて、かつ、一部では市長が判断した事業については適用となっているというところで、規定の仕方としてやはりちょっとわかりづらいかなという印象を受けるんですけれども、これは前回も指摘させていただいたとおりなので、何か意図があって提示されているんだと思うんですが、その理由をお聞かせいただけますか。

○座長 いかがですか、事務局のほうで。

○委員 基本方針のところでは、大規模事業が10億円以上の施設整備事業とされているので、そのものがこの基本方針の適用があるんだなということで動くんですけれども、その下の要綱に落ちると、この事業評価に関しては、一定の事業は評価の対象から除くように、かつ、市長が判断した事業については、取り入れようという形になっているので、ここの部分の規定というのは、本来だと、基本方針のほうにも適用されるべき話なのかなと。

例えば市長が必要だと認めた事業は、この基本方針の適用もあるというたてつけにしないと、その評価だけが浮いちゃうというんですかね。そこの統一を図ったほうが、やはり規定としてはいいのかなという、何か理由があれば、もちろんあれなんです。

○事務局 そうですね。この辺もう一度整理をさせていただきたいと思うんですが、今の意見を踏まえて、もう一度整合がとれるように、修正いたします。

○委員 そうですね。丸々要綱の第2条のところの規定を基本方針の2ですかね、に移してきちゃうような形が一番シンプルかなと思っているんですが。

○委員 いいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 もう一つ、要綱のほうにある第6条の自己評価調書という項目が、さっきも言ったんですけれども、(1)から(7)まであるんですけれども、これも基本方針のほうの事業評価の考え方ところに、事例として、この7項目入れておくということできないですかね。これだけの評価をすれば、大抵のものは評価できたんじゃないかなという、非常にきれいにまとまっているかなと思ったので。この指針のほうの事業評価の考え方は割と漠然としていて、これだけ評価しますよという感じではないので、項目が入っていたら、例としてでもいいので、これだけやりますよというふうなものが入っていると、もっとわかりやすいかな。

○座長 そうですね。別に基本的な方針のほうは、そんなに法律的にこだわら

なくていいわけだから、これ入れ込んだっていいわけですよ。もし、うまく入れられるようだったら、具体例として（１）から（７）まで入れるようにしてください。こちらの事業評価の考え方のところですね。

○事務局 はい。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 議論戻すようですが、もうちょっと方針と要綱の整理をしたほうがいいかなと思います。同じことを両方でうたう必要はないと思います。方針って通常、余り個別のことはうたわずに、細則は要綱で縛るというかたちなんですけれども、少し出入りがあるようだとすれば、階層を整理していただいて、方針の運用性と要綱の実務性というのを明確にさせていただいたほうが、疑念は払拭できるかもしれません。

○委員 いいですか。

○座長 はい。

○委員 要綱のほうに書いてある、この評価調書というのは、これは市長が必要と認めたときに書くものであって、特にそれに関する縛りが余り書いていないんですね。

だから、実際問題、大規模事業評価で、実際何をするかということは、ここには具体的には書いていないわけですよ。書いてあるのかな、私には読み取れなかった。なので、どこかに大規模事業評価というのは、こういうことをやりますのというのがあって、その限りではないばかりがいっぱい書いてあるので、できることならば、実際具体的に何をするのかということが、まずボンと最初にないと、ちょっと納得できないのかなという気が。

○座長 ある程度は、だから、こっちのほうは確かに、方針のほうが抽象的なんですよ。

○委員 そうです。でも、要綱のほうもちょっとわかりにくかったかなというのがあって、何か読み込みが足りないのかもしれないんですが。

様式第1号

○委員 一つ、要綱には、様式が必要なのかもしれませんね。

○事務局 第5条につきましては、今、様式のほうを整理しているところでございます。次回、様式のほうもお示しできるかなと考えております。

○委員 わかりました。

○座長 そのほかに何かご意見がございますか。

○委員 すみません。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 非常に瑣末なことなのですが、この基本方針のほう、文末が「行うこととします」という表記が非常に多いんですが、「取り組んでいきます」とか、「見直しを行います」では、だめというより、どういう表現が、こういう表現で一般的なのかわからないんですが、「選択します」とか、そういう表現では問題があるんでしょうか、

○座長 例えば「選択します」というのは、どここのところを修正するのか。

○委員 もう大体文末だとか。

○座長 文末のところですね。

○委員 そうなっています。例えば2ページの(2)の目的の一番最後ですけれども、「取り組んでいくこととします」。「取り組んでいきます」で。3ページの①②も大体こう「組み合わせて行うこととします」。「選択することとします」となっているんですが。

○座長 これは言葉の問題だから。

○事務局 市民参加指針の際にも、言葉尻、その辺ありましたので、その辺につきましても同じように修正したいと思います。

○座長 今出てきた「こととします」というのを、例えば「いきます」でもいいわけだし、「行います」でもいいわけだし、その辺ところを検討しておいてください。

○事務局 はい。

様式第1号

○座長 そのほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○座長 どうもありがとうございました。

大規模事業につきましては、今回と次回の懇談会で、ある程度まとめたいと思っておりますので、きょういろいろな意見が出ましたので、そういうものを通してまた変更したものを次回に出したいと思います。

予定していた議事は以上ですけれども、その他何かこの委員会で発言したいことございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 今日、たまたま差別解消法に関する勉強会に、午前中、水戸のほうへ出てきまして、大規模事業に係るときに、必ず公共機関なのでバリアフリー化が評価の対象になっているということを、ここへ載せられなくても、どこかで明記していただけたらいいなと思います。学校なんかでエレベーターをつくっても、障害のある人を乗せるためのものではないといって、入学を断られたりしているんですね。それは余りにもおかしいことではないんですかというのが、障害者団体のほうからの考えであるんですけれども、それを一体どこにどういうふうに言っていっていいのかも全然わからない状態なので、できることなら、もう国連決議で差別禁止ということになってしまっているの、それはつくば市も絶対遵守しなければいけないことだと思いますので、公的施設は、法的義務としてバリアフリーでなければいけないということを、もういいかげん肝に銘じていただきたいなと。ここの人たちだけの責任ではないので、全体でやっていただきたい。

○事務局 市のほうでも、もうちょっと前になるんですが、ユニバーサルデザインということで、市で基本方針なども策定しながら、職員の研修をしたり、そういう差別じゃないけれども、そういったものも全くないんだよということで、ハード面じゃなくてソフト面においても、実はそういうことはやっている

様式第1号

んですか、なかなかそういったところは追いつかない部分がありまして、大変申しわけございませんけれども。

○江藤委員 今年、補助金も決まったじゃないですか、議会通って。すごくいいなと思っているので、ぜひそれを進めていっていただきたいと。

○事務局 はい。

○座長 それでは、事務局のほうは何かございますか、日程のことについて。

○事務局 次回の日程でよろしいですか。

○座長 はい。そのほか連絡事項があればそれも。

○事務局 （今後のスケジュールについて説明）

○座長 本日、予定しておりました案件は一応終了したんですけれども、何かそのほかご意見がございましたら。

○委員 事務局にお願いがあるんですが、私の個人的なお願いですが、今、行政経営懇談会でこういう議論がされている。こういう段階になっているというアナウンスを、できましたら、部長さんが集まる会議か、もしくは次長さんかわかりませんが、適切に情報を提供していただいて、皆さんの意見があるようでしたら、事務局がまとめていただいて、我々にそういう意味での意思表示、もし可能であれば、来ていただくことも大事かと思います。最終的にできたものが市の皆さんにお渡しするというか、提言することになりますので、運用するサイドの皆さんのこういう認識というか、余りショックを受けないようにといえますか、お願いできればと思います。

○座長 それは、意思疎通はとっているわけ、いろいろな形で。

○事務局 はい。まず大規模事業については、各部の次長さんをメンバーとする庁内の検討会議で、この懇談会をやる前に開いて、そこで協議し、その後、懇談会にお示ししております。

○委員 ありがとうございます。

○座長 よろしくお願ひいたします。

様式第1号

○委員 もう一点。

○座長 はい。

○委員 すみません。前にも言ったんですが、市の方針で非常に丁寧な議事録をつくっていただいていいと思うんですが、読み込むの大変なんです。私としては、毎回論点を、概要を整理して、それについて、どう次の会議で決めたか決まらなかったかというのがダイジェストで見えると、職員の皆さん、それ全部見てわかりますから、臨場感出ますので、非常にご負担かけるかなという気はしますが、私の個人的な期待値は、この議事録も大事ですが、でも、論点の項目と、決まったか決まらなかったか、何が決まったかということだけでも見えるというのはとても大事かなと、すみませんでした。

○委員 すみません。

○中村座長 はい。

○委員 これもお願いなんですが、今回、指針とかはもうそこまで変更がないと思うので、履歴をつけて、どこが変わったのかというのをデータだけでもいいのでいただけると、毎回全部読むのはすごい疲れますので。

○事務局 変わった点については、下線を引くなり、そんな形でどこを修正したということがわかるような形を。

○委員 ここが変わりましたということがわかるような形にしていれば。

○委員 大きく変わるようなものは、例えばまだ素案の段階のものは、大きく変わりましたでいいんですが、できればお願いしたいと思います。

○座長 じゃあ、いろいろ注文がつけましたけれども、事務局、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

平成29年度第5回つくば市行政経営懇談会

日時：平成29年11月28日(火)14時00分から

会場：筑波銀行セミナールーム

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について

(2) (仮称) 大規模事業の実施に関する方針について

3 その他

4 閉 会

(配付資料)

資料1 (仮称) 市民参加推進に関する指針 素案

資料2 (仮称) 審議会等への市民委員の公募に関する要領 素案

資料3 (仮称) 大規模事業の実施に関する方針 素案

資料4 (仮称) 大規模事業事前評価制度実施要領 素案

参考資料1 第4回つくば市行政経営懇談会会議録

参考資料2 平成29年度つくば市審議会等一覧

参考資料3 大規模事業評価 他自治体 年間スケジュール

参考資料4 大規模事業評価導入によるスケジュール (イメージ)

参考資料5 つくば市の公共事業

参考資料6 各自治体の外部評価委員

（仮称）市民参加推進に関する指針 素案

平成〇年〇月

つくば市

はじめに

つくば市では、これまで、行政と市民や企業、NPOなどが、まちづくりの役割を分担し、協働していく枠組みとして、「市民協働ガイドライン」を平成21年3月に策定し、また、平成24年3月には、市民や行政などの自治における位置づけや役割についてまとめたものとして「つくば市自治基本条例市民ワーキングチームからの報告」を発表するなど、市民と行政が一体となって取組が進められてきました。

一方で、近年、少子高齢化やエネルギー・環境問題など、世界はこれまでに経験のない課題に直面するとともに、人々の生活スタイルや価値観は多様化、複雑化し、画一的ではない社会へと動き出しています。

こうした中で、特に、行政が主体的に行う取組みである市政においても、できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるように取組を進めていくことは必要不可欠であり、そのためにも市民のニーズを常に的確に把握していくことが重要となります。市民ニーズの把握のためには、市政の透明性を高めることや、市民と対話できる環境を整えることなどにより、市民参加を推進していく必要があります。

市民参加は、市民が市民ニーズを意思表示する手法であり、市政と市民ニーズとの乖離を解消させ、その結果、効率的、効果的な市政運営につながる重要な取組です。そこで、より一層の市民参加を実現していくために、市民参加の基本的な考え方や方向性を示した指針を策定します。

なお、本指針の策定にあたっては、つくば市行政経営懇談会において、ご意見をいただき策定いたしました。

1 目的

本指針では、行政として、できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるように取組を進めていくため、市民参加に対する基本的な考え方などを整理し、今後の方向性を示していきます。

2 市民参加とは

(1) 市民

本指針では、「市民」を、市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市内を拠点とする団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア、企業・事業所など）とします。

(2) 市民参加

市民参加には、次のとおり二つの側面があります。

①市民が市政に参加すること

②市民が自主的なまちづくり活動に取り組むこと

本指針では、市政において、できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるよう取組を進めていくことを目的としていることから、市民参加を「①市民が市政に参加すること」とします。

(3) 市民参加の4段階

事業を実施する際には、まず「企画・立案、計画」し、それらを「実行」した後に、「評価・検証」を行うという流れで進められることが多くあります。

市民に市の取組や市政を知ってもらい、充実した市民参加へと繋げるためには、行政と市民とが情報を「共有」し、互いに「理解」を深めておくことが必要であり、特に、それらは日常的に行われていることが求められます。

そこで、本指針では、市政における市民参加を、「共有、理解」を加えた4段階（「共有、理解」、「企画・立案、計画」、「実行」、「評価、検証」）とし、常に「共有、理解」を図りながら、「企画・立案、計画」、「実行」、「評価・検証」の各段階において適切な市民参加を検討し、実施していきます。

3 基本的な考え方

(1) 積極的な情報提供、共有

市民参加をより効果的に実施するためには、市民に、市政への関心を持ってもらうことが欠かせません。

そのためには、市の状況や統計等の基本情報だけでなく、市政の課題や検討段階における論点など、市政に関わる情報を積極的に市民に対して公開、提供し、共有していく必要があります。

また、行政と市民とが共有すべき情報は、行政から市民に提供するものだけではありません。行政へ向けられる意見等についても、行政と市民との間でしっかりと共有していきます。加えて、市民参加の取組に参加できない市民の潜在的な声もあり、そうした声なき声も常に意識し、積極的に汲み上げていきます。

さらに、市内のそれぞれの地区における対話機能を高め、より多くの意見等を把握できるよう、地区相談業務の充実などの取組も一層推進していきます。

(2) 参加機会の適切な確保

市民参加の効果を最大限発揮させるため、市民参加の対象や手法の決定にあたっては、事業の性質や内容に応じて、市民が参加できる機会を損なうことがないように、進めていくものとします。

(3) 参加しやすい環境づくり

市民参加をより一層促すためにも、参加を希望する市民にとって、より参加しやすい環境を整えられるよう、参加する上で大きな制約となり得る「時間」や「場所」などを十分に考慮していきます。

また、より多くの意見等を市政に反映させるためには、普段市政への参加が少ない市民の参加を促す取組が不可欠であり、そのためにも、多くの市民が興味関心を持ちやすいテーマの設定や、より多くの周知方法を用いるなどの参加を促すための工夫や仕組みが必要となります。

(4) 市民意見の積極的な反映

できる限り多くの市民に満足、納得してもらうためには、市民意見等を尊重し、前例にとらわれることなく、柔軟な発想で市民意見に向き合う必要があります。市政の制度や事業の質の向上、また市民全体にとっての利益を考え、いかに市政運営の効率性を確保するか、分野横断的な視点を持って考え

ていきます。

また、市民の意見等の中には、事業に反映できないものもあります。そうした意見等についても、反映できなかった理由と共に、市民に対して丁寧にフィードバックを行っていきます。

4 市民参加の実施

「市民参加の4段階」の各段階に応じて、事業の内容や性質などから、別表の「市民参加の主な実施手法」に掲げる手法を参考とし、最適な市民参加を実施します。

(1) 共有，理解

「共有，理解」段階では、特に行政が有している情報を、積極的に発信していく必要があります。より多くの情報を市民と共有し、そして、市民が市政に対して理解を深めていくためにも、わかりやすいホームページの作成やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用など、様々な手段を用いて市民が情報に触れる機会を作ります。また、潜在的な市民の声や多様な意見等の把握、そして、それら情報の共有を図るために、アンケート調査や窓口、ホームページにて市民の意見等を集めるとともに、公聴会・住民説明会やタウンミーティングのような、対話型の市民参加手法も実施していきます。

(2) 企画・立案，計画

「企画・立案，計画」段階では、市民が委員となって、策定過程に直接参加できる審議会等や、無作為抽出による市民討議会などが手法の一つとなります。さらに、ワークショップや意見，アイデア等の募集など、市民の持つアイデアを掘り起こす手法を組み合わせると、より効果的な市民参加の実施が可能です。なお、市民から委員を公募する際には、どういう意図で公募を実施するのか、ホームページやSNS，広報紙などを用いて、審議会等の目的、内容及び委員としての役割等について、公表していきます。

(3) 実行

「実行」の段階では、事業を実施している間でも、市民の意見等を把握し、常に改善を意識していくことで、より市民ニーズに即した取組になっていくことが考えられます。この段階での市民参加では、アンケートやモニター

調査等を用いて、より多くの市民意見等を求めています。

(4) 評価、検証

「評価、検証」の段階では、事業の内容や進め方などが効果的であったか評価していきます。この段階での市民参加として、審議会等、公聴会・住民説明会、シンポジウム・フォーラム等の手法を用いることで、事業に対する市民による外部評価の機会を充実させていきます。

5 公表及び評価・検証

多くの市民が市政に参加できる環境をつくるために、毎年度、市民参加の実施予定及び実施結果を取りまとめ、対象事業の名称や内容、参加の手法、実施時期、意見等の反映状況等を市の広報紙及びホームページ等で公表していきます。

上記公表内容に加え、本指針のもと効果的な市民参加の推進が実施されているか、つくば市行政経営懇談会にて評価し、その結果を公表していきます。

また、行政と市民が、それぞれ市民参加の現状についてどのように感じているのか、市民参加の取組を可視化するため、市職員アンケートやつくば市民意識調査の結果を指標とします。

なお、本指針についても、5年を超えない期間ごとに検証を行い、その際には条例化も視野に入れて検証していくこととします。

市民参加の主な実施手法

	実施手法	概要
1)	審議会等	審議会等とは次に掲げるものをいいます。 ・ 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により，法律又は条例に基づき附属機関として設置される協議会，懇談会等 ・ 要綱等に基づき設置される協議会，懇談会等 委員を選任する場合は，審議会等の機能が十分に発揮されるよう，市民公募委員の選任など委員の適切な選考を実施することが重要です。
2)	無作為抽出による市民討議会	市民討議会は，住民基本台帳から無作為で選ばれた市民が，行政から必要な情報提供を受けて政策課題を討議し，それぞれの意見を集約して合意形成を目指す方法です。
3)	公聴会・住民説明会	公聴会は，行政が広く市民の意見を求め，それに対して市民が公開の場で意見を述べるもので，一般に法律上開催を義務づけられた公式的な，意見を聞く場を指します。 住民説明会は，行政が検討する計画や事業について説明し，市民の意見を聞いたり，議論したりする場です。開催に当たっては，全市民を対象にしたり，地権者などの利害関係者や特定の地域の市民を対象にしたりするなど目的によって範囲を決めることができます。
4)	シンポジウム・フォーラム	シンポジウム・フォーラムとも，公開の場で意見を述べ討論する方法です。講演や討論のほか，講演者やパネリストと市民との質疑応答を行うことにより，市民に対して行政の見解を説明する機会となり，また，行政から市民に課題を投げかけることができるとともに，市民の意見を拾い上げることもでき，相互理解を深められるという効果があります。
5)	オープンデータアイデアソン	オープンデータアイデアソンとは，各界各層及び幅広い年齢層から構成されたグループを作り，行政が持っているオープンデータを使用してメンバー全員で地域課題解決につながるアイデアを出し合う取り組みです。
6)	ワークショップ	地域の現状把握からはじまり，地域の問題点や課題の整理・分析，計画の方向性の提言，計画案・設定案づくりなどを行う際に適した手法です。市民同士が受け身ではなく主体的に自由な意見交換を行うことから，市民の知恵や新たなアイデアが様々な意見を通り集積される点で効果的と考えられます。

	実施手法	概要
7)	出前講座	市政やまちづくりに関する理解を深めてもらうため、市民が主催する集会等に市職員が出向き、市の業務や施策について説明する制度です。市民に対し、直接、施策や事業を説明し、理解してもらうとともに、意見交換を行う機会です。
8)	タウンミーティング	地域の課題や市政について、行政と市民による意見交換を目的とする対話型の集会です。自由に市民が参加し、意見交換を重ねることによって、市民の声を市政に活かすとともに、直接語り合う機会を持つことで、より市政への理解を深める効果があります。
9)	オープンハウス	オープンハウスは、パネルの展示やリーフレット等資料の配付により、事業や進め方に関する情報を提供する場です。市民は、パネル展示の内容や事業について市職員に質問することができるほか、コメントカードやアンケートに意見等を記入することもできます。
10)	モニター調査	特定の施策や取組について、より詳細に意見を求める方法です。モニターとなった市民から提出されるレポートを活用する取組のほか、モニターを集めたワークショップなどを行うことで、より具体的な提案に結び付けていく方法などもあります。
11)	パブリックコメント手続き	市の基本的な計画、条例等を策定するときに、原案を公表し、広く意見を求め、寄せられた市民の意見を考慮して最終的な意思決定を行うとともに、それらの意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。
12)	ヒアリング	団体、組織や個人に対する聞き取り調査であり、アンケート調査と並んで各種行政計画の策定過程でよく用いられている手法です。聞き手としては、職員が行う場合やコンサルタント等の外部委託者が行う場合などがあります。
13)	アンケート調査	アンケート調査は、「企画・立案、計画」や「評価・検証」の段階などにおいて活用することにより、市民意見の傾向を知ることができます。行政にとっては、市民意見を反映した政策の形成や評価を行う上で、重要な手法であるとともに、市民にとっても容易に参加できる手法です。
14)	意見、作文、イラスト、アイデア等の募集	テーマを決めて、市民から意見、作文、イラスト、アイデアなどを募集するものです。募集方法は、市広報紙、ホームページ等での広報のほか、学校、事業所、各種団体等に呼びかける方法もあります。

おわりに（行政経営懇談会からの提言）

(仮称) つくば市審議会等への市民委員の公募に関する要綱 素案

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等において、委員として参加する公募による市民委員（以下「市民公募委員」という。）の適切な選考の実施を図るため、市民公募委員の選任基準、方法及びその他必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 市民とは、市内に在住している個人や、市内に在勤、在学する個人のこととする。
- 3 公募とは、広く市民に向けて募集を行うこととする。

(対象となる審議会等)

第3条 市民公募委員を募集する対象の審議会等は、次に掲げる会議とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として設置された審議会、審査会、調査会等
- (2) 市の事務について、研究等を行うため開催する懇談会、懇話会、研究会、委員会等（執行機関内部の会合を除く。）

(市民公募委員の募集)

第4条 審議会等を構成する委員全部又は一部は、市民公募委員とする。ただし、審議会等が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は条例等の規定により委員となるべき要件が制限されているもの
- (2) 行政処分に関する審議等を行うもの
- (3) 専ら高度、専門的な知識を有する事案の審議等を行うもの
- (4) 委員を迅速に選任する必要があるもの
- (5) 個人情報に関する審議等を行うもの
- (6) その他審議目的等により委員の公募がなじまないもの

(市民公募委員の人数)

第5条 審議会等を構成する委員のうち市民公募委員の割合は原則として〇割以上とする。ただし、審議会等の設置目的等を考慮し、市長が認める場合は、

この限りでない。

(市民公募委員の選任)

第6条 市民公募委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意して実施することとする。ただし、法令等において定めがある場合は、この限りでない。

- (1) つくば市職員及びつくば市議会議員は選任しないこと。
- (2) 同一審議会等で再任する場合は○期までとすること。
- (3) 他の審議会等の市民公募委員を併任することはできないこと。

(選任方法)

第7条 市民公募委員の選任方法は、応募方式又は無作為抽出方式とする。

2 応募方式による市民公募委員の選任については、次に掲げる方法で実施する。

(1) 市民公募委員の募集に当たり、広報紙及び、ホームページ等への掲載その他の方法により、次に掲げる内容を公表し、おおむね2週間以上の応募期間を設けるものとする。

ア 審議会等の名称、目的及び内容

イ 市民公募委員の役割

ウ 任期及び報酬

エ 会議の開催予定回数及び時期

オ 市民公募委員の募集人数、応募資格、応募方法及び応募期間

カ 市民公募委員の選考方法

キ その他市民公募委員の応募に際し必要と認める事項

(2) 応募資格は、審議会等の目的に応じて定めることとする。

(3) 選考は、選考委員会を設置して行う。

(4) 選考方法は、応募書類及び小論文、面接等によって行う。

(5) 市民公募委員の募集については、募集要項及び選考基準を策定するものとする。

3 無作為抽出方式による市民公募委員の選任については、次に掲げる方法で実施する。

(1) 市民公募委員の募集は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者で、当該年度の4月1日現在

において 18 歳以上の者の中から，無作為に抽出した者に対して行う。

(市民公募委員への事前説明)

第 8 条 市民公募委員を選任した際は，審議会等のスケジュール，目的，内容等について会議を開催する前までに市民公募委員に対して説明を行う。

(特例事項)

第 9 条 募集した市民公募委員が定数に満たなかった場合は，公募によらずその他の方法により委員を選任することができる。

(報告及び公表)

第 10 条 市民公募委員の募集を実施しようとするときは様式 1 により，市民公募委員を選任したときは様式 2 により，速やかに政策イノベーション部企画経営課長に報告する。

2 政策イノベーション部企画経営課長は，前項の規定により報告があった場合は速やかに公表する。

様式1

平成 年 月 日

政策イノベーション部企画経営課長 様

所属課（室・所）長

市民公募実施報告書

下記のとおり審議会等の市民公募を実施しますので報告します。

記

1) 審議会等の名称	
2) 審議会等の目的	
3) 募集人数	人
4) 募集方法	
5) 応募方法	
6) 選考方法	
7) 応募期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
8) 備考 ※募集の周知方法など	
8) 担当者氏名	(内線：)

様式2

平成 年 月 日

政策イノベーション部企画経営課長 様

所属課（室・所）長

市民公募委員選任報告書

下記のとおり審議会等の市民公募委員を選任しましたので報告します。

記

1) 審議会等の名称	
2) 審議会等の目的	
3) 募集人数	人
4) 応募人数	人
5) 選任人数	人
6) 任期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
7) 備考	
8) 担当者氏名	(内線：)

(仮称) つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針（素案）

1 背景及び目的

(1) 背景

つくば市では、市の誕生以降、つくば駅前再整備などの都市基盤の整備やふれあいプラザ、市役所本庁舎、消防庁舎、小中一貫校の建設など、様々な大規模事業が進められてきました。

このような中、平成 25 年 5 月「つくば市総合運動公園事業」の検討が始まり、平成 27 年 2 月「(仮称)つくば市総合運動公園基本計画」を策定し事業を進めていく中で、同年 8 月、住民投票が実施され、同年 9 月に当該事業を白紙撤回することとなりました。

これを受けて、平成 29 年 1 月、当該事業の調査・検証を行うため、総合運動公園事業検証委員会を設置し、同年 4 月に当該事業の検証結果報告書が提出されました。この報告書では、今後の市政運営に関して 7 項目の提言がされ、今後、市が行う大規模事業の進め方に関する教訓として活用すべきとされました。

総合運動公園事業検証委員会報告書より

(今後の市政運営への提言)

- 1 大規模事業については民意の把握を適切に行い、市民の直接的な要請に基づくものではない事業については市民への説明を十分に行うこと。
- 2 事業計画、基礎的検討の段階での議会への適切な報告を行うこと。
- 3 財源、市の財源負担の程度について確実な財源と「見通し」を区別して説明すること。
- 4 大規模な土地取得等における対象選定のルール整備、プロセスの透明化を図ること。
- 5 土地取得等の契約の相手方との交渉経緯についての情報開示、説明を行うこと。
- 6 大規模な土地取得における適正な価格算定のための鑑定評価のルールを整備すること。
- 7 事業計画や用地取得の段階において、「事業からの撤退」の検討の余地を残すこと。

(2) 目的（必要性）

行政経営をより効率的，効果的に取り組むためには，事業を行う際に様々な実施手法の検討が必要となります。特に，大規模事業の実施に当たっては，将来の市民生活への影響が大きいことから，事業の必要性，妥当性等について，市民や専門家からの意見や助言を求めた上で，慎重に事業の対応方針を決定する必要があります。

さらに，この対応方針決定までの一連の過程を公表することで，意思形成過程の透明化を図り，市民への説明責任を果たすことが重要です。

また，大規模事業は，市民の関心が高い上，市の財政に与える影響も大きく，特に，大規模な土地の購入や建築物の整備などは，一度実施されると途中段階での方向転換が困難という特徴があります。

このようなことから，今後の大規模事業の進め方について，事業の実施過程の透明性の向上と効果的で効率的な事業実施を図るため，本基本方針を策定し，全庁的に取り組んでいくこととします。

2 大規模事業とは

市が事業主体となって実施する事業で総事業費（用地取得を含む。）が〇〇億円以上の施設整備事業（※）とします。

※ 施設整備事業とは，市が事業主体となって実施する一般公共施設（つくば市公共施設白書による分類）の整備事業のことをいいます。

3 大規模事業の進め方に関する基本的な考え方

(1) 積極的な情報提供及び民意の適切な把握

市民に大規模事業への関心を持ってもらい，市民ニーズに即した事業を行うためには，市民意識の把握だけではなく，市から市民への積極的な情報提供は欠かすことができません。

市は，事業の進め方，必要性や効果，事業を実施するに当たっての課題，事業を行うことにより将来どのような影響があるかなどについて，十分な機会と期間を確保し，市民と出来る限り情報を共有することで，互いに理解を深めていく必要があります。

このような取り組みが市民との信頼関係の醸成にもつながり，事業を企画立案する段階から実施する段階までのプロセス全体に好ましい影響が与えられます。

① 適切な市民ニーズの把握

事業の目的や内容によって、市民の関心の度合いは様々であるため、市は、幅広い市民参加を求めることに努めることとします。情報提供や民意を把握するための手法は様々なものがあるため、市民が適切に参加できるよう目的や内容に応じた有効な手法を選択することとします。

また、潜在的な意見も含め多くの市民の意見を把握するには、一つの手法だけでなく、いくつかの手法を組み合わせる行うこととします。

② 事業計画等の適切な説明

事業の計画等（事業の目的、必要性や効果、財源確保の見通し等）の概要について、市民や議会に対し、適宜、適切な説明を行うとともに必要な情報の公開に努めることとします。

特に、大規模事業の場合は、将来にわたり市の財政負担が大きくなることが予想されることから、事業に要する財源については特定目的基金などの確実なものと補助金や市債などの「見通し」として充てられる可能性のあるものを区別するとともに、費用対効果などから事業実施の妥当性などを明らかにします。

③ 市民とのコミュニケーションを図るための環境づくり

市民ニーズに即した事業を行うためには、市民とのコミュニケーションを図るための環境づくりも重要であることから、次の点に留意して取り組むこととします。

ア 市民からの意見・要望を適切に把握する十分な機会と期間の確保

市は、市民が自らの意見を表明するための機会と期間を確保することにより、市民とコミュニケーションを図り、フィードバックを受けながら、企画・立案を行い、より市民ニーズに即した事業に繋げていくこととします。

イ 市民からの意見・要望に対する真摯な対応

市は、市民意見を尊重し、寄せられた意見を十分に考慮して判断することとします。また、意見が採用できない場合には、具体的な理由を丁寧に説明することとします。

（２）事業の客観性及び透明性の確保（大規模事業評価制度）

大規模事業の実施に当たり市民の理解を得るためには、事業の客観性を高め、事業内容が市民ニーズに即したものとしていくことが重要です。

市は、大規模事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図るため、外部有識者等による大規模事業評価制度を導入します。

また、事業の途中段階において、大幅な事業計画等の変更があった場合には、再評価を実施します。

さらに、再評価において、事業内容が市民ニーズに即したものでないと判断された場合には、事業の途中であっても、「事業の見直し」や「事業からの撤退」も視野に検討します。

① 事業評価の考え方

事業の果たす役割（目的）を踏まえ、事業による様々な効果・影響等について整理し、論理的・客観的に評価します。

評価を実施するに当たっては、市が実施する事業の必要性や有効性、環境・景観への配慮等、評価の視点を設けて実施します。

特に、用地取得を伴う場合は、用地の選定過程（複数の候補地を設けて適正に選定しているかなど）の客観性や妥当性を評価するとともに、土地の鑑定評価についても、合理的かつ現実的な判断に基づいて行われているかなどを評価します。

なお、災害復旧事業等の緊急を要する事業など、大規模事業評価制度の対象外とする事業は、（仮称）つくば市大規模事業評価制度実施要綱により定めるものとします。

② 評価結果の公表

事業評価の結果をはじめとする評価に関する一連の情報を公表することにより、市民の意見を事業内容の見直しや改善につなげるとともに、市の説明責任の徹底を図ることで、事業の進め方の透明性の向上を図ります。

(仮称) つくば市大規模事業評価実施要綱 (案)

(目的)

第1条 つくば市が事業主体となって実施する大規模事業の評価に関し、必要な事項を定め、大規模事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図る。

(評価の対象)

第2条 大規模事業評価（以下「評価」という。）は、つくば市が事業主体となって実施する事業で総事業費（用地取得を含む。）が〇〇億円以上の施設整備事業（市が事業主体となって実施する一般公共施設（つくば市公共施設白書による分類）の整備事業のことをいう。）を対象として行うものとする。

2 前項の事業のうち、次に掲げる事業については、評価の対象から除くこととする。

- (1) 災害復旧事業等、緊急を要する事業
- (2) 既に都市計画決定されている事業
- (3) インフラ施設に係る不可分な事業
- (4) 公共施設等の維持・修繕事業、耐震改修事業
- (5) 法令等により事業の実施が義務付けられている事業
- (6) 国等と一体となって効果を発揮する事業又は共同で実施する事業

3 市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した事業については、これによらず実施するものとする。

(評価時期)

第3条 評価を実施する時期は、原則として事業の目的、規模、基本的機能、候補地、全体事業費及び事業の効果を含む事業に関する基本的な構想が定まった後で、

かつ、事業実施に必要な事業費に係る予算要求前までに行うものとする。ただし、国庫補助事業及び交付金事業については、国等への事業採択の要望（概算要望を含む。）を行う前までに行い、都市計画決定を伴う事業については、都市計画決定の手続きの前までに行うものとする。

- 2 評価実施後に、事業計画等に大幅な変更が生じた場合には、再評価を実施するものとする。

（評価実施方針）

第4条 市長は、評価の対象事業（以下「評価対象事業」という。）を決定したときは、評価の実施に関する方針（以下「評価実施方針」（様式 ）という。）を定め、公表するものとする。

- 2 評価実施方針においては、評価の時期、評価の視点及び評価の方法その他必要な事項を定めるものとする。

（自己評価調書の作成）

第5条 市長は、評価対象事業ごとに自己評価調書（様式 ）を作成し、内部評価会議において評価を行うものとする。

- 2 内部評価会議の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

（評価の視点）

第6条 前条の規定により自己評価調書を作成するときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める視点からこれを行うものとする。

- (1) 事業の必要性 市が担う必要性及び市が実施する必要性
- (2) 事業の妥当性 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性
- (3) 事業の優先性 事業の着手時期の適切性
- (4) 事業の有効性 事業の有用性及び有効性
- (5) 事業の経済性・効率性 費用（維持管理費及び運営費を含む。）の適切性及び事業採算性
- (6) 環境及び景観への配慮 周辺環境・景観との調和、配慮等
- (7) 地域社会への影響 経済波及効果等

(外部の委員会による審議)

第7条 市長は、評価対象事業について、（仮称）つくば市大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(対応方針の決定及び公表)

第8条 市長は、委員会の意見を踏まえ、評価対象事業の対応方針を決定するものとする。

2 市長は、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

- (1) 前項の規定により決定した対応方針
- (2) 前条の意見
- (3) 自己評価調書
- (4) その他必要と認める事項

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

会 議 録

会議の名称		平成29年度第4回つくば市行政経営懇談会		
開催日時		平成29年10月24日 開会13:30 閉会16:00		
開催場所		つくば市役所 防災会議室3		
事務局（担当課）		企画経営課		
出席者	委員	石塚 敏之, 上田 孝典, 江藤 睦, 垣花 京子, 中村 紀一, 根本 一城, 古久保 みどり, 堀 賢介, 溝上 智恵子, 柳瀬 敬		
	その他			
	事務局	神部政策イノベーション部長, 飯村政策イノベーション部次長, 片野企画経営課長, 大越企画経営課長補佐, 吉岡企画経営課長補佐, 会田係長, 内田主任, 大友主任, 栗島主事, 和田主事		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	3人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について (2) (仮称) 大規模事業の実施に関する方針について		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会			

○ 事務局 それでは、ただいまから平成29年度第4回行政経営懇談会を開催いたします。

それでは、早速ですが、議事のほうに入らせていただきたいと思います。議

様式第 1 号

事の進行のほうは、中村座長にお願いしたいと思います。

中村座長、よろしくお願いします。

○座長 それでは最初に、本日の予定を申し上げます。

議事次第にもありますように、第 1 番目に市民参加推進に関する指針について。それから第 2 番目に、大規模事業の進め方に関する方針について。

本日の会議ですけれども、大体 4 時ぐらいを目処に進めてまいりたいと思います。

また、会議の公開、非公開についてですけれども、原則公開にしているので公開でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長 それでは、公開にすることにいたします。

次に、本日の配付資料についてですけれども、事務局のほうから、確認のためにちょっと。

○事務局 事務局の会田と申します。よろしくお願いします。

机上に配付しました資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

○座長 ありがとうございます。皆さん、資料はございますか。

それでは、議事に入ります。

まず、一つ目の議題は、市民参加推進の指針について。これまでも議論してきておりますけれども、それを踏まえて、事務局のほうで改訂を出した素案がありますので、それでは事務局のほうからご説明お願いいたします。

○事務局 （資料 1，2 に基づき説明）

- ・資料 1（仮称）市民参加の推進に関する指針 素案

- ・資料 2（仮称）つくば市審議会等の委員公募に関する要綱 素案

○座長 ありがとうございます。

それでは、市民参加の指針について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

今まで 2 回、本懇談会で、この指針については議論を進めてきているわけですが、前回までと違った構成になっているところもありますので、その部分も含めて具体的な記載の内容とか、仕方などについて議論をできればと思います。それがある程度目鼻がついた後で、市民委員の公募に関する要綱について、また皆さんから意見を交換したいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

それから、もう一つ、ちょっとお答えしておかなきゃいけないんですけれども、私のほうで誤解があったんですけれども、この指針そのものというのは、指針に対する意見という形で、この委員会でするのではなくて、これそのものが指針ですので、つくば市の名前で出ることになりますので、そのあた

りできるだけ盛り込んでいくというようなのが私たちのスタンスになります。

ですから、今までの懇談会ですと、報告書という形で意見提出を、懇談会の責任でまとめたわけですが、今度はいろいろな意見をとった上で、つくば市でこの指針を出すということになりますので、この辺が少し違っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、どうぞ。

○ 委員 ちょっとこれは確認なんですけれども、今回、付録でこの事例紹介というのが出ていますよね。これは、位置づけとしてはどういう位置づけになるんでしょうか。というのも、私の理解では、今回の指針というのは、いわゆるガイドラインで、条例にはよらないけれども、行政が自身でこういう形で市民参加を進めていきますというものを示しているという理解なんです。そうすると、この付録でこのポートランドの事例を紹介するというのは余りそぐわないんじゃないかなと思っているんですが、ちょっとどういうお考えで今回こういうことをつけられたのか、ちょっと教えていただいていいですか。

○ 座長 どうぞ、それじゃあ、事務局のほう。

○ 事務局 おっしゃるとおり、指針の中に付録をつけるというのは、性格上何となく違うなというのは正直感じているところなんですけれども、ポートランド、かなり市民が行政のやっていることに対して積極的に関わっているというようなことも、まちづくりアドバイザーに就任しております山崎さんのほうからお聞きしているところでございます。

そうしたポートランドの事例というのも、今後、つくばで市民参加を進めていく上で大きな参考になる、将来的な形かどうかはわかりませんが、参考になるところが多々あるというところで、何らかの形で載せていきたいなというところを考えたのが始まりです。

ただ、指針の中に入れるというところだと、おっしゃったようにガイドラインなので、ちょっと性格が違うというところもあって、指針はこの参考までというような位置づけで、指針の付録という形で、第 2 編というんでしょうか、そういった置き方にしていきたいなというイメージで、ちょっと今回は付録という表現をさせていただいております。もちろん言葉がこれだと、全部が指針に見えちゃうので変えたほうがいいとか、そういったご意見もあれば、ちょっと構成も変えていきたいなと思いますので。

○ 委員 そういう趣旨なのかなとは思っていて、確かに、こういう取り組みを先進的にしている自治体がありますというのを紹介するのは非常に、周知することは非常にいいことだと思うんですが、ちょっとその位置づけが若干唐突な感じを受けるので、今後こういうことも参考にしていきたいと行政としては考えていますとか、何か説明がないと、ちょっとここが浮いちゃうような気がしています。

それと関連してなんですけれども、ちょっと職業柄、表現ぶりが若干気になる場所があって、というのは、今回ガイドラインなので、やはり行政がこうしますという表現ぶりだと非常にしっくりくるんですね。こういうことを重視するべきで、こうしますと。ただ、今回の修正案だと、ですます調に変わっているだけではなくて、こういうことが効果的ですか、行政が市民に対して何か紹介、こういうことが正しいことかというような表現ぶりに若干なってしまうのかなと。多分、意図しないのだとは思いますが、なので、むしろそうではなくて、効果的だと行政は考えているのでこれを重視して取り組んでいきますというような表現の仕方にしないと、ちょっとそういう誤解を受けかねないかなと。それは、ちょっと全体的な話ではあるんですが、例を挙げると例えば9ページとかですかね。市民参加の実施手法のところ、(1)だと、途中からなんですけれども、市民の持つアイデアを掘り起こすためには、公聴会、住民説明会やタウンミーティングでの対話型の市民参加手法も効果的ですか、そのほか、(3)の文末とかですかね。そういうのが、私個人の感覚としてはかなり違和感があるので、ちょっとそこは表現ぶりの問題だとは思いますが、変えられたほうがいいのかと。

あともう一点だけ、すみません。細かい話なんですけど、この市民参加実施手法を列挙していただいているんですけども、この位置づけを、せっかくなので素案の本文に引用、別表のような手法を参考にしながら進めますと。多分場所的には、4番ですかね。実施手法のところに一言触れておくという気があるんですけども、そこでこんな手法を各段階において適切な手法を選択して実施していきますというような形にすると、よりわかりやすいかなと思いました。以上です。

○座長 事務局のほうから、何か、今のについて。

○事務局 今のご意見に対しましては、書きぶりに、改めて文章化、今までは箇条書きだったものですから、その辺、気をつけて再度見直しをしたいと思います。

また、参考で、手法については後ろへちょっと持っていったんですが、本文のほうから引用して、それを実施するというようなそっちの表現についても書き加えたいと思います。

○座長 それで、今、基本的な問題で、ガイドラインだから、客観的な記述じゃなくて、市が主体をもってこういうことをやりたいという、そっちのほうガイドラインのあり方としてはいいということですか。

○委員 はい。

○座長 そうですね。わかりました。

ですから、そうすると、例えば9ページで、対話型の市民参加手法も効果的であり、今後も積極的に推進していきますとか、そういうことになるわけです。

様式第 1 号

ね。表現としては。わかりました。

そのほかについて、何か。

どうぞ。

○ 委員 やっぱり書きぶりのところに関わってくることと、あと、かなり個人的な意見になってしまって恐縮なんですけど、一番最初の 3 ページの策定の目的で、これ指針でつくったら、多分 5 年とか数年間は運用していくわけですよ。そのときに、ネガティブな表現から始まっている指針って余り私は見ないような気がするんですね。もうちょっとつくば市の行政とか市政のあり方を、民主的とか、多様性を反映させるために、市民の参加推進に係るガイドラインをつくるみたいなことがわかるようなことを書いたほうがいいんじゃないかなというふうに個人的には思いますが、それは感想ですので、皆さんで、いや、事実はこのことがあったからこの指針を作成するんだから、むしろその経緯がわかっていいということであれば、あくまでも個人的コメントにとどめさせていただきます。

それから、今おっしゃられたポートランドの付録は、私もやっぱり行政がつくるガイドラインで、確かに参考にはなる情報なんですけど、なぜポートランドなのと、世界で一番進んでいる事例なのかと突っ込みたくなっちゃうんですね。いろいろある中のあくまでも参考事例ですという形だから付録というお考えだとは思いますが、きょう私も初めて見まして、ネイバーフットアソシエーションって何だろうとか、ちょっとこれから説明が入ると思うんですけども、わからないことだらけの参考資料 2 なんです。これがいきなり付録で入っていても、ガイドラインをお読みになった方皆さんにご理解いただけるのかしらと、あくまでも市は参考ですと言っても、受け取った市民としては、じゃあ、つくば市はこういう方向に行きたいのねとか、何だかわからない方向に行きたいのねとかいうふうに思うんじゃないかというのを私は気になりました。以上です。

○ 座長 そのネイバーフットについては、ちょっと待ってください。それね大体どのくらいのページ数を使ってやる予定なの。

○ 事務局 イメージしていたのは、よくこういう指針ではないんですけども、よく読み物であるコラムのような 1 枚もの、2 枚ものくらいのところで、この制度の概要というか、要は先ほどもご説明しましたけれども、行政と市民とのかかわり合いとか役割分担って、こういうふうにポートランドでは回っていて、そのちょうど間にいる NPO 団体のやる地域連合がうまくそれらをやりとりしていると、そういった構造というのは、非常に地区相談センター、地区相談課もできている中で、今後そういった業務の拡充じゃないですけども、発展的なところで参考になってくるんだろうなというのも、ちょっとリンクするかなというところもあって、そのあたりを文章にして説明していきたいな

と。もちろんおっしゃるとおり、図だけだと何の構造だろうというような印象を受けるのは非常にわかりますので、そういった文章を、補足というか、説明文をつけて、ちょっとコラムというか、読み物のようにして提示していきたいなというふうに考えていました。

○ 委員 これ、別立てというのはだめなんですか。これを別に紹介する何かページをつくるみたいな。

○ 事務局 それでも構わない。

○ 委員 わざわざここに付ける意味が、やっぱり深読みしちゃいますよね。

○ 委員 今のお話だと、その地区ごとに集まります地区相談センターに関連する内容として、こういう取り組みが非常に参考になると考えているということですよね。逆に、そちらとリンクさせて何か情報提供をするみたいな形のほうがわかりやすいんじゃないかなとは思うんですけれども。

○ 座長 どうぞ。

○ 委員 すみません、じゃあ、そのポートランドの件なんですけど、これは市民自治にかかわることだと思うんです。前回、議論をしたときに、市民自治についてはちょっと別に考えようということで、今回はガバメントに関して議論しようということだったと思うんですね。

これは、もう明らかに市民自治にかかわることなので、恐らく自治基本条例とか、ああいうところに組み入れていくべきものじゃないかと思うんですね。それを例として挙げると、恐らく読み手からすると、市民自治のことも含まれていると思って、ちょっと混乱するかなと思います。どうでしょうか

○ 座長 わかりました。そうすると、この意見としては、これは載せないほうがいいということですね。基本的には。一応、これはそういう形で。

○ 委員 いや、非常にこれは大事なことなんでしょう。

○ 座長 例えば、私なんかでは、やっぱり日本の他の自治体の事例もあってその中の一つとしてこういうものがあると。こういうものは、新しい手法の開発に参考になるというのであればいいと思うんですけれども、やっぱり一つだけだと突出して本当にそれが一番進んだ形態なのかもわからないし。

○ 委員 すみません、よろしいですか。

○ 座長 どうぞ。

○ 委員 ですから、これ、ポートランド市が上に来ていますがけれども、これ逆なんですよ。恐らくね。向こうの発想としては。行政が支援するという立場なので、主体は恐らくネイバーフッドアソシエーションが主体で行っているのを行政がどうサポートするかということなので、そういう意味で自治にかかわることなんでしょうと思うんですね。

ですから、上にあるとガバメントに見えちゃうんですよね。つくば市の地域相談室がどういうスタンスで行うのかということは非常に重要なので、そのこ

とに関しては、これは参考事例として、むしろあったほうがいいかなんて思うんですけどもね。それが入っているんだったらばね。そこを誤解されないように。

○座長 そうですね。私は、明らかに、独断的に切ったほうがいいんじゃないかという意味なんですけれども、今までの意見を聞いているとそういうすう勢ですけども、その辺、参考にしてというかな、何かありますか。

○委員 参考資料 2，同じところなんですけど、委員から出すのと事務局が出すというのは、それなりに向心力というか、公定力というか、グレードが高いと思うんです。一つ気になったのは、制度そのものが、ポートランドと日本が果たして何が同じで何が違うかという、そういったものが比較考慮された上で出てくると、非常にいいんですけども、私は、結果としては、唐突感も否めないという気はします。

○座長 そうですね。参考的に載せるとしてもそんな感じがしますね。

○委員 同じくポートランドのことなんですけれども、ポートランドは、ネイバーフットアソシエーション、さっき別の委員さんおっしゃったように、ネイバーフットのほうが先にあるわけであって、そこから市がどうそこを支援しているかという形で、地域相談センターというのは、市のほうから市民の意見を聞くという、今のところ立場なのではないかなというふうに私は解釈しているので、形態として参考にはなると思うんですけども、今の段階でこれを出してくるのはちょっと無理があるかなという感じがします。

地域相談センターの今のところの相談内容とかをお伺いしている限りであっても、やっぱり違うなと。しかも、比較的個人的な相談が寄せられていることが多いように見受けられますので、ネイバーフッド関係ないぞというのがありますので、地域相談センターと結びつけるのも無理がある状態で、これが唐突に出てくるのはやっぱりよろしくないと。座長がおっしゃるように、幾つもある中の一つであるのだったらいいけれども、そうじゃなく、一つ出てくるんだったら、こんなものはないほうがいいなと思いました。

それと、また一つ、全然別の話になっちゃうんですけども、9 ページのところですね。評価検証のところ。これも書きぶりの問題なのかもしれないんですけども、(4) 評価、検証。住民説明会、シンポジウム、フォーラム等の手法を用いて市民による外部評価を受けることが重要となりますが、アンケート等による事後評価も手法の一つとなりますというのだと、一体何をやりたいのかわからないので、外部評価を受けることは重要となりますと。また、アンケート等による事後評価も積極的に取り入れていきたいと思います、というような形であれば、全部やるんだなというふうな評価もできるので、これだと手法の一つなので、どれか一個やるよみたいな感じの読み方をされてしまうので、これは私の個人的な感想なのかもしれないんですけども、できるだけたくさ

様式第 1 号

んの方法で市民による外部評価を受けようとしていますというふうな書きぶりのほうが、私としては好ましいかなと思いました。

○委員 はい。よろしいですか。

○座長 どうぞ。

○委員 すみません。今のところ、私、幾つかちょっとペンディングしたんですが、その外部評価というのが、やっぱりちょっとどうしても気になって、市民が行うのは外部なのかなとちょっと疑問なんですよ。むしろ外部って要らないんじゃないかなと思うんですけども。

〔「市民による評価」と呼ぶ者あり〕

○座長 そうですね。外部にしろ何にしろ、位置づけなければ、市民による評価を受けるということ。

○委員 そうですよ。そうすると、外部というと、じゃあ内部って何だということになって、庁内でということをおそらく考えているんでしょうけれども、ちょっと違和感があるかな。

○委員 ただ、評価の世界では、外部評価という言葉はもう一定のポジショニングを得ておまして、私は、ここに、市民による外部評価で、外部をつけることにそんな抵抗は逆じゃないんですけどもね。

○委員 私もなかったです。中の文章は、結構助長なところがいっぱいあって、先ほどおっしゃいましたけれども、直していくと、結構大変かなと思って感じています。やっぱり必要であるとか、そのためにとかいう言葉がすごく多いんですけども、やっぱりその辺ちゃんと切って文章にしていけないと指針として読みにくいかなと思いました。

最初のほうの目的のところも、はじめに、に入る言葉じゃないかなとか、もう本当に目的は、効果的な市民参加を推進するために、こういうことを整理して方向性を示すことというだけですよ、本当は、方針目的は。あとの言葉は、全部こういう理由があつて必要だったからこういうことを始めるんだというのは、最初のはじめにというところに書かれるべきで、そういうところが時々いろいろなところに、そういう何とかが必要だからこうするんだというのがわざわざ書かれているんですけども、指針にして見やすくするには、こういうふうに市のほうはやっていきますということを書かれるほうが、市民にとってはわかりやすいかなというふうに読みました。

○座長 そうですね。指針だから、こういうふうに市としては、だから必要だからやっていくわけだけれども、必要でありますをとめるんじゃなくて、必要は除いたとしてもこういうことをやっていくという。

○委員 そうです。のためにとか、そういう言葉で言えばいいことだと思うので。

○委員 すみません、私、いっぱいしゃべって申しわけないんですが、よろ

しいですか。

もう一つだけちょっと言わせてください。今のところもペンディング、私、入れさせてもらっていたんですが、「今後、限られた資源の中で、行政として効率的、能率的に市民ニーズに即した市政を進めていくため」とあるんですがそこもやっぱり限られた資源の中でとかは、私は要らないと思うんです。

それから、どうしても行政が、効率、能率に走って市民の意見を聞かないということがあり得るということが今回大きな反省なので、そこは、こういうふうにしたらどうかと思うんです。「今後、より市民主体の市政を進めていくために」というふうにしてしまえば、もう何も問題ないのかななんて思うんですが。

市民ニーズに即したというのも、場合によってはいろいろな意見があるので、とても難しい言葉だと思うんですよね。それをもう全部省いてしましまして、今後より市民主体の市政にしていくために、というふうにしておいたらはっきりするんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員 この箇所、確かにおっしゃるように、市民主体が究極の目標だと思うんですが、前提条件を認識するプロセスも大事だと思うんです。表現は若干幅はあると思うんですが、無制限に経営資源を持っている自治体はないので、特につくばも同じですが、やっぱり限られたものをどう活用していくかという認識は、指針の中で確認する必要があるのかなという気はしております。

○座長 ちょっと少し考える時間を置いて。

○委員 すみません。週末にこれを送っていただきましたので、読んだときの第一印象が、やはり私も、前回の会議で指針は主語を「行政は」というふうにするんだという合意ができていたと思うんですが、これを読んでいくと、主語が行政はではない部分が幾つも出てくる。やっぱりそこは、もう一度意識的に、行政は、と毎回書く必要はないかもわからないけれども、はしよるとしても常に行政は、という意識があれば、この今ご指摘いただいたかなりのことは防げたことだと思うので、前回の合意をもとに次へ積んでいただきたいなと思うんですけれども、本当にこの文章の行政は、の主語が、知らぬ間に曖昧になってしまったがゆえに、いろいろなことが起こっているなというふうに感じています。

○座長 ありがとうございます。

先ほどのことに戻って何か、策定の目的のところでご意見ございますか。今後より市民主体の市政にしていくために云々というのと、それから限られた資源はやっぱり残しておいたほうがいいという考え方ですね。

私は、これ、その直すところよりも、いま一度、市民参加について整理していくというよりも、整理し、じゃ弱くて、整理し、より一層の推進を図って

いくと、市民参加の、そういう必要があるというのが入らないと、策定の目的は整理することではなくて、より一層の市民参加の推進を図っていくというので、それをぜひ入れてほしいなと思いますね。

○ 委員 逆に、整理し、という言葉は要らないですよ。そこ。

○ 座長 要らないかもしれない。市民参加について、市民参加のより一層の推進を図っていくという形がいいですよ。

いずれにしても、今後、推進を図っていくためにやるわけだから、その辺は目的のところに入れておいていただければと思います。

それから、この次、じゃあ、1のところは、また出てくれば、目的のところはさらに議論するとして、市民とは、とか、市民参加とは、というあたりのところはいかがですか。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 はい、どうぞ。

○ 委員 市民とは、(1)で、次の行に、この指針における市民とはという形にしたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。普通、市民といったときに、企業とか事業所までを想定する人はいないと私は思うんですが、この指針では、市民参加といったときに、いろいろな意見を聞くのが、必ずしも個人だけではなくて団体とか組織も含めるよという意味だと思うんですが、そこは、気にし始めると文章が長くなっちゃうんですけども。

○ 座長 そうですね。そのほうがいいですね。市民というのは非常に広い言葉だから、市民意識とかいった場合には、こういう在住のとかいう以上の広い意味を持ちますから、じゃあ、これ、この指針では市民とは次のように定義するような形で表現すると。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 どうぞ。

○ 委員 (2)の市民参加とはの②のところ、市民が社会や地域などに公益的な目的で自らの意思でかかわること、非常にここ理解ができなかったんですが、公益的な目的で自らの意思で、ここは表現の意図が何か、もしあれば教えていただきたいんですが。

○ 座長 どうですか。事務局のほう、いかがですか。

これは、他自治体もこういう言葉を使っているというのでそれを利用したらしいので、私も、これ、市民が市政に参加することの中に②も入るわけだし広い意味では。だからというふうに言ったんですけども。

それから、もう一つは、恐らく協働という考え方を避けるためにというか、自らの意思で、まちづくりなんかにかかわる協働性よりも参加性を重んじたいということだったと思うんですけども。

すみません、事務局のほう、お願いします。

○事務局 基本的には、座長おっしゃったようなまちづくりに、要は、まちづくりというのが、いわゆる公共サービスといわれている行政だけではなくて、広く一般的なまちづくりですね。そういったところに自発的にかかわっていくような活動のことを市民参加と言っている自治体があります。それも、1番も含めて大きく分けて二つの概念がありますということを示している自治体もありまして、それをちょっと堅い言葉で書いてしまっているというところにはなるんですが。

○委員 そうすると、その②が、私も、金曜日なので十分読み込んでないので、事務局にも申しわけないですが、除外する対象が②と理解すればいいんでしょうかね。この指針の中で②は除外されますよというふうに理解するために、ここに入れていらっしゃるということによろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○座長 除外するということだから、その②は、一応この指針では対象にしないという形で入れたということですね。

○事務局 なので、定義なので、先ほどの(1)の市民とはみたいに、除外するために掲載するわけではなく、もう市民参加とは市政の参加ですと、もうそのままずばり書くという方法もあろうかと思います。今のご指摘は、そのようなことかなと思ってはおりますけれども。

○委員 要は、言いたいことが伝わるのが大事なので、私の理解力だけではなくて、一般に皆さん読んだときに、②が、紛れがなければ、それはそれでよろしいと思います。

○座長 いかがですか、その辺は。2分類というふうに、ちょっと。

○委員 よろしいですか。

○座長 どうぞ。

○委員 それこそ、先ほどの表現をそのままお借りして、この指針では、市民参加とは市民が市政に参加することですと言い切ってしまうと、こんなずらずらたくさん書く必要はなかったのかなというふうに思いましたけれども。

○座長 でも、市政に参加するだから、市政という定義はあるけれども、市民参加は市民が参加することですというんだったら、同じことを言っていることになっちゃうので、ある程度どういう内容なのかなというのは、少しは説明があったほうが私はいいと思うんです。

○委員 ②のほうが市民協働だと思うんですね。

○委員 ②のほうが、やっぱりどういうことか、これだけ読んだのではぴんと来ない人のほうが多いんじゃないかなと。先ほど、公益的という意味もわからない場合もありますし、もう少しわかりやすい言葉があるといいかな。

○委員 公益的ってすごく難しいんですね。言葉としてね。

○委員 難しいですね。だから、どういう具体的なものがイメージできる

のかなというのが、余りイメージできない、先ほど具体的におっしゃったのでそういうことかなと思いましたがけれども、一般の人はぴんと来ないかもしれないですね。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 はい。

○ 委員 すみません。問題を提起しておいてあれなんです。私たちは、ここまで3回ですか、回数を重ねて議論をして共通の認識におさまっていて、かつ、意見が分かれるという、初めて見た人は、相当やっぱり悩まれると思いますので、そこは紛れのない表現を、必要によっては丁寧にするというのが必要なので、そういう意味で②は丁寧なのかなという気がするんですが、少し私の感覚だと違和感があったのですがということでした。

○ 委員 すみません。市民協働ガイドラインというのがあるので、②に関しては、市民協働のガイドラインにのっとるという形で、説明されるのであればここはそれで放置しちゃっていいかなという気がするんですけども、ただ、そういう説明も何もなくこれがポンッと置いてあるのは、ただ単に邪魔くさいというふうに私は思う。

○ 委員 もしかすると、今回、市民参加を定義の欄に位置づけてしまっていることが問題で、というのは、このガイドラインで、そもそも市民参加のいろいろな内容を、こうやっていきますということで、ある意味、市民参加の枠を広げていきましょう、定義を広げていきましょうというような内容のガイドラインなわけですね。その頭に、市民参加とはこれですというのって、なかなか逆に定義しづらいのかもしれないですね。

だから、そうすると、こういう抽象的な市民が市政に参加することという、言っているようで言っていないというような感じにせざるを得ないのかなという印象を受けたんですが、だから、もしかすると無理に定義を入れなくても、うまく書きぶりはあるのかもしれないんですけども。

○ 座長 その辺、事務局側の何か意見ありますか。

それからあと、協働については、僕のほうで、はじめにのところに、報告書だと思って全体をまとめたものを書いたんですけども、その中には入れてあります。それは、どういう名前で、つくば市の名前ではじめにが書かれるか、市長の名前で出るかわからないんですけども、そこには入れるということでしたので、要するに、住民自治基本条例ですね、あれと、それから市民協働のガイドラインは、それはもう既につくば市では扱っているんで、その部分を一応省いた形で指針は考えているのだということで、それで、それじゃあやっぱり物足りないというのは当然私の中でもあるわけで、そんなところで、ちょっと先走りますけれども、一番最後のところの付録の2ですね、11 ページの付録の2のところで、行政経営懇談会からの提言というので、これは住民自治基

様式第 1 号

本条例みたいに、それぞれの委員が自分たちの思いを書いて出すか、それとも一応こことしては市民参加についてはこういう提言をしたいんだということを出すか、懇談会の意見をまとめたいというふうに思っています。

ですから、恐らく、もうあとは向こうの判断ですから、どう書くかはわかりませんが、初めにということに、その協働についてはというのは触れられると思います。これ、触れられる可能性は、可能性が高いという言い方は変だけれども、触れられるわけですね。

そうすると、私は、市民参加とは、はある程度、書き込んでおいたほうがいいとは思いますが、市民とは、市民参加とは、市民参加の4段階というものを考えれば。

確かに、1、2に分けて、2も公益的なというのが非常にわかりにくいですね。

○委員 よろしいでしょうか。

○座長 はい。

○委員 もし、市民参加とはというところを残すとするのであれば、やっぱり今の①の市民が市政に参加することだけでは、言葉の繰り返しになってしまうと思うんですね。策定の目的が、そもそも市民が市政に参加するために進めていくという目的で、市民参加とは市民が市政に参加することになってしまうので、なので、もうちょっと市民が市政に参加することとはどういうことなのかというような説明をここで書き入れるのであれば、私は必要な情報だとは思いますが、今のまま①を残すのはちょっとやっぱり危険ではないかと思います。

○委員 いいですか。

○座長 はい。

○委員 はじめにのところで、どういう内容が今後盛り込まれるのかわからないんですが、市民参加というのは、基本的にはやっぱり住民自治を実現していくためのものだというふうに私は思っているんですが、そういう意味で、その後の部分なんですが、市民参加によって市民が市政に参加し、意思表示することができますとか、市民参加の機会の提供を求めることができますとか、非常に、市民とか住民の主体性というのがなくて、ただ意見言えますとか、提供してくださいというふうに、要求できますというような書きぶりになっているので、むしろ市民参加によって市民は市政に参加をし、住民自治を実現することができますと、住民自治の実現をしますというような住民の主体性を尊重するような形で市民参加というのを説明することができるんじゃないかなというふうに思います。

やっぱりはじめに、の部分で、いわゆる住民自治についても、地方自治の本旨から、そういう解釈とされているというようなことで、つくば市行政として

様式第 1 号

住民自治というものを市民参加というものを基礎にしながら、基本原理にしながら進めていくんだというような意思表示みたいなものを盛り込んでいったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○ 座長 全くそのとおりだというふうに思いますけれども、ちょっと私の書いたものを読んでみますと、はじめに、のところです。市民参加とは、住民自治の理念を実現する根幹となる運動と制度であり、それは何よりも市民の手で推進される。また、市民参加は、市政と協働して市政の活動をより活性化させる。市民参加は、これらを十分議論した上で、現実の検証と指針の提示を行う必要があると。しかしながら、つくば市では、既に市民ワーキングチームが 5 回を超える会議を開催し、平成 24 年 3 月に、つくば市自治基本条例市民ワーキングチームからの報告を公表、それに先立つ平成 21 年 3 月、市民協働ガイドライン策定懇談会が市民協働ガイドラインを策定し、これらの中で市民参加に関する多くの基本的課題が検討されている。そこで、本懇談会では、これらの先駆的な提言を十分念頭に置きながら、指針としては、市政への市民参加に絞って報告書をまとめることにした。にして、だから、この二つを除いちゃうと、本当に大変技術論に近くなっちゃうんですね。市民参加そのものが。だから、その住民自治を最終的には実現するものであることは、こちらの全体の共通理解とかを念頭に置いてのことだと思うんですけども、ただ、それをどうやって表現するかがすごく難しいので、ですから、一番最後のところで、懇談会の委員の提言みたいなもので、もし盛り込めたら、そういうものをというふうに思ったわけですけども。

市民参加とは、のところは、少し、今出た議論を、またまとめるところで検討しましょうか。検討してもらうことにしましょうか。

市民参加の 4 段階のあたりはどうですか。

○ 委員 いいですか。

○ 座長 はい。

○ 委員 4 段階で整理をしたというのはすごくわかりますし、こういう形で説明できるんだろうなと思うんですが、段階論で、すごく予定調和的に進んでいくような形に読めてしまうので、それを、行ったり来たりじゃないですけども、1 から 4 のそれぞれの段階を常に行ったり来たり、双方向に進んでいくプロセスであるということがわかるような文に変えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

例えば、一番最後のパラグラフですが、そこで市民参加の実施段階をという形で 4 段階に整理をし、市政での過程は各段階を双方向に進む過程あるいはプロセスとして捉えますとか、何かそういうような形の文言を入れたらどうかなと思います。

○ 委員 よろしいですか。

様式第 1 号

○座長 どうぞ。

○委員 私も、そのサイクルという言葉にやっぱりちょっと引っかかりまして、サイクルというのは丸ですから、ぐるぐる回るわけですね。ですから最初のプランの段階と共有したときには次元が変わっているはずなんですよ。P D C Aというんですか、これは企業の論理ですね。もっと短期的な目的を達成するためのスキルだと私は思っているんですよ。それを、もっと大きな目的のためには、やっぱりパラダイム転換というんですかね。いろいろ変わっていくわけだから、単なるサイクルではないと。その辺のことをどういう言葉でそこを入れていったらいいのかは私はちょっとよくわからなかったんですが、そういうイメージですね。実際に。また共有に戻るときには、また違った段階になっているというイメージなんですけれども、その辺をちょっと、むしろ専門の方に教えていただきたいなと思うんですが。

○座長 確かに段階というよりも、これは過程ですね。プランがあって、Decide して、それから D O、執行して、それをコミュニティの C という形ですよ。C して評価した結果が、またプランのところに帰っていくという一つのサイクルの話で、だから段階だと階段を上がるような形で、1 段階、2 段階になるけれども、これはサイクルですね。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 この P D C A は、行政の中でも一定の認識や確立はできているようには思うんですけれども、ちょっと時間軸で捉えますと、例えば、まちづくりの根本である基本構想とか基本計画、多分、つくば市は 21 世紀半ばという、従来 10 年スパンだったものを非常に長目にとっている、それを前期、後期もしくは 5 年サイクル、かつ単年分で見ると、4 月 1 日に始まって 3 月 31 日に終わるという幾つかのエリアというか、段階があるので、ここはなかなか全てを表現しつくすのは難しいのかなという気はします。ただ、どの程度まで表現すると、紛れなくご理解いただけるかという意味での議論の余地はあると思います。

○委員 そうですね。ただ、単に回していくだけではなくということですね。日常的に行われることを求められるとか、その辺の文言が入っているので、わかりやすくなっているのかなと思うんですけれどもね。

最後の、各段階において最適なものとはやめたほうがいいですね。適切にしておいたほうがいいと思います。

○座長 表現の仕方としてですね。

3 の基本的な考え方のあたりは。

○委員 その文章、ちょっといいですか。

○座長 はい。どこですか。

○ 委員 最後の、「しかし」というところから、適切に課題やニーズを把握し、だけでいいと思うんですよね。把握し、このサイクルを確実に回すために行政と、というふうに、文章をもうちょっとすっきりさせても、要するに、回しながら進めていくということですよ。戻らなきゃいけないということも含めて。確実に回すというのをちょっと入れたら、行くだけでは足りずという言葉じゃなくて、このサイクルを確実に回すために行政と市民の情報を共有し、というふうに文章を続けるとわかりやすいのかなと思うんですけれども。

○ 委員 実際、回しているだけじゃ足りなくなっちゃうんですよね。情報共有が進めば、確実に回しているだけでは、やっぱりどこで位相転換が起こってきて。

○ 委員 でも、回すって同じ平面だけで回るわけじゃないので、だんだん上に上がっていくのも入りますよね。だから別に、その中でループしているわけじゃないと私は思います。ですので、きちんと回すということは言葉としては大事な。

○ 座長 そのほうがずっとわかりやすくはなりますよね。行くだけでは足りずという。

○ 委員 はい。と思うんです。

○ 座長 その辺も検討の対象にしてください。

基本的な考え方とところで、ちょっと私が引かかっている点は、適切な情報提供・共有というところ、3のところで、情報提供というのは行政サイドで行われる情報の公開のものですよね。もう一方は、やっぱり市民参加で重要なのは情報の開示というか、情報公開なので、これをどこかで入れて、例えば、情報は行政から市民に対して提供するだけのものではなく、市民から行政に向けられた要望、意見等も含みますとなっていますけれども、このところで、市民から行政に向けられた情報の公開とか情報の開示請求、さらに市政への意見、要望等を含みますというふうに、情報公開は、ぜひ入れておいてください。情報公開あるいは情報、狭く言えば開示になると思いますけれども。というのは、これだと、十分な情報提供がなされれば開示は必要ないのかもしれないけれども、ここでは情報開示については全然書かれていないので、ちょっと触れておいたほうがいいと思います。

それから、向き合っていきますというのは、一番最後までわからなかったんですけれども、これ、どういう意味ですか。それらの情報も行政と市民との間でしっかり共有し、向き合っていきますという、これはどういう意味だったんでしょう。

共有していきますでとめて大丈夫じゃないかと思うけれども、どうですか。

○ 事務局 問題はありません。

○ 座長 向き合っていきますを取っても問題はないと。

○事務局 行政と市民が互いに向き合っていきたいというようなことをちょっと書きたかったんですけども、そこがうまく書き落とせなくて申しわけないです。

○座長 どうぞ。

○委員 すみません。私は、すごく向き合っている意図はよく理解できるというか、したいんです。なぜかという、23万3千人の全ての人の意見が全部実現されるわけじゃないので、市民と市民の関係性というのもあるので、そういう意味では、双方向という言い方と若干ニュアンスが違うんだと思いますけれども、その気持ちはよくわかるような気は、向き合うという姿勢はわかるような気がします。

○座長 僕が言おうとしていたのは、その向き合っていますというのが、この文章の中で通じないというか、向き合っていくという感覚はすごいよくわかります。今後は、上、下にならないできちんと対応していくんだなという、それがうまく表現できれば、削れということではないですけども。

それから、4ページに、やっぱり情報の共有の問題で、一方、市民が積極的に参加することを想定している市民参加の手法のみでは得られない市民の声があるのが現実であるからと、これはそのとおりだと思うんですけども、市民参加の取り組みに参加できない市民の意見の把握に努めることも重要ですよというふうになっていて。

○委員 こちらって、今、読み上げられた内容と。

○座長 違いますか。

○委員 ちょっと違っているような気がするんですが。

○座長 じゃあ直したのかな。

○委員 私が前、指摘した箇所でもあるんですけども。

○座長 4のところですね。

○委員 市民参加の手法のみでは得られない市民の声があるとなってしまうと、今回の指針でも拾い上げられないような感じで、じゃあ、もっと頑張ってくださいという話になっちゃう気がするので、積極的なとか、そういうほうがいいんじゃないかなと。

○座長 それで、こっちで直っていますか。

○委員 こっちでは直っていないですね。

○座長 6ページのところですよね。僕は、前もって渡されたのを見ていたので、ちょっとそれで、事前の協議で直したところもあるんだろうと思うので、ちょっとずれているかもしれない、僕のもの。

○委員 私の懸念点は、そこはちょっとあるんですよね。

○事務局 もう一度、すみません。

○委員 6ページの一番上の段落のところで、前回ご指摘したところだと思

様式第 1 号

うんですけれども、一方で市民参加の手法のみでは得られない市民の声があるのが現実であるため、としてしまうと、今回の市民参加の指針でさえ拾い上げられないものがあるんですかという多分突っ込みが入ってしまうので、前、ちょっとどういう形でご提案したのか忘れちゃったんですが、多分、積極的な参加を要するとか、そんなような形で文言をつけ加えたほうがいいんじゃないかと。

○座長 それは、そうだと思いますね。

○委員 私、この文章要らないと思う。

○座長 どこが。

○委員 今の読まれたところね。結構、中途半端で、その後ろに、取り組みに参加できない市民もいるというところに、もし市民の声が得られないというのを入れるとしても、この手法のみで得られないという文章も要らないので、逆に、市民参加の取り組みに参加できない市民の意見を把握しとかふうにいったらいいんじゃないですか。それじゃあ切り過ぎですかね。

○座長 いや、いいんじゃないですかね。

○委員 いや、別に、ここが絶対に必要だという主張をしているつもりではなくて、盛り込むのであれば誤解のないような表現ぶりにする必要があるだろうという私はそういうスタンスなので。

○座長 そこを、だから積極的にだとかいう言葉を、ここの積極的に参加していることを想定しているという、そういうのじゃなくて、積極的にくみ上げようとしているとか、ですから、これ。

○委員 そっちに入れたらいいですよ。

○座長 だから、ここのところで入れたらいいと思ったのは、どういうふうに入れるかはわからないけれども、あらゆる機会を使って把握しようと努力するということと、それから、その意味で市の職員全員が市政のPRマンになる必要があるというのを、何らかの形で入れるといたら、要するに、他の委員の方の言われたように、職員の意識改革がないと幾ら制度をいじってもだめなので、だから、その意味で、市の職員全員が市民の隠れた要望だとか、あるいは、出てくる要望を積極的に受け入れるために市政のPRマンになる必要があるというようなのは、ここか、あるいは、ほかのところもそうですけれども、ほかのところだって入れておいたほうがいいと思いますけれども。

はい、どうぞ。

○委員 今、座長がおっしゃったようなそのニーズが得られない市民の声というよりは、むしろ潜在的な市民のニーズがあるということを認識した上で、そのニーズを掘り起こしていくような積極的な努力をしていくとか、そういうような書き方にしてはどうかというふうに思います。

その市民ニーズって、あらかじめあるニーズでだけではなくて、いろいろな

情報が出てくる中で、こういうふうと思う、というふうに新しくニーズとして出てくるものもたくさんあると思うんですね。

だから、そういう意味では、そのニーズが顕在的なものだけでなく、潜在的にいろいろなニーズを住民が持っている、市民が持っているんだということを前提にそのニーズを掘り起こしていくということと、その努力を行政が常に意識しながらやっていくということ、それから、そういうニーズをつくり出していくような学習していく場とか、そういう機会をきちんと行政は日常的に保障していくというようなこと、それからこの地区相談業務の充実、そういうようなことを具体的にどういうことをやるのかというのを幾つかここで盛り込んでみてはどうかなというふうに思います。

それから、これは行政云々ということじゃないのかもしれないんですが、意見対立が必ず住民、市民の中にもありますから、住民同士がきちんと対話したり討議したりというような意見調整をしたり、熟議をしたりというような場をきちんと行政が設定をするとか、そういうような形で、情報提供を通じてニーズをどういうふうに行行政がうまくみ取りながら活用していくのかというようなことがわかるような内容を盛り込んだらどうかなというふうに思います。

○座長 そうですね。その辺も盛り込めたらどうかと思うんですけども。

○委員 よろしいでしょうか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 今のところ、最後のほうに、行政は、から始まって、市民のニーズを把握するために、それぞれの地区に対話機能を高めて地区相談業務を充実するというこの発想は、我々の発想というか、私の発想ではなかったと思うんですね。事務局が意図的にここをリード文を入れてきたのかなと理解しています。

果たして地区との対話というその地区、地域というのは、どういう意味合いがあるのかなというのが、コミュニティーとして自治会の結成率がどの程度なのかとか、地域による個性があったりという中で、ここの地区というのを入れてくること、それから地区相談業務の充実、ちょっと地区相談業務で心配なのは、意思決定権を持たないところが、お話は聞くけれども、その後どうなるかというブラックボックスになってしまうことを少し心配しているんです。それを繰り返すと、市民の信頼がだんだん下がってしまうという意味では、ここの位置づけは、慎重に整理していく必要があるのかなという気がしています。

○委員 すみません。事務局に伺いますが、私の理解では、地区相談センターの窓口寄せられた意見は、全て本庁に上がるという前提ですよ。

○事務局 週1回ずつ、必ずそれは、各地区相談センターの職員が来て、ここで地区相談課、副市長とかを交えて会議を行っています。

○委員 ということは、決定権のあるところまで、その窓口に行ったものは

必ず行くという前提のシステムですよ。

○ 事務局 意見というのは、そういう上には上がるシステムにはなっていません。その後、それが必ずしも要望が全て通るわけではありません。

○ 委員 通るかどうかは別ですが、とにかく決定権のあるところまでは、その窓口で抑えられるのではなくて、行くというシステムはできているという理解で。

○ 事務局 そういったご意見については、上まで上がるというシステムにはなっています。

○ 委員 それはまず、共通理解としてよろしいですよ。

○ 委員 そこでもう一つ、市民から見たときに、案件、地域の問題、街路上の問題とか、交通規制標識の問題は、地区相談業務担当の部署へ行くのがいいのか、道路課なり、交通安全課なり、所管部門に行くのがいいのかが少し紛らわしいなということと、地区相談業務を通じて上がったものが庁内で共有されているでしょうけれども、庁内に上がってきた問題は、地域割りしたデータが逆にフィードバックで地区相談業務の担当者に下りているのかもどうかも少し興味があります。

担当業務者が初めて聞きますというケースは起こり得て、逆にそれを共有すると、ウェブ上で情報共有しておかないと、リアルタイムで共有できないという庁内の体制の問題も少し見えてきてはいます。

○ 座長 そうですね。基本、行政内部の意思疎通の問題がありますよね。

あと、ここでは市民参加なので、この辺のところで、確かに地区が入ってきて、それで住民相互の対話を軸にというのは今後恐らく重要になってくる市民参加の方式だと思いますけれども、それがうまく表現できていないと。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 はい。

○ 委員 今の議論、ちょっといま一つよくわからないというか、ついていけないんですけれども、結局、どんな市民参加の手法をとっても、くみ取れない意見とかニーズとか、それから福祉の世界では、まず自分で表現できない人たちもいるわけで、そういうことも考えると、私はこの文章はやっぱり入れておいたほうがいいと思うんですが、いかがなんでしょうか。

ですから、積極的に、もちろんその市民参加をすることが望ましいんですけども、そういう意識の高い市民だけではないので、あるいは、障害があっても表現できない人たちもたくさんおりますし、そういうことをすると、行政のスタンスとしては、くみ取れない意見は必ずあるという認識も欲しいと思うんです。

○ 座長 そうですね。このあたりのは、もう少し言葉としても検討する必要がありますね。

様式第 1 号

その次に、2の幅広い対象者の募集というところですけども、これは、後のつくば市審議会等への市民委員の公募に関する要綱にも関連してきますけれども、この辺のところで何かご意見いかがですか。

どうぞ。

○委員 先ほどの主語は行政ですよというところとも絡むのですが、一番下2行目の下線部のところに引っかかっています。

行政が求めていきますという、これって義務になってしまうんじゃないかと思うんですが、この定義の市民から外れる方から市政について提言があったときに、それを聞きますというのは別に問題ないというか、ここで禁止しない限りはオーケーだと思うんですけども、これを行政が求めていきますという、どこにいるかもわからない人たちにまで義務を負うような、妙なことになってしまうと思うんです。

○委員 それは、多分、私の修文かもしれないんですけども、ここで義務を課しているのは、行政に対して、行政が求めていきますと、何か必要な場合であれば必ず求めますという趣旨で。

○委員 ということは、行政が必要かどうかを判断するから、何というか、その行政側の義務がかなり拡散してしまうということにはならないということですか。

○委員 私、これは書いていないです。これはちょっと違う表現ぶりでした。

○委員 実は、私も何度も読んだわけじゃないので、ずっと一応、真剣に一度は読んだというだけなんですけど、でも、本指針では市民をこのように定義しますがとっている定義があって、それからさらに広くした対象に対しても。

○委員 前のだと、検討の一つとするみたいな、もうちょっといろいろな捉え方ができるような表現ではありましたよね。

○委員 参加を求めることが有用になる場合もあります。そのため、事業の性質や内容によって、何となく私は、市民の定義もかなり広くとっていて、さらに、その外側の人に対して、行政サイドからというのは、もう自然人としての市民の意見もくみ上げるのでさえ大変なのに、何かどんどん間口が広がっちゃって、それこそ先ほどの限られた資源じゃないですけども、人間の能力にも限りがあるし、お金だって、幾らつくば市が他市と比べたら多少ゆとりがあるといっても、やるべきことは山ほどある中で、こういうふうに広げていっていいのかなというのは、すみません、素朴なんですけど、ずっと1回目からどうしても拭えない疑問です。

○事務局 前回、委員からもございましたように、検討の一つとしますという表現で言ってあったのを、ちょっといろいろ語尾を全体的に統一したときに、統一といいますか、言い方ですかね。言い切ったほうがいいところもあれば、必要と考えるとかという表現のほうがいいんじゃないかと、いろいろ

試行錯誤をやっている中で、ちょっとここに行きついてしまっているというところもあります。

いま一度、こういったところは全体的に見直しさせていただきたいと思えますし、主語を統一するですとか、そういったところで語尾との関係性というのは、しっかりいま一度見直しさせていただければと思いますので、ありがとうございます。

○座長 それから、市民の定義に該当しない場合だと思っているのはちょっと消極的なので、「市民の定義を広く解釈し」とかにしたほうがいいかもわかりません。広く解釈して、より優れた人材というより、適した人材を求めるというのになるかどうか、参加を求めるとのことですね。

○委員 いいですか。

○座長 はい。

○委員 この文章、さっきから話にあった、必要があります、だったり、方法がありますで、具体的に実際に何をするのかちょっとわからない表現になってしまっていると思うんですね。最後の求めていきますに関しても、実際、具体的にはどういうことが想定されるのか、もっと遠くに引っ越してしまった人においてというわけにはいかないなというのもあるので、このところをもうちょっと練らないと、ちょっとわかりません。どう直せとか、そうじゃなくて、わかりません。

○委員 私、勝手に解釈したんですけれども、つくば市って、アイラブつくば、ふるさと納税と違ったスタンスの参加手法を設けていまして、あれは財政的な、いわゆる寄附金なんですよ。全然関係ない人、誰でもが、国籍に関係なく、身分に関係なく、つくばが好きな人、つくばを応援したい人が寄附をするという意味では、そういう部分については制度的に開放をして、市民参加とは別のフレームになるけれどもご協力してくださいねというメッセージだとすると理解はできるなとは考えております。

○委員 でも、それはもう全く別の制度としてということ。もちろんつくば市の一つの制度といえ、でも、一応あれは独立なんじゃないですか、厳密に言う。

○委員 今のは、すみません、すごく難しい質問ですけれどもね。

○委員 アイラブつくばって、私も、いまいよくわかりきらないんですけれども。

○委員 要するに、これって市民参加というシステムの問題で、アイラブつくばの税金というのは、単に、単純に、財源的なお金で協力します、例えば教育に使ってくださいとか、福祉に使ってくださいという形で寄附ができる制度なので、考えようによっては市民参加だし、ただ今回予定している市民ではない形の市民参加というふうに解釈もできる。

○ 委員 よろしいですか。その部分については、今までもちよつと議論あったと思うんですが、流動市民といいますかね、そういう方も、今、幅広く市民として捉えていこうという大きな流れだと思うんですね。

自治体によっては、ふるさと納税者を市民の枠にある程度組み込んで、パブリックコメントを書けるようにしたりとか、そういうところもあるわけなんです。そのことよりも、幅広い対象者の募集と書いてありますけれども、この対象者というのが、これが市民という意味なんですかね。市民を広く捉えますという意味の対象者というのが、この流れの中で何を意味しているのか。市民というのをもっと広く捉えますよという意味なのか。幅広い対象者というんですね。その流れなんです。

○ 座長 ここも、言葉をもう少し検討してみたらいいんじゃないですか。突然出てくるから、幅広い市民の募集でもいいのかもしれない。対象者が市民になっても。

○ 事務局 その点でちよつとご説明させていただくと、この対象者というのは、わかりやすくいえば、市民参加をやったときに来てもらう人ということで市民参加の定義をここで広げていきましょうとか、そういったことを申し上げたいわけではなくて、ちよつとそのあたりがうまく伝わらない、ちよつと対象者というのがいきなり唐突に出てきたりするからそれがわからないというところであれば、座長もおっしゃったように、そこを見直してわかりやすくしていきたいとは思っています。

○ 委員 そうですね。その一番最後が、その市民の定義に該当しない場合であつてもというふうに出ちゃうと、もう振り返って、その対象者というのは市民という概念というふうになっちゃうかなと思うんですね。すみません、どう表現すればいいかは、私もちよつとまだ考えてはおりません。

○ 座長 どうぞ。

○ 委員 よろしいですか。ちよつと今の流れに棹指すような意見になってしまうんですけれども、これ、今、市民参加のガイドラインを議論しているのであつて、市外に住んでいる人、市民じゃない人でも、市政をよりよくするために参加する方法は、別に市民参加という手法をとらなくても私は可能じゃないかというふうに思っているんですね。

やっぱりここは今、市民参加について議論すべき話であるので、もちろん市民を広く捉えることに私は反対はしませんけれども、だからといって何でもかんでも市民という枠組みで参加させるガイドラインをつくるというのが適切なのかなというのが、ちよつと私は思います。あくまでも市民参加だということで議論を集約されていったらいいかがかと。

○ 座長 そうですね。ただ、市民の定義そのものにまた戻ってくるので、大変難しいと思いますけれども。

様式第 1 号

ちょっとここまでで、一応、この議論は一旦終わりにして、議題の 2 のほうに入りたいと思います。

議題の 2 のほうも結構まとめなきゃいけないらしいので、少し時間をとって、それからまた時間がありましたら、こちらに戻りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○ 委員 すみません、1 つだけいいですか。

○ 座長 はい、どうぞ。

○ 委員 最後に、提言を書くということになっているんですけども、先ほどから何度もお話に出ている自治基本条例というのは、残念なことに多分成立していないと思うんです。なので、せっかくあれだけ議論したので、ぜひ完成させていただきたいなというのを提言の部分で入れられないかなというのをちょっと思っていますので、それをちょっと頭に置いていただきたいと思います。

○ 委員 当然とおっしゃらないんだと思うんですが、すみません、発言していいでしょうか。

○ 座長 はい。

○ 委員 これは指針なので、市民参加条例をつくるということを提言としてお願いしたいです。

○ 委員 それは、いつか実現してほしいですね。

○ 座長 わかりました。

それでは、第 2 番目の大規模事業の進め方に関する方針ですけども、事務局のほうから、まず、前回の修正したもの、前回の項目だけあった評価制度についての骨子が、今回配付されておりますので、それについて説明をお願いします。

○ 事務局 (資料 3, 4 に基づき説明)

資料 3 (仮称) 大規模事業の進め方に関する方針 素案

資料 4 (仮称) つくば市大規模事業評価の進め方に関する実施要綱 (骨子)

○ 座長 どうもありがとうございました。

これらの方針とか要綱は、まだ骨子だとか素案で、現在、内部の検討会議で検討の段階というところですので、このまだ構成とか方向性はきちんと決まったわけではありませぬので、その点はお伺いせずに、自由にご意見があったら出してください。

いかがでしょうか。

○ 委員 前回、参考資料でいただいた他市の比較をいただいていたので、その各自治体の財政規模と、それに対して何億以上を大規模事業とするかというのをある程度見たんですが、そうしますと、つくば市の財政規模からいうと、私は 5 億円ぐらいが妥当じゃないかなと思って、実は今日来たんです。

本日いただきました参考資料の 4 を見ましても、5 億のところで線を引くのは、決して的外れではないなというふうに、これを見たときに思ったんですが国も県も、財政規模がつくば市とは全く違うのに、そこが 10 億だから、つくば市も 10 億ですというのは、一体どういう論拠、論拠にもならないというのですごく驚いているんですが、ちょっとそれは承服しかねます。

どうしても 10 億でなければいけないと説得してくだされば、もちろんあれですけども、素人の単純な考えでいって、財政規模とその支出というのは関係があるわけで、子供のお小遣いにとっての 1,000 円と、家計全体から見た 1,000 円では価値は違うんだから、やっぱり県と国の 10 億ですから、つくば市も 10 億ですと言われて、はい、そうですかというのは、市民感覚には沿いません。

○ 座長 今、大規模事業とはで、事業費の問題が出たわけですけども、その辺についての何か意見ございますか。

○ 委員 よくわかっていないんですけども、この事業費というのは何を指すんですか。学校だったら、学校をつくるまでの費用のみを指しているのか、あるいは、その後の運営費とかも含めた額なのか、そこが私、全く素人なのでわからないんですが、どういうふうに捉えればいいんでしょうか。

○ 座長 これは、事務局はどう捉えますか。

○ 事務局 今回、事前評価ということで資料のほうをお示しさせていただいているんですけども、今回は、事業計画があって、計画策定あって、建物をつくるまでの費用ということで考えております。

○ 委員 施設整備事業というのは、そういうものですよ。

○ 事務局 はい。

○ 委員 この ② は、これはどういうふうに捉えればいいんですかね。継続して行う 5 年間の総事業費が ○○ 円以上の事業。

○ 事務局 こちらは、基本的には箱物整備ということで考えてはいるんですけども、例えば、ソフト事業などでも毎年かなりの巨額の費用を投じて、もうずっと行わなければならない事業というの中にはあるかと思うんですね。具体的には、スクールバスだったりとか、そういったものが今後出てくるかなというふうに考えているんですけども。

○ 委員 そうすると、そういうものに関しては、この ② の 5 年間で何億円を超えるかというところで、運営費を含めた計算でこの金額が出てくるということですか。

○ 事務局 そうですね。5 年に 1 回ぐらいは評価を受けてもいいんじゃないかと。

○ 委員 5 年間の累計ということなんですかね。だから、つまり 1 年間に 2 億円ぐらい要する事業に関しては。

○事務局 例えば、つくバスであるとか、そういったものについても、今後つくバスはもう既に走っていますけれども、そういったソフト事業なんかも数多くやっているんですが、年間10億とした場合には、年間2億以上かかる、5年で10億以上かかるので、そういった事業を対象としていきましょうという。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 ここ少し整理をしたほうがいいと思うのは、直接工事費というのが通常一般の事業費ということで、それは5年だろうが10年だろうが、基本計画、基本設計実施計画を含めて入りますよね。それが事業費という概念。ちょっと気をつけないといけないのは、他の事業には、ソフト事業、今、提案してくれたバスみたいのが、これはもう5年とか10年とか期間を限定して一つの事業としますけれども、全体事業費は、いわゆるランニングコストですよね。

もう一つ、箱物にちょっと戻りますけれども、箱物はライフサイクルコストという概念も多分あると思うんですね。それは、つくった値段が幾ら、ランニングコスト、維持管理費で幾ら、最初は高いけれどもランニングコストが安くなるという発想もあるし、最初は安いけれどもランニングコストが上がるという発想もある、そういうものは、単に最初の建設事業費だけでいいのか、その施設が20年使われるなら20年間のトータルコストというのも含めて、その事業のやる、やらないじゃなくて、どうやるかという議論まで入れるかというのが一つ選択肢があるということかなと思います。

あともう一つは、非常に嫌らしい話になりますけれども、何もないのに市民参加で意見を求めるというわけにはいかないの、何らかの最初のアクションを起こしますよね。そのアクションの精度を求めたら、基本構想みたいなものができなきゃいけない、その基本構想をつくったものに対して市民参加で賛否を問うか、何もなくて、いや、何かやりたいんだよ、こんなもんだよでいいのかという、その部分は、この根底に及ぶ部分なので少し整理しといた方がいい気がします。

○委員 そうすると、今の理解でいうと、仮に2億円の施設なんだけれども5年間で20億円、それ運営するのにかかる事業費ですとかいうのはこの対象に入ってくるということなんですか。建物でいうのは、ちょっと該当するものがないのかもしれないんですけども。

例えば、6億円の建物を建てて、6億円の事業費が5年間でかかりますというのは、これはもう外れるという、こういう理解でいいですか。累計という考えはないわけですね。

○事務局 今回で見ているのは、その運営費というものは含まずに、整備費というところで捉えておりますけれども。

様式第 1 号

○ 委員 運営費が仮に 10 億円超えて、10 億円と決まっていらないんですけれども、5 年間で一定額を超えとなると、この ② の定義にかかってくると。

○ 事務局 そこは想定していないんです。

○ 委員 想定していない、そんなことはないんですか。すみません。あり得ないんであれば。

○ 事務局 施設の維持管理費のランニングコストの部分については想定していないです。

○ 委員 なるほど。

○ 委員 してください。

○ 委員 しましょう。

○ 委員 でも、本当にないんですかね。わかんないんですけども。

○ 委員 よろしいですか。ランニングコストって意外と気にしない人多いんですけれども、非常に大きな問題ですので、それも考えた上で評価していただきたいかなと思います。つくってそのまんまという状態が今すごくたくさんあって、30 年たっちゃって、もういい加減古いんですけども、建てかえるの、補修するのとなっている場所が結構あるんですね。

なので、それを考えないでつくっちゃっているからお金が足りなくなっているんじゃないのという部分が、我々素人、市民としては、だって直せないじゃない、お金ないんだからという、障害者センターとかね。震災のときに潰れてくれば新しくなったのにねみたいな話になっちゃうじゃなくて、きちんと計画的に維持管理していくことによって、きちんと使える施設がつかれるという、そういう形にしていけないと、この先、また同じことがずっと起きていくだけだと思うんですね。

なので、ランニングコストまで、ある程度想定してつくっていただかないとちょっと困ります。使うほうの人間として。

○ 委員 あと、ちょっともう一点あるのが、その事業の単位というのが、どういうふうに区切られるのかがちょっとよくわからないんですね。例えば、幾つかの場所に施設をつくるような事業全体として見るのか、それは 1 個 1 個の施設をつくるのを事業として見るのか、その辺の区分けがかなり恣意的に行われるようだと、完全にこれをつくる意味なくなっちゃうような気がするので、その点は、何ていうのかな、ちょっと私にもどうすればいいのかわからないですけれども、余りそういう恣意的な事業の区切りみたいな運用、だから事業の認定の仕方ですかね。そこに関しても、ちょっとある程度、規制をかけておいたほうがいいのかないという気がします。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 はい、どうぞ。

○ 委員 幾つかある中の一つ、用地選定過程とありますけれども、これって

ここに公共事業が行われる、それで特別措置の適用を受けて、土地買いに入りますよ。これを前提として、これを回すということになる可能性があるというのが一つ心配ですね。道路の延長で伸ばしていくだけでも大変なのに、一面の土地に何ヘクタールという土地を買おうとすると、地権者が複層していると、そこはいろいろ権利変動が行われて、公共事業の最大のハードルは用地取得で、絵に描いた餅で終わるケースが多々あるというふうには聞いています。そこがちょっと課題かなという気がします。

それから、あと別途、ちょっと議論したいと思ったのが、後でしたいと思っていたんですが、私の考える市民参加というのは、ステークホルダー三つなんですよ。市民がいて行政がいて議会がいる。このタイミングで議会がどう理解するかといたら、どんどん市民参加をしていくことによって、議員は市民として参加できますけれども、議員としては参加できない。言い方をかえると年 4 回の議会の中でしか情報が、基本的な説明が受けられない。通常、受けることもできるんでしょうけれども、議会が市民参加をちゃんと正しく理解してもらわないと、執行部は困っちゃうんじゃないかなと。市民参加で、こういうことでこんなことをしましたからと言われたときに、その結果って、議会は拘束されるか、されないかは、選挙のときだけなのかどうかということも含めて、そういう今見えている景色以外の市民参加のハードルというか、課題も我々はちょっとどこかで考える時間があつたほうがいいかなという気はしておりました。

○委員 他の委員さんがおっしゃったところで気になるんですけれども、市民参加が、少なくとも、今、私のイメージどおりに進んでいったら、この後、基本構想を書いて市民に意見を聞くということは生じてはいけないことだと思うんですね。

大規模事業をするようなそういうものについては、まず市民の側から、そこそ限られた財政の中でどこに優先順位をつけるかというようなことを真剣に議論して、その上で出てくるものであって、そのときには、やっぱり例えば老人の施設が欲しいよねとか、子供の居場所が欲しいよねとか、何が出てくるか想像つきませんけれども、そういう具体的なものとして出てきて初めて、じゃあそれをつくれるかどうかとって始まるのが大規模事業であって、この間の総合運動公園みたいに、小学生の記録のとれる陸上競技場と言っていたのが、どんどん何百億という話になってしまうようなことは起きてはいけないし、起きないと私は信じて毎回ここへ来るわけですから、そこはやっぱりちょっと、ごめんなさい、言わせてください。絶対に、市の側が先に絵を描いて、そこに市民の意見をということは二度と起こさないでほしい。一番最初の、それがまさに、スリーステップの前に一つつけていただいたこの会議の、少なくとも私が委員になった一つのポイントはそこで、ここへ来て、私はとにかくそれが通

るなら、それでも満足だというぐらい、そこにはこだわりがあるので、その順序が逆になるようなことは想定したくないし、するべきではないと思います。

そんなにつくば市にお金はないと思います。私、今、一生懸命、決算書も読んでいし、高齢化率の高い茎崎まで、車もないのにわざわざ行って、老人介護の民間のまさに市民協働で公共サービスをしていらっしゃる方たちのご意見も聞きに行きました。

本当にお金がないんです。それはわかります。表面的に見たら、よそよりも人口はふえていて財政健全化の数字はいいんですけども、だけれども、そういうことじゃなくて、実感として、こういう状況なんだというのは嫌というほどわかっているつもりです。

だけれども、どうしてもつくらなきゃいけないもの、どうしても手入れしていかなくちゃいけないものはある、そのために市民に順序をつけてくださいというのが市民参加のやっぱり大切な役割の一つだと思うんです。

そのときに、この間の総合運動公園みたいなことが二度目に起こるというのは絶対避けてほしいし、もちろん市長は、それは絶対起こさないおつもりでしょうが、とりあえず今の市長が4年しか保障されていないわけですから、現時点で。市長が替わっても、それが起こらないシステムをつくるのがこの会議の大事な任務だと思うんです。すみません、長くなりました。

○座長 どうぞ。

○委員 よろしいですか。きょう、いただいた参考資料4のうち、特に26番以降で42番までの間で、除外されるものというか、この大規模事業の対象になるのは、全部26番から42番まで当てはまると考えてよろしいんでしょうか。それとも、これ以外にあったけれども、既に除外するのは除いた形で、これができているということなんでしょうか。

○委員 金額が決まったら、ここという線が引かれるんでしょうね。

○委員 そうすると、除外する事業は入っているという理解でよろしいんですか。

○事務局 先ほど示しました要綱の考え、こっちのほうに除外ということで2番の表のほうに記載させていただいておりますが、ここでいう公共施設、④の耐震改修とかということも、こちらの26番以降には、こちらは金額だけでちょっとどれだけ過去につくば市として行ってきたかというだけの視点でまとめたものですから、単なるこれは金額ベースで載せています。

○委員 つまり除外事業は除外されてなくて、金額で全部入っているという理解でよろしいんですね。

○事務局 はい。

○委員 と言ったときに、メリット、デメリット、確かに挙げてくださって

いるんですけれども、こうつらつら見るに、そんなに1年に1件あるか、ないか、それすらないんじゃないかな、大規模事業として事前評価が必要なのはということを思ったんですけれども、私の理解は間違っていますか。

○事務局 実際に、今この40億以上とかというところにも、あるいは、今、学校の新設をやっていますが、そのほかりサイクルセンターということですが、こういった大きいハコモノが今ちょっと続いているというのがあって、年度では27、28というところが大分多くなっているのかなと思うんですが、学校の計画というのは今のところはございません。

○委員 まだ、わからないということかな。

○事務局 ええ、この先は、今のところは計画はされておきませんので、何年度に建てるというような、具体的に計画されている大きなハコモノはございません。

○委員 それから、もう一点お伺いしたいのが、国債や何かの起債をするときには、大規模事業評価というのは、いつの時点で想定していらっしゃるんですか。

これは、どこかに書いてあったんですけれども、よく読み込めなかったんですが。概算要求前ということは、起債も当然、前ということで。

○事務局 ええ、前です。それで、予算化措置の全て前です。

○委員 というと、かなり早い段階で、この大規模事業評価のためのプランニングをしないと、概算要求ですら、半年ぐらいでバタバタとやっていくことは、今現実に、国の場合や何かはあると思うんですけれども、その前ってどれぐらいのスケジュール感で考えていらっしゃる、前というふうには書いてあるんですけれども。

○事務局 資料3にもありますように、大体この評価というものは大体半年程度は見込んでいるんですが、ですので、この工程が、まずはかかってしまうというのは、今までの普通の予算要求に比べると、そういった過程がまずは必要なので、その予算要求の前までに、こういった評価を済ませる必要があるもので、実際、予算要求というのは、先ほどちょっと、7月というのが、一応、市のほうでは、次年度の予算にいった7月というところが新規事業とかというところではあるんですけれども、来年度に向けてね。そういったところで予算化していく準備に入っていくわけなんです、その前までには、こういった手続が済んでいるというようなものになっています。

ですので、先ほどから市民参加にもありますように、事前の理解共有というところに重点を置いた場合には、それよりも先に、こういった評価よりも前に事前にそういった市民の皆さんと理解共有を図っていきながら、こういった評価作業に入るということです、この事前の準備というのはかなり見込んでいかないといけないのかなというふうには考えています。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 はい、どうぞ。

○ 委員 そうしますと、評価をすることで事業がおくれるという、そういうことは実際に懸念されるんですか。

○ 事務局 です。その辺は、そういった事業化を考えるとといった場合もそういったものを含めて、今度はこのルールにのっとって、もう事前から、どのくらい期間が必要だというようなことをきちんと逆算した形での計画となります。

○ 委員 計画の中にきちんと組み込まれるから、そのおくれるという発想はないということですね。

○ 事務局 ええ。

○ 委員 何か、その行政の担当者としては、それをすることで時間はかかるけれども、おくれるというのは、計画よりもおくれるということですからね。だから、そういう意味でちょっとお伺いしたんですけれども、それでよろしいですか。

○ 事務局 先ほど、要綱の中に緊急を要するものとか、そういった市民に影響を及ぼすようなものというのは除外しておりますので、ほかに、この除外するもの以外については、こういったルートに乗せてやっていくということを基本にして考えております。

○ 委員 じゃあ、よろしいですか。

○ 座長 はい、どうぞ。

○ 委員 これは、大規模事業の評価の進め方に関する指針ということですよ。今まで評価がなかったということですから、それはもう大規模事業に関しては絶対評価は必要であると思いますから、これはぜひつくらなきゃいけないと思うんです。一つのツールですから、使い方によっては非常に有効だし、下手な使い方をする、まさにその停滞を招いてしまうという、非常に諸刃の剣のものであるということは理解できるんですよ。

ただ、現状を考えますと、紫峰学園のプロセスなど、今現在、進行中のものを見ていますと、学校関係者へは説明会はあったし、意見を集約しましたけれども、地域への説明会は随分おくれました。決定してから説明しました。そのときに、もし、この評価というのがあったら、地域への影響というのは当然入ってくると思うんです。そうしますと、ちょっと地域の影響の評価というのが、ちょっとないと思うんです。環境及び景観への配慮というのはあるんですけれども、地域社会に対する影響というのもぜひ入れてほしい。

というのは、地域としましては、小学校がなくなるというのは、コミュニティにとっては物すごく大きなことなんですけれども、そういうことについての影響、評価、それから地元の人の意見というのは全く聞かれなかった。決定

されてから、なくなりますよということはあったわけですね。ですから、評価の中に社会的影響というのを入れてほしい。

それから、5番の事業の経済性、効率性の中に、コストの適切性及び事業採算性とあるんですが、つくバスなんかの場合だったら、例えばですけども、ある程度採算性というのを考えながらやっていくでしょうけれども、例えば文化事業なんかだと、これは採算性ではなくて波及効果だと思うんですね。経済波及効果というのも一つ入れてほしい。

例えばですけども、ノバホールとか文化施設で、非常に注目される事業が展開されるなんていうことになると、よその自治体の例ですけども、文化事業をすることによって不動産の価格が上がったなんていうことがあるわけですね。

ですから、文化事業は、ただ投資だなんて考えるのではなくて、こういう評価のところで、その文化とか福祉をやると住民もふえるし、その都市としての評価が上がり、不動産価値が上がったなんていうところまで、もし試算してくれると、また別の見方ができるんじゃないかなと思うんですね。

評価に関しては、その2点。いわゆる社会学的な評価と経済波及効果というのを加えてほしいと思います。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 今の発言で、経済波及効果というのは、今、地域経済分析システム通称リーサスと呼んでいますが、それだと、産業マップとか、地域循環環境マップ、農林水産業、人口、幾つかの要素で、地域全体に及ぶ波及効果というのが、計算上出せるという手法は進めているし、今後、公共事業なんかは、事前にこういうものを回すというのが出てくる可能性はあるんですけども、多面的な検討は必要だというのは私も同感です。

一方で、今の議論の中で非常に私は危険だなと思う、危険というか、リスクだなと思ったのは、例えば市民に説くときに、担当者がつくった1枚のペーパーで市民参加に耐えられるか、いわゆる、ある程度、専門家が積算した、もしくは設計したようなものじゃなくて、例えば役所は今、多分5年間を合わせた、毎年単年度で、3年単位でローリングしながら計画を見えていますけれどもそこに1枚のペーパーが、事務方がつくるペーパーがありますが、そのペーパーレベルで市民参加の資料を足り得るなら、それはそれでありだと思います。それをもうちょっと専門的な論拠まではつきりする、トータルコストを出せるみたいなものと、非常に大きな壁が一つ生まれるということと、それから財源を一般財源、いわゆる税金以外の国の補助金とか、いわゆる借金、地方債を使うとなると、相当事前のアプローチが必要で、今の行政の運営スタイルの中にこの市民参加を入れるときの一番のリスク要因は、私は時間軸の問題だと思

うんです。

ですから、この時間軸を度外視してバラ色の夢を語ってみても、それは現実的ではないので、ここは事務方、事務局も含めて、本当にこの仮説の案で回せる自信が、皆さん、おありなのかどうか、今回提示したリスク要因の中に、余りそれが明確に出ていないので、これ、いざ動き出したら、行政は停滞になる何ものでもないような気が私の中でしておりますので、そこだけ触れておきたいと思います。

○ 座長 その辺は内部で議論しているんですか。いわゆる時間軸というか、例えば、さっきの最終意思決定者というのは、確かに行政であったり、市民であったり、議会である。市民参加という、何か形式的には市民が主体で、市民が最終決定者みたいだけれども、実際にはそうではないわけで、市民は意見を取り入れられる程度のものでしかなかったりする場合もあるし、そういうあたりのところですね。

それから、今、他の委員さんのほうから出された、いわゆる地域全体への波及効果がはかれるようなそういうシステムみたいなものがあるとすれば、そういうのについても検討や何かを内部ではしているんですか、しているんでしょうか。

○ 委員 すみません、私、聞いた話ですけれども、経済産業省から呼んで、検討会というか、やったような話は聞いています。事実は確認できていませんが、前向きな姿勢で勉強はされているという話は聞いたことはあります。

○ 委員 もう一つ。

○ 座長 はい、どうぞ。

○ 委員 よろしいですか。その除外規定の中で、今の関係省庁、6 番の国、これ、その他の自治体ってどこがかかるんだ。最初のやつとちょっと変わっているんですね、これ。国等と一体となって、等というのは、恐らく他の自治体という意味だと思うんですけれども、と一体となって効果を発揮する事業または共同で実施する事業と、これは除外規定にありますけれども、もちろん市長が、これは大規模に認定してやりたいといえ、もちろんそうですが、例えば国絡みでいろいろな事業が来たとき、地域でももちろん議論しなきゃいけないんだけれども、まず最初が除外規定ですよねということになってしまいませんか。

例えば、こんな例はちょっと余り適切な例ではないからかもしれませんが、原子力の核廃棄物の最終処分場を国がこの辺につくりたいというのがあって、ちょっと極端過ぎますけれども、そのときに、これは除外規定ですなんて言えないわけじゃないですか。最初から、これ 6 の項目というのはどうなんですかね。入れておくものなんですかね。

○ 委員 ちょっと私の理解が違っていたら指摘してほしいんですが、国等と

様式第 1 号

一体というのが事業主体が共同であって、国道に隣接する一道を整備するとか、茨城県を農道でもって県内を縦断する事業は、これは違うか、後者はそうで前者違うかなと思うんですけども、事務局で、もうちょっと私よりわかりやすくこの⑥の該当事業とそうじゃない事例を挙げていただけると、理解を促進できるかと思うんですが。

○委員 だから、何パーセントを国が補助しますよというのも、国絡みですから、その6番に入ってしまうのかどうかということですよ。そしたら、国からもういっぱいお金もらうわけですから、6番というものの扱ってどういうことですかと。

○委員 財源に、私、入るのは、入らないと理解していたんです。あくまでも事業主体、発注者が市である、もしくは国と市が、前例ないかもしれない、共同発注主体になる場合が6番で、財源とか許認可が絡んだやつは6番にはなじまないのかと思っていたんですが、いかがでしょうか。

○座長 その辺は、事務局のほうで説明できますか、今の。

○事務局 はい。

○座長 6番ですね。2の(2)の6。

○事務局 過去の事例などで申し上げますと、大きい事業といたしましては例えば、つくばエクスプレスの沿線開発だったりとか、圏央道の整備だったりとか、それについて市単独で事業を行わないということが果たして判断することが適切かどうかということもございまして、そういったことで、もしかしたらケースバイケースになるかと思うんですけども、そういったものを想定してちょっと書かせていただいております。

○委員 評価対象から除くことができると書いてあるので。

○事務局 はい、必要があれば評価の対象にもできる。

○委員 運用次第ということですよ。

○委員 すみません、いいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 議論の方向性が全然違うんですが、ちょっと規定のたてつけが気になっていまして、これは多分、大規模事業の進め方に関する方針というのが上位規範としてあって、その下に実施要綱があるということだろうと思いますので、気になっているのが、この除外規定、大規模事業除外規定が実施要綱中に規定されているというところなんです。

こういう規定が何が問題かという、恐らく皆さん、まず方針を見て、概要どういうものが対象になってというのが最大の関心事だと思うんですけども、それが実施要綱を見ないと最終的にはわからないというたてつけになっていて、しかも方針を見ると、その除外規定があることすらわからないような規定になっているんですね。

普通、こういうケースだと、上位規範のほうに、その他例外は実施要綱で定めるとか、緊急を要する場合などとかという形で規定することが多いのかなと思うので、そういうたてつけにされたほうがわかりやすいんじゃないかなと思います。

現状だと、この 2 ページ目の目的というところに、一番最後のポツで、大規模事業の進め方については、緊急を要する事業等を除き、本方針に基づいてとあるんですね。ここでは、この緊急を要する事業等は本方針を一切適用しないという整理に見えるんですけども、現状の定めだと、この大規模事業の算用数字の 3 ですかね、(1) とかというのは、多分その実施要綱とは別の規定、こういうことをしなさい、対話の期間をしっかりと設けなさいとかって別の話だと思うんですけども、ここの適用があるのが、対象が何なのかがわからない要するに、実施要綱ではしっかり除外されているんですけども、この方針全体で除外されるのか否かが不明確なので、大規模事業であれば、この実施要綱中の例外に当たるものでも、一応この方針は適用がありますよと。だから、この事業評価以外の部分に関しては適用があるので、これを踏まえて進めてくださいというように読めてしまうんですね。なので、シンプルに、この方針のところに大規模事業の定義から外してしまうというほうがわかりやすくていいのかなという気がしているんですが、もし余りにも細か過ぎるというのであれば、大規模事業の定義のところに、詳細はこっちの要綱に落としますよということで細かい内容を決めていくというのはありだと思うんですけども、ちょっとそこが気になりましたけれども。

○ 委員 座長、すみません。

○ 座長 はい。

○ 委員 先ほど、県の事例出されましたけれども、県で、もしこういう大規模事業の判断をしている自治体、タイムスケジュールをどんなふうに動いているか、後でわかったら、公の場で、また次回教えてください。

本当に、この想定する手続をこの期間でこなして、採択して事業ができているのかどうかというのがちょっと気になるところです。

○ 委員 よろしいですか。自治体で、この大規模事業評価制度を導入しているところがたくさんあるわけですね。そういうところを、県もそうですけども、それで、先ほどの金額に関して 10 億円というのが妥当かどうかは、これを見ると、かなりばらばらですけども、かなり先行事例があると思っています。そういうところで、本当そのリスクについても列挙しておいて、議論の段階で挙げておいたほうがいいと思うんですね。

このまとめていただいた、前いただいた資料というのは、かなり細かく書いていて。

○ 座長 今、出てきた幾つかの点、例えば、茨城とか国はどういうタイムス

スケジュールでこういうものを評価をやっているかどうかとか、それから他の自治体なんかと、こういうものをやっているところで、茨城と国以外のところで予算で大規模事業になっているのがどのくらいかという過去の事例を、この次、また議論をするときには出していただけると。

○事務局 はい。他市の事例をちょっと再度調査しまして、次回にお示しをしたいと思います。

○座長 それから、もしできれば、ちょっと財政規模と人口規模が必ずしも一致しないけれども、人口規模がある程度つくばに近いようなところとか何かが参考にできれば、出していただけるとと思いますけれども。

このくらい意見をいただければいいと思いますけれども、ほかに何か、これについて。

○委員 もう一つよろしいですか。

○座長 はい。

○委員 先ほどの他の委員さんの意見と同じなんですが、方針があって要綱があって、そして細則が恐らくできるわけですね。この前も私言いましたけれども、公文書の管理の問題で、細則で骨抜きになっていましたよね。細則で処理していいというのがあったのでということが報告されました。

なので、どこかで骨抜きにされる可能性があるので、我々としては、それをよくチェックしたいと思うんですね。結局、細則の段階で、さっきの例外事項なんかがもうちょっと細かくうまくするりと抜けられるようなものになってしまうと、せっかくのこの方針が崩れてしまうと。

○事務局 実際に、これを動かすとなると、この要綱ですと、告示行為になりますので、実際、表にもきちんと出る文書になるんですが、まだ、これはちょっと条文形式とかになっておりませんけれども、市の場合、この下には、実際、この条文の下に運用はこうしていくんだという考え方をまとめて運用していくのがやっているパターンですけども、ですので、この条文だけで読み取れない部分については、そういった運用解釈とかというものをつくりまして、庁内で動かしていくというふうには考えております。

○委員 恐らく大規模評価は大変なので、したくないというのが基本だと思うんですね。でも、それだったらいろいろな大きな問題が起こるということを認識してやっていくべきだと思うんですね。

○委員 すみません、初歩的な質問で恐縮ですが、評価の対象で除外例のところ、前回までは5つだったのが、今回、③のインフラ施設と不可分な施設の整備事業というのが追加されているんですが、実は、事前に私は具体例を教えてくださいと個人的にお願いをして、過去に出ていた5例についてはきちんとお答えいただいたんですが、新しいこの③についても、具体例を教えてくださいとありがたいです。

様式第 1 号

○ 事務局 まず、最初の対象事業について、つくば市公共施設白書の区分に基づいて整備をさせていただいたというお話をさせていただいたかと思うんですけども、その中の道路、橋梁、上下水道、市民生活に直結するものになるんですけども、こちらを整備するに当たりまして、こちらと不可分な整備、例えば、上水道であれば配水場とかですね。

○ 委員 ごめんなさい、何場ですか。

○ 事務局 配水場とか、水道管だけ通しても水は送れませんので。

○ 委員 配るほうの配ですね。

○ 事務局 あとは、下水道でしたら、ポンプ場だったりとか、そういったものも、やはり下水道等の整備に必要な施設ということで、一応除外のほうを規定の中に盛り込ませていただいたものということでございます。

○ 委員 すみません、私の理解では、つくば市には下水道でポンプを使って下水道はしていないと聞いたんですが、その辺はどうですか。

○ 事務局 ポンプ場はございます。これから、ちょっと建設する計画があるかどうかは、まだ調査しておりませんのでわからないですけども。

○ 委員 でも、少なくとも現時点で、下水道関係でポンプ場はあるということ。

○ 事務局 あります。

○ 委員 わかりました。ありがとうございます。

○ 座長 それでは、これはこのぐらいいにして、それから、もう一回もとに戻って、市民参加のところについて、あと残り時間は余りないですけども、もしご意見がございましたら出していただきたいと思いますけれども。前回やったのは、幅広い対象者の募集というところ。

参加のための環境づくり、7ページあたりは何かございますか。7ページ、8ページ、9ページ、6ページあたりですね。

どうぞ。

○ 委員 6ページの幅広い対象者ですけども、非常に細かいことなんですが、幅広い市民というのは、全ての市民が含まれることは重々承知なんですがあえて強調するために、子供を含むというのを少し入れていただけると、学校との関係もありますけれども、子ども会議ですとか。

○ 委員 大賛成です。

○ 委員 子供の意見は反映させるようなことが必要かなと思います。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 はい。

○ 委員 補足したいんですけども、その最後のところの手法の中に、子供も含まれるような手法を入れておいてほしいんですね。いわゆる市民会議みたいな形で、子供会議とか、それから福祉団体だったら障害者の当事者会議とか

様式第 1 号

そういうものを、なかなか割合、大人ばかりみたいな、あるいは意見を言える人たちがばかりの手法が多いと思うんですよね。

○座長 いずれにしても、その対象者の中に、子供が入るものとか、市民参加の手法の一つに、子供が主体になって何かをやるような、参加できるようなということですね。

それを、だからテーマによって、恐らく幅広いよさが限定されてくる、例えば外国人の問題を提案したときは、つくば市内の外国人などになると思うし、ということですね。

○委員 そうですね。高校生会議とかね。

○座長 それは、だから、その幅広い対象者の中に、あるいは手法の中に入れておいていただければ。

ほかにございますか。

○委員 さっき何か中途半端だったんですけども、よろしいですか。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 幅広い対象者のところは、市民の中で幅広い参加ということを考えれば、市民以外ということは、あれだけ広い市民を定義しているのですから、わざわざ市民以外の方をここに入れる必要はないのかなというふうには思いました。これは私の個人的な考えです。

逆に、前のほうにあったように、自分から意見を言えない方たち、子供たちであったり、障害当事者の話にもあったように、障害当事者の方たちの意見を聞くとか、そういったような形の何か方法がどこかにあったらいいかなと思いました。なかなか意見を出せない人たちなので。

○座長 それがやっぱり一番難しいんですよね。その意見がどう参加できるかという。

○委員 非常に細かい話なんですけれども、今回、市民の定義が、市内で活動する団体組織となっているので、この6ページのところで、拠点を市外においてつくば市内で活動する団体というのを市民以外の定義の例として挙げているのは、ちょっと適切ではないのかもしれない。

○委員 でも、活動は市内だけ。

○委員 市内で活動している団体は、もう市民なわけですよね。この指針では。

○委員 どちらに振ってもありだとは思うんですけども。

○事務局 定義のほうで、今、活動と言っているのを拠点なのかなという、要は在住、在勤と合わせるとすれば。

○委員 そっちのような気もするんですよね。

○事務局 拠点として、こっちのほうは、市内で実際に活動されている市外の拠点をおいている方というような、そういう意味合いで書きたいと思います

様式第 1 号

ので、よろしいでしょうかという。

○ 委員 ちょっと広過ぎますよね。市民の定義で。

○ 事務局 はい。

○ 委員 せっかく市民を定義したので、市民でいいんじゃないと思うのは私だけですか。せっかくあれだけ広い市民の定義をしているので、さらにそれより広いところを集めることに、以前あったふるさと納税と違って、私、申しわけないけれども、ふるさと納税嫌いなんです。結局、いただくものが目的でふるさと納税をしてくださっているような方たちのご意見なんかは要らないというのが、私個人ですけれども、のスタンスですので、そこまで広げなくていいんじゃないというのがちょっとあります。どんなにつくば市のためを思ったださっているといっても、実際そこで利益をいただいたり、被害をこうむったりするのは、我々、中に住んでいる人間なので、そこまで広げなくてもいいのではないかなと思いました。個人的な意見です。申しわけありません。

○ 委員 いや、私も市民参加という枠組みでいえば、市民で定義した範囲内でよくて、それ以外の人とは別の枠組みで意見を聞けばいいと思います。

○ 委員 私もそうです。

○ 委員 いや、言い方の問題のような気がしますけれどもね。その市民参加をどう捉えるかということで、今回の指針も、必ずしも市外の方たちの意見を中心に聞くべきだとかというのは全く言っていないくて、あくまで参考として聞いて、市政に生かせるものは生かしましょうというような書きぶりに見えるんですけども、それではだめですかね。私は書いておいてもいいというような気はするんですが。

○ 委員 その昔、アンダーソンが遠隔地ナショナリズムと言ったときに、住まない人が外部からいろいろなことを言って、かえってその地域を混乱に招くみたいなことを言ったこともあるので、私は、むしろ積極的に、幅広いところを広げる必要性はどこにあるのかなという気もしないでもありません。

と言いますのは、市民の定義が十分広いので、限定された市民の定義でしたらおっしゃるとおりなんですけれども、ここまで広げて、さらに、と思いますね。

○ 座長 だから、地方自治体への参加というのを、つくば市への参加というのを考える場合、基本的になるのはつくば市民なんですけれどもね。ただ、例えば情報公開なんかだと、知る権利というのは普遍的な権利だから、何人説というかな、つくば市にある情報でも、世界のあらゆるところからアクセスできるというようなものもあるので、やっぱり僕も、基本的には地方自治体への参加というのは、地方自治体、地方に住んでいる人は、まず入って、その上で利害関係を持つとかというようなところで、いわゆる広義の住民説というやつですね。狭義の住民説と広義の住民説ですけれども、だから広義にした場合に、

様式第 1 号

どのぐらいまで広げられるかというか、勤労、学生、そういうものが入るのかどうかとかですね。そういうふうに広がってくるわけですがけれども。

○委員 参加というから、ややこしくなるんですがけれども、参加する人は、これは指針として市民参加なので、とりあえず市民にしておいて、市民に当てはまらない人に関してご意見を聞きたかったら参考意見としてお伺いを立てるという形で、それだけでも十分意見は聞けると思うんですよ。

障害者計画なんかをやっていると、時々、他市の方の意見を聞いたりとかしています。でも、それはあくまでも参考意見であって、委員としてやっているのは、やっぱりつくば市民なんです。そのほうが、区切りとして必要なんじゃないか、逆に必要なんじゃないかなというふうに思うので、この幅広い対象者にしてしまうと、そういう人たちも委員として入ってこられるような印象を私は受けてしまったので、そうではないほうがいいなと思っただけです。

○座長 また、もとに少し戻って、もうちょい時間がありますので、何かありますか。まだ、ここで、とにかく自治基本条例のなんていうのは五十何回議論したわけですから、こっちは四、五回でまとめなきゃいけないという、かなり苦労してやっているわけですがけれども、何かそのほか、さきのところで意見ございましたら。

○委員 初めに、事務局のほうから、再任の任期と、あと市民公募委員の割合のことを言われましたが、公募で集まるのかどうかという若干の危惧はあるんですが、私は3割というのが一つの目安かなというふうに思っています。

あと、再任については、2期がいいかな、というふうに思っております。これは全く個人的な意見ですので、ほかの委員の方のご意見を伺います。

○委員 これ、期というのは、1年間という意味ですよ。

○座長 普通はそうですね。2年やる場合もありますけれども。

○委員 行政計画なんかだと3年という任期もあります。

○委員 じゃあ、6年間できますということになっちゃいますね。

○委員 もし、2期ならということですが。

○委員 3年とか5年とかって長いのもありますので。

○委員 そうなんですね。では、ケースバイケースという。

○委員 何期、ただし何年は超えないとか何かつけるんですかね。

○委員 期だけでいいような気もする。

○委員 いろいろなのがあればね。ごめんなさい。私は、ここの任期が1年だったから、1年をイメージしていますが。

○座長 少し熟練して意見を求めるような団体、団体というかな、委員会とかにするのか、それとも市政の勉強で終わるようなのをつくるかによっては違いますよね。だから、できるだけいろいろな人が新しくなったほうがよければ1年で1期にしたほうがいいし、その中で2年なり、3年なり、ある程度勉強

した市民を育てるということであれば、2年とかね、少し時期を置いたほうがいいのか。最初の1年なんて本当にあっという間に終わっちゃいますので。

どうぞ。

○委員 いつも障害者計画で申しわけないんですけども、あれは3年任期があって、策定した計画は、きちんと進行しているかどうかを策定委員自身がチェックするという面があるので、次の策定までの3年間は任期になる。そういうふうな形を、できればいろいろな計画でも、計画がきちんと進んでいることを課内だけでチェックするのではなく、そういう形のチェック方法もあっていいなかなと思うので、広がっていくといいなと思いつつ、いろいろ考えているんですけどもね。

○座長 はい、どうぞ。

○委員 指針のところで、10ページの、文言として、条例化も視野に入れて検証していくと、この条例化は別途議論してみたいなという気がしています。なぜ条例なのかという認識を皆さんで共有しておいたほうがいいかなという気がします。

それからもう一つ、要綱のほうで、文言ですみません、2ページ目の7番、公募による選任方法の中で、無作為抽出による公募、これも公募に入れるのかなという気がしていました。

あと、10番、報告公表、政策イノベーション部企画経営課は大変だろうなという気がしていますけれども、これ内部で検証済みでここを文言されたので、確固たる意思があると思いますが、それ金額とか何かのボーダーライン、これ

を見ると、私の主観的な意見としては、スモールスタートで、まず本当にこの市民参加が回るのかなという、これは大規模事業に関してですね。その検証をしていくということがまず必要かなと。これは、やたら混乱させないという意味での私の思い。

ここで脱線しますが、さっきインフラを除くという発想でわかります。しかし、例えば、上水道、下水道って、1回決めちゃうとなかなか変更できないと聞いていましたけれども、大規模で何百億、何十年とかける事業って、確かに規模からいうと、最初に全体計画を決めないと難しいんだろうけれども、本当に除いちゃっていいのかなというのは、ずっとお話を聞いていて気になっていました。以上です。

○座長 ほかに何かありますか。

○委員 さっきのインフラの件で、つくば市ではないですけども、限界集落へ水道を引くの何億ってかかると。数軒の家のために何億もかかるって、それ議論されちゃうと、まず、それは無理ということになって、限界集落はも

う潰してコンパクトシティになったほうがいいと。だけれども、それ判断されたほうがたまったもんじゃないですもんね。ですから、インフラについても非常にいろいろな難しい問題がありますよね。

○ 委員 それでいくと、福祉施設とかも、判断されちゃうとつukれない気がしてきました。

○ 委員 福祉は別問題です。

すみません、もう一つ初歩的な質問で申しわけありません。大規模事業の例外規定の中で、既に法定計画によって決定されている事業というのが書いてあるんですが、これは古いもので、たなざらしになっているというようなものはあり得ないんですか。

○ 座長 具体的にわかりますか、この既に都市計画決定されている事業ですね。

○ 委員 これは、もう評価が入っているということですよね。既に。

○ 事務局 もう既に都市計画決定されているものとしては、TX沿線地区の公園整備については、もう既に都市計画決定されていますので、もうこれはつくるというふうになっているので対象から除いているようなことです。

○ 委員 それは、でも、さほど古いものではないことですよね。

○ 事務局 それは新しい。古いものであるというのは。

○ 委員 それも10年とか15年とか、たなざらしになっていたものが、その手続を踏まずに突然よみがえるというようなことがないのか。ごめんなさい。これは総合運動公園のときに、大昔の話がいっぱい出てきましたよね。20年ぐらいは前の話が。それがあったので、ちょっと心配して聞いたのですが。

○ 委員 よろしいですか。

○ 座長 はい。

○ 委員 古いままというか、事業の進捗によって、当初、前回のまちづくり計画の中で都市計画決定した事業は、例えば人口が充足して一定の都市水準に達したから整備する、公園なんかはそのケースかもしれないし、あとは政策判断で、優先順位をつけたときに、真っ先に地域に人を呼ぶのにここを最初に整備するとかって、そういう部分で、全体計画の中で優先順位でずれているのはあるのかもしれませんが、それは私は潜っている計画じゃなくて、ちゃんと生きている現計画という理解をしたほうが。

○ 委員 進行形の計画ということで。

○ 委員 そうです。一つの事業の中で、ただ優先順位が上下になっているという理解のほうがいいのかなどは思いますけれども。

○ 委員 わかりました。ちょっとそこだけ気になっていたんです。

○ 委員 一つだけよろしいですか。

○ 座長 どうぞ。

様式第 1 号

○ 委員 審議資料の 2 で、公募委員の要綱についてなんですけれども、次回例えば具体的な数値を議論する際に、今、想定していらっしゃる審議会を具体的に教えていただけないかと思うんですね。

と言いますのは、この要綱だけを見ていると、地方自治法の条項で定められている審議会とか研究会、懇談会とかある一方で、以下の場合には公募しないことができるという形で、法令または条例により委員となるべきとか、専ら高度云々とか書かれているので、一体どんな委員会が入って、どんな委員会が除かれるかというのが、具体的なイメージがちょっと湧かないんですね。多分、それによって何割以上とかいうところも大きく変わってくるのではないかと思いますので。

○ 座長 じゃあ、この次までに議論するところを、具体的にどのような審議会をいうのを一応念頭に置きながら。

それからあと、きょう必ずしも全部をまとめなくてもいいわけですね。この次ですよ。

○ 事務局 はい。またご意見いただくということで。

○ 座長 まずは、大規模事業のほうについては、これだけ意見が出ましたので、それを内部で検討委員会のほうで反映させるようにお願いいたします。

それで、きょうは一応、まだきちんとはまとまらなかったんですけども、予定した議事については以上のようなことになりましたけれども、事務局のほうから、今後の日程について、それ以外に何か連絡事項ございますか。

○ 事務局 (今後のスケジュールについて説明)

○ 座長 次回は、11 月 28 日火曜日で、14 時から筑波銀行のセミナールームで開催になります。お忙しいとは思いますが、よろしく願いいたします。

本日予定しておりました案件を終了いたしましたので、本日の意見をもとに作業を進めていただけると事務局のほうも作業を進めていただければと思います。

それでは、行政経営懇談会はこれでおしまいにします。どうもありがとうございました。

平成29年度つくば市審議会等一覧

参考資料 2

附属機関として設置されている審議会、審査会等

平成29年11月現在

No.	担当部署	審議会等の名称	任期	委員数	委員構成
1	総務課	つくば市行政不服審査会	2年	4人	審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関して優れた識見を有する者
2	開発指導課	つくば市開発審査会	2年	7人	規定なし
3	建築指導課	つくば市建築審査会	2年	7人	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者
4	総務課	つくば市情報公開・個人情報保護審査会	2年	7人	優れた見識を有する者
5	都市計画課	つくば市景観審議会	2年	7人以内	学識経験のある者
6	法務課	つくば市政治倫理審査会	2年	7人以内	法律又は会計に関する専門的知識を有する者及び市民のうちから任命
7	働く婦人の家	つくば市働く婦人の家運営委員会	2年	7人以内	・市内に居住し、又は市内の事業所に勤務する女子労働者 ・市内の事業所の事業主であって、女子労働者を雇用するもの ・学識経験者 ・関係行政機関の職員
8	建築指導課	つくば市ホテル等建築審議会	2年	7人以内	・学識経験者 ・関係行政機関の職員
9	総務課	つくば市教育特区学校審議会	2年	8人以内	・公立または私立の学校関係者 ・教育に関する見識を有する者 ・市議会議員 ・その他学識経験者
10	文化芸術課	つくばカピオ運営委員会	2年	10人	・学識経験者 ・各種団体代表者
11	文化芸術課	ノバホール運営委員会	2年	10人	・学識経験者 ・各種団体の代表者
12	文化芸術課	つくば市文化芸術振興審議会	2年	10人	文化芸術に関し優れた識見を有する者
13	文化財課	つくば市文化財保護審議会	2年	10人	・学識経験のある者 ・関係行政機関の職員
14	スポーツ振興課	つくば市スポーツ推進審議会	2年	10人以内	・学識経験のある者 ・関係行政機関の職員 ・スポーツ団体の代表者
15	産業振興課	つくば市融資あっせん審査会	2年	10人以内	・つくば市商工会役員 ・市内金融機関代表 ・茨城県信用保証協会代表
16	健康増進課	つくば市予防接種健康被害調査委員会	2年	10人以内	・学識経験者 ・つくば市医師会会員 ・茨城県つくば保健所職員 ・予防接種に関して専門的知識を有する医師
17	人事課	つくば市特別職報酬等審議会	当該諮問について市長に答申したときまで	10人以内	・つくば市内の公共的団体等の代表者 ・その他住民
18	契約検査課	つくば市建設工事適正化対策審議会	2年	12人以内	・つくば市の職員10人以内 ・つくば中央警察署の警察官1人 ・つくば北警察署の警察官1人

No.	担当部署	審議会等の名称	任期	委員数	委員構成
19	国民健康保険課	つくば市国民健康保険運営協議会	2年	14人	・被保険者を代表する委員4人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員4人 ・公益を代表する委員4人 ・被用者保険等保険者を代表する委員2人
20	社会福祉課	つくば市民生委員推薦会	3年	14人以内	・市議会議員 ・民生委員 ・社会福祉事業の実施に関係のある者 ・市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 ・教育に関係のある者 ・関係行政機関の職員 ・学識経験者
21	水道総務課 下水道管理課	つくば市上下水道審議会	2年	15人	・学識経験者 ・市民 ・市議会の議員 ・関係行政機関の職員
22	教育総務課	つくば市奨学生選考委員会	2年	15人	・学識経験者 ・民生委員 ・市職員
23	環境課	つくば市環境審議会	2年	15人以内	・市民 ・産業界を代表する者 ・公益を代表する者 ・環境保全に関し学識経験を有する者
24	防犯交通安全課	つくば市生活安全推進協議会	2年	15人以内	学識経験者又は市民
25	都市計画課	つくば市都市計画審議会	2年	15人以内	・学識経験者 ・市議会議員 ・関係行政機関の職員 ・茨城県の職員 ・市民
26	特別支援教育研究室	つくば市教育支援委員会	2年	15人以内	・医師 ・学校教育関係者 ・児童福祉施設等職員 ・学識経験者
27	障害福祉課	つくば市障害者計画策定懇話会	3年	15人以内	・地域住民 ・保健、医療又は福祉の関係者 ・学識経験者
28	こども政策課	つくば市子ども・子育て会議	2年	20人以内	・市議会議員 ・子どもの保護者 ・子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 ・子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 ・子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者 ・関係行政機関の職員 ・その他市長が必要と認めるもの
29	男女共同参画室	つくば市男女共同参画審議会	2年	20人以内	学識経験のある者
30	中央図書館	つくば市図書館協議会	2年	20人以内	・学校教育及び社会教育の関係者 ・家庭教育の向上に資する活動を行う者 ・学識経験のある者
31	障害福祉課	つくば市障害支援区分認定審査会	2年	24人	規定なし
32	文化芸術課	つくば市社会教育委員会	2年	25人	・学校教育及び社会教育の関係者 ・家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者

No.	担当部署	審議会等の名称	任期	委員数	委員構成
33	廃棄物対策課	つくば市一般廃棄物減量等推進審議会	2年	25人以内	・市議会議員 ・公共団体及び公共団体の役職員 ・学識経験等を有する者 ・市民 ・一般廃棄物の収集運搬業又は資源回収業を営む者 ・事業所を代表する者 ・市職員
34	文化芸術課	つくば市生涯学習審議会	2年	25人以内	・市議会議員 ・各種団体等の代表者 ・学識経験者
35	学務課	つくば市学区審議会	委嘱の日から事業の審議が終了し答申するまで	25人以内	・設問に関わる学区内の市立の小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園の長並びに父母の代表者 ・学識経験者
36	健康教育課	つくば市立学校給食センター運営審議会	2年	28人以内	・市議会議員 ・学校長 ・学校医 ・学校歯科医 ・学校薬剤師 ・保健所長 ・児童又は生徒の保護者 ・学識経験者
37	社会福祉課	つくば市社会福祉審議会	2年	30人以内	・学識経験者 ・市職員
38	危機管理課	つくば市防災会議	2年	40人以内	・指定地方行政機関の職員 ・つくば市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官 ・茨城県知事の事務部局の職員 ・茨城県警察の警察官 ・消防長及び消防団長 ・教育委員会の教育長 ・市職員 ・指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 ・自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
39	危機管理課	つくば市国民保護協議会	2年	40人以内	規定なし
40	介護保険課	つくば市介護認定審査会	2年	49人以内	規定なし

懇話会・懇談会等の会議

平成29年11月現在

No.	担当部署	審議会等の名称	任期	委員数	委員構成
1	総務課	つくば市公文書管理指針策定懇話会	1年	10人以内	・つくば市議会議員 ・学識経験者 ・市民
2	環境課	つくば市放射線対策懇話会	2年	5人以内	放射線について優れた識見を有する者
3	教育総務課	つくば市教育行政懇談会	2年	7人以内	・学識経験者 ・地域又は団体の代表者 ・保護者 ・学校長 ・その他教育委員会が必要と認める者
4	契約検査課	つくば市入札監視委員会	2年	7人以内	公正中立の立場で客観的に入札および契約について審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者
5	農業政策課	つくば市担い手育成総合支援協議会	2年	9人	・つくば市議会の代表 ・つくば市農業委員会の代表 ・つくば市農業協同組合の代表 ・つくば市谷田部農業協同組合の代表 ・つくば市大穂農業協同組合の代表 ・土地改良区の代表 ・農業推進委員の代表 ・農業経営士の代表 ・市経済部長
6	健康増進課	つくば市パースセンター評価委員懇話会	2年	10人程度	・医療従事者 ・学識経験のある者 ・行政機関の職員 ・市民
7	地域包括支援課	つくば市地域包括支援センター運営協議会	2年	11人以内	・介護サービス若しくは介護予防サービスに関する事業者又は医師・歯科医師・看護師・介護支援専門員・機能訓練指導員 ・その他の職能団体の者
8	高齢福祉課	つくば市地域密着型サービス運営委員会	2年	11人以内	・介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者 ・介護サービス及び介護予防サービスの利用者及び事業者 ・地域における保健、医療又は福祉関係者 ・保健、医療又は福祉に関する学識経験者 ・その他市長が必要と認めるもの
9	健康教育課	つくば市学校給食食物アレルギー対応検討委員会	2年	15人以内	・教育委員会事務局次長の職にある者 ・教育委員会事務局教育指導課長の職にある者 ・市学校長会会長の職にある者 ・市学校給食会会長の職にある者 ・市幼稚園会会長の職にある者 ・市教育研究会健康教育部養護教諭代表の職にある者 ・市学校給食会学校給食主任部会部長の職にある者 ・市学校給食会栄養士部会部長の職にある者 ・市学校給食会栄養士部会食物アレルギー担当栄養教諭の職にある者 ・つくばすこやか給食センター所長の職にある者 ・教育委員会事務局健康教育課長の職にある者 ・その他教育長が必要と認める者（4名以内）
10	地域消防課	つくば市消防団組織等検討会議	2年	15人以内	規定なし

No.	担当部署	審議会等の名称	任期	委員数	委員構成
11	道路建設課	(仮称) 明るいまちづくり協議会	2 年	17人(うち 9人は市職員)	・筑波研究学園都市交流協議会事務局 ・茨城県土浦土木事務所 ・茨城県つくば中央警察署 ・茨城県つくば北警察署 ・国立大学法人筑波大学 ・国立大学法人筑波技術大学 ・東京電力株式会社土浦支社 ・株式会社NTT東日本南関東千葉事業部茨城支店 ・つくば市市長公室ひと・まち連携課 ・つくば市企画部企画・国際課 ・つくば市科学技術振興部科学技術・特区推進課 ・つくば市環境生活部危機管理課 ・つくば市教育局学務課 ・つくば市まちづくり推進部都市計画課 ・つくば市まちづくり推進部開発指導課 ・つくば市建設部公園・施設課 ・つくば市建設部道路維持課
12	健康増進課	つくば市健康づくり推進協議会	2 年	20人以内	・学識経験者 ・つくば市医師会及びつくば市歯科医師会の代表者 ・健康づくり団体の関係者 ・つくば市民 ・保健所等行政機関の代表者
13	障害福祉課	つくば市障害者自立支援懇談会	2 年	20人以内	・障害者の保健・医療・福祉等の実務に従事する者 ・障害者福祉当事者団体を代表する者 ・障害者の雇用・教育関係者 ・学識経験者
14	科学技術振興課	つくば市環境都市推進委員会	2 年	32人	市長が依頼する委員
15	総合交通政策課	つくば市公共交通活性化協議会	2 年	35人	・一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・鉄道事業者 ・茨城県知事の指名する者 ・茨城県つくば中央警察署長 ・つくば北警察署長又はその指名する者 ・住民又は利用者の代表者 ・学識経験者 ・市長又はその指名する者 ・国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者 ・社団法人茨城県バス協会及び茨城県ハイヤー・タクシー協会 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ・協議会が特に必要と認める者
16	農業政策課	つくば市農業振興地域整備促進協議会	2 年	35人以内	・市長 ・市議会議長 ・市議会市民経済常任委員会正・副委員長 ・つくば地域農業改良普及センター長 ・農業委員会代表 ・農業協同組合代表 ・農業後継者代表
17	地域包括支援課	つくば市生活支援体制整備推進会議	2 年	規定なし	・医療、法律に関する学識経験者 ・保険・医療・福祉に関係する行政職員 ・特定非営利法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の生活支援・介護予防サービスを提供する事業主体の関係者 ・つくば市生活支援体制整備事業の受託法人に所属する・生活支援コーディネーター

No.	担当部署	審議会等の名称	任期	委員数	委員構成
18	地域包括支援課	つくば市ケア会議	2年	規定なし	・医療・法律に関する学識経験者 ・保健・医療・福祉に係る行政職員 ・特定非営利法人・社会福祉法人・社会福祉協議会・地縁組織・協同組合・ボランティア団体・介護サービス事業者・シルバー人材センター等の事業主体の関係者
19	農業政策課	つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会	2年	規定なし	規定なし
20	高齢福祉課	つくば市老人ホーム入所判定委員会	2年	規定なし	・茨城県つくば保健所長 ・医師（精神科医を含む。） ・介護老人福祉施設長（市内の介護老人福祉に限る。） ・学識経験者 ・保健福祉部長
21	地域包括支援課	つくば市虐待防止ネットワーク	2年	規定なし	社会福祉関係者 介護保険関係者 保健・医療関係者 警察・司法関係者 学識経験者 人権擁護関係者 つくば市職員
22	障害福祉課	つくば市障害者計画策定懇談会	3年	15人以内	・地域住民 ・保健・医療又は福祉の関係者 ・学識経験者
23	社会福祉課	つくば市地域福祉計画策定委員会	3年	15人以内	・地域住民 ・保健・医療又は福祉の関係者 ・学識経験者
24	地域包括支援課	つくば市在宅医療・介護連携推進協議会	3年	20人以内	・医師会その他の地域医療関係団体代表者 ・介護サービス提供事業者 ・民生委員・児童委員の代表者 ・関係団体の代表者 ・地域ケアに関する学識経験を有する者
25	地域包括支援課	つくば市認知症初期集中支援チーム検討委員会	3年以内	12人以内	医療・保健・福祉に携わる職能団体に所属する者 医療・保健・福祉以外の地域の社会資源や地域における相談事業等を担う関係者 前号に掲げる者のほか、認知症ケアに関する学識経験者
26	高齢福祉課	つくば市高齢者福祉推進会議	3年以内	21人以内	・市民 ・保健・医療・福祉又は高齢者に係る住宅政策等に関し学識経験を有する者 ・保健・医療又は福祉関係団体を代表する者 ・介護サービスに関する事業に従事する者
27	農業政策課	つくば市農業・農村男女共同参画社会推進委員会	5年	22人	・JAつくば市理事代表 ・JAつくば市谷田部理事代表 ・JAつくば市女性部代表 ・JAつくば市谷田部女性部代表 ・JAつくば市女性部事務局 ・JAつくば市谷田部女性部事務局 ・つくば市農業委員代表 ・認定農業者代表 ・農業経営士代表 ・青年農業士代表 ・女性農業士代表 ・その他必要と認められる団体等の代表 ・県関係機関 ・市関係部署

No.	担当部署	審議会等の名称	任期	委員数	委員構成
28	企画経営課	つくば市まち・ひと・しごと創生有識者会議	5年	規定なし	・市民 ・産業・金融・労働・言語のいずれかの知見を有する者 ・学識経験者 ・地方行政機関及び公共的団体の職員
29	企画経営課	つくば市指定管理者候補者選定検討会議	委嘱された日から年度末まで	10人以内 (うち5名が外部委員)	・学識経験等を有する者5人 ・指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員
30	企画経営課	つくば市行政経営懇談会	委嘱された日から年度末まで	12人以内	・学識経験を有する者 ・市内に在住、在学、在勤する者
31	市民活動課	アイラブつくばまちづくり推進委員会	委嘱された日から年度末まで	25人以内	・有識者 ・寄付者代表 ・団体代表 ・つくば市職員
32	産業振興課	つくば産業戦略会議	委嘱された日から翌年度の末日まで	16人以内	・地元産業界の代表 ・学識経験者 ・産業支援機関等の代表
33	文化財課	小田城跡保存整備委員会	委嘱の日から当初の目的を達成したときまで	7人	・市議会代表 ・小田地区区長 ・専門部会代表 ・市企画部長 ・市財務部長 ・市教育長 ・市教育局長
34	高齢福祉課	つくば市地域密着型サービス等整備事業者選定委員会	委嘱日から事業者の選定まで	9人(うち4名市職員)	・企画部長 ・財務部長 ・福祉部長 ・保健医療部長 ・学識経験者又は介護保険に知見を有する者
35	総合交通政策課	自転車のまちつくば推進委員会	規定なし	25人以内	・学識経験者 ・市民 ・自転車利用者 ・自転車関連団体 ・行政機関
36	障害福祉課 高齢福祉課	つくば市福祉有償運送運営協議会	規定なし	9人	・市長又はその指名する職員 ・一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・福祉有償運送利用者の代表(障害者団体を代表する者) ・福祉有償運送利用者の代表(高齢者団体を代表する者) ・ボランティア団体を代表する者 ・地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ・つくば市の管轄する区域内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等 ・学識経験者
37	学園地区市街地振興室	つくばベデカフェ出店者選定委員会	規定なし	規定なし	・有識者 ・関係団体の長 ・庁内関係各課の長
38	子育て相談室	つくば市要保護児童対策地域協議会	当該地位又はその職にある期間	規定なし	・行政機関若しくは法人 ・児童福祉に関連する職務に従事する者
39	総務課	つくば市総合教育会議	なし	規定なし	・地方公共団体の長 ・教育委員会

No.	担当部署	審議会等の名称	任期	委員数	委員構成
40	教育総務課 教育指導課	つくば市学校防災推進委員会	要項上の職に在職の期間	規定なし	・教育局次長 ・教育総務課長 ・教育指導課長 ・学務課長 ・教育施設課長 ・健康教育課長 ・文化財課長 ・つくば市学校長会小学校部会長 ・中学校部会長 ・つくば市中学校・高等学校長協議会長 ・つくば市PTA連絡協議会代表者 ・環境生活部危機管理課長 ・市民部市民活動課長 ・福祉部社会福祉課長 ・消防本部予防広報課長 ・警防課長 ・地域消防課長 ・つくば中央警察署警備課長 ・つくば北警察署警備課長 ・つくば市社会福祉協議会事務局長
41	市街地振興課	立地適正化計画検討委員会	平成29年4月20日から検討事項が終了したときまで	18名	市民 産業、金融等の知見を有する者 学識経験者、地方行政機関及び公共的団体の職員

大規模事業評価 他自治体 年間スケジュール

参考資料3

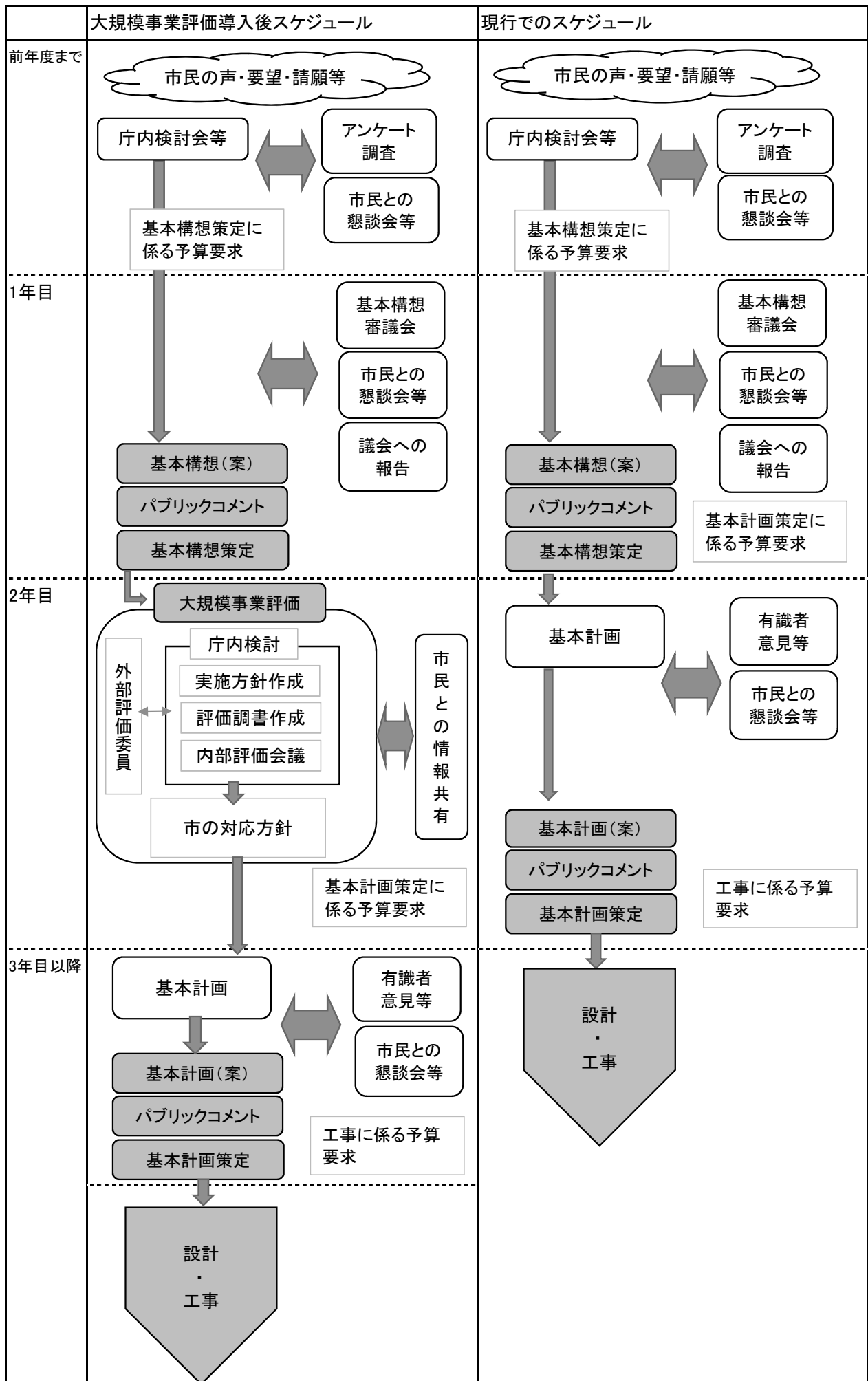
		茨城県	川崎市	新潟市	米子市	大河原町	横浜市	大阪市	北九州市
基本計画策定期		事業評価実施前に基本計画策定					事業評価の実施後に基本計画策定（基本構想等は評価以前に策定済み）		
評価対象の要件		県が事業主体となる総事業費10億円以上の事業 翌年度以降新たに予算化を要望する計画策定段階の事業	国庫補助事業に係る国の規定に基づき、市が評価を実施する事業で、事業費が10億円以上の国庫補助事業（厚生労働省管轄事業）	市が実施主体となって新たに着手しようとする事業で ・総事業費10億円以上の事業で、概ね事業計画が定まり予算化しようとする事業 ・社会資本総合整備計画を作成し、国土交通大臣へ提出するもの（国交省からの交付金事業）	・全体の事業費がおおむね5億円以上のもの ・市長が事前評価を実施する必要があると認めるもの	・全体事業費が1億円以上の事業 ・施設等の取得で、町が1億円以上の対価を支払う事業 ・施設等の賃借で、町が賃貸借契約期間内の賃料総額1億円以上を支払う事業 ・その他町長が必要と認める事業	総事業費が20億円以上の事業 市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した事業	・全体事業費が10億円以上の道路・街路整備事業、都市高速鉄道整備事業、都市公園整備事業、河川整備事業、港湾整備事業、廃棄物処理施設整備事業、上水道整備事業、下水道整備事業、住宅整備事業、市街地再開発事業又は土地区画整備事業等の市街地の開発事業 ・上記以外の建設事業又は整備事業 ・市長が特に必要と認める建設事業又は整備事業	・市が事業主体となって実施することを検討している事業のうち、市が50億円以上の事業費の支出を予定しているもの ・市以外が事業主体となって実施する事業と検討している事業のうち、市が50億円以上の支出を予定しているもの ・その他市長が特に評価が必要と選定するもの
4月	上				○評価結果の公表			○評価実施事業の決定	
	下	○対象事業調査（照会）						○外部評価実施（評価調査作成）	○評価対象事業決定
5月	上		○対象事業調査						○内部評価と外部評価の実施（評価調査作成）
	下			○対象事業調査					
6月	上	○対象事業とりまとめ	○市民意見の募集と外部評価実施（評価書と事業概要作成）	○外部評価委員会の開催日程調整		○評価結果の公表 ○補正予算計上			
	下	○事前評価実施（評価書作成）							
7月	上			○評価対象事業と外部評価委員会の開催日程を通知			○市民意見の募集と外部評価の実施（評価調査書作成）		
	下			○外部評価実施（評価調査書作成）					
8月	上				○内部評価と外部評価の実施（評価調査書と事業概要作成）				
	下								
9月	上	○評価書とりまとめ							
	下								
10月	上							○有識者会議での意見のとりまとめと対応方針の作成	
	下	○政策幹部会議 予算要求、全体調整							
11月	上			○評価結果のとりまとめ					
	下								
12月	上		○評価結果のとりまとめ				○委員会からの意見具申に対する対応方針作成	○予算要求	○対応方針の作成
	下								
1月	上		○審議結果、対応方針等の公表			○各課にて事業化検討			
	下								
2月	上			○対応方針の公表（市HP）		○内部評価と外部評価の実施（評価調査書作成）	○結果公表	○対応方針の公表	○対応方針等の公表
	下							○対象事業評価（照会）	
3月	上						○対象事業調査（照会）		○対象事業に関するヒアリング
	下	○公表（県HP）							
次年度			○予算要求	○予算要求	○予算要求		○予算要求		○予算要求

・ランニングコストについては、総事業費の中に入っている自治体はなかった。（ヒアリングを行った全自治体が事業評価の際の評価項目としてランニングコストを評価している。）

<大規模事業評価導入後の施設整備スケジュール(イメージ)>

参考資料4

※基本構想での概算事業費10億以上



つくば市の公共事業(土地取得費を含む)

No.	事業名	事業費(千円)	備考	
1	27市水改良第5号竹園地区配水管布設替工事	100,170	H27	一億円以上・二億円未満
2	23国補小野川小学校耐震補強工事	101,850	H24	
3	26市水改良第6号竹園地区配水管布設替工事	102,600	H26	
4	25国補住基第3号ー2橋梁上部工事	102,690	H25	
5	28国補下維施第3ー2号柳橋ポンプ場電気設備改築工事	104,274	H28	
6	23国補沼崎小学校耐震補強工事	108,990	H24	
7	28国補公下第1号葛城第1污水幹線管布設工事	109,080	H28	
8	26市営駒形団地1, 2号棟外部改修工事	109,998	H26	
9	28国補栗原小学校校舎増築工事	116,640	H28	
10	25国補大曾根小学校屋内運動場耐震補強工事	118,584	H26	
11	24国補大穂中学校屋内運動場耐震補強工事	121,496	H24	
12	27国補公下第1号葛城第1污水幹線管布設工事	124,200	H27	
13	23国補桜中学校耐震補強工事	126,410	H24	
14	23国補今鹿島小学校耐震補強工事	126,410	H24	
15	26国補公下第1号葛城第1污水幹線管布設工事	132,840	H26	
16	24国補栄小学校震補強工事	134,085	H25	
17	27市立病院・筑波保健センター駐車場他解体工事	134,136	H27	
18	25市水改良第7号東新井地区外配水管布設替工事	138,201	H25	
19	25つくば市防災行政無線整備工事	140,385	H25	
20	24国補竹園東小学校耐震補強工事	141,225	H25	
21	24市水改良第21号君島配水場沼田系配水ポンプ改良工事	145,425	H24	
22	24国補竹園東中学校耐震補強工事	155,400	H25	
23	23国補手代木中学校耐震補強工事	175,350	H24	
24	24社総交葛城1号近隣公園整備・雨水貯留浸透施設(谷田川)整備合併工事	182,574	H24	
25	26まち交ノバホール舞台機構設備改修工事	192,456	H26	

26	24国補葛城小学校耐震補強工事	204,540	H25	二億円以上・十億円未満
27	24国補島名小学校耐震補強工事	204,750	H25	
28	25市水改良第21号中央配水場着水井及び流入管耐震化工事	218,400	H25	
29	26国補島名小学校校舎増築工事	232,200	H26	
30	上郷高等学校跡地購入(土地取得のみ)	239,546	H26～H28	
31	25国補並木小学校耐震補強工事	398,520	H26	
32	27国補竹園東中学校屋内運動場改築工事	451,440	H27	
33	中根・金田台地区公園事業(土地取得のみ)	657,740	H26～	
34	史跡金田官衙遺跡保存事業(土地取得のみ)	912,794	H22～	
35	史跡小田城跡保存事業(工事費・調査費含む)	921,088	H16～H28	
36	(仮称)くさぎふれあいプラザ建設	1,221,300	H15～H16	十億円以上
37	消防本部消防庁舎新築工事	1,445,850	H25	
38	23国補(仮称)中部豊里学校給食センター建設工事	1,571,850	H24	
39	つくば駅前広場再整備	1,900,000	H20～H21	
40	28つくば市リサイクルセンター建設工事	4,039,200	H28	
41	27国債(仮)紫峰学園建設工事 28市単(仮)紫峰学園外構・付帯施設建設工事	5,022,324	H27・H28	
42	28国債(仮)みどりの学園建設工事(土地取得費含む)	6,016,880	H28	
43	28国債(仮)葛城北部学園建設工事(土地取得費含む)	6,446,863	H28	
44	市役所本庁舎建設	7,930,000	H19～H21	
45	27ー31循環交可施第1号クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事	7,981,200	H27	

※ 資料については、契約検査課、営繕・住宅課、財政課より資料の提供を求め、企画経営課で取りまとめたものです。

※ (仮称)くさぎふれあいプラザ建設、つくば駅前広場再整備、市役所本庁舎建設については、予算額を計上しています。

※ 事業費を10億円以上とした場合、No.36～No.45までの事業が対象事業となります。

※ 事業費については、千円未満を四捨五入

各自治体の外部評価委員

参考資料6

○横浜市
(9名)

役職
横浜市立大学 国際総合科学科 国際都市系 准教授
関東学院大学 理工学部理工学科 准教授
横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院 准教授
横浜国立大学 理事・副学長
東京都市大学 環境学部環境創生学科 教授
関東学院大学 経済学部 教授
政策研究大学院大学 政策研究センター所長
アカデミックフェロー、客員教授
東京都市大学 環境学部 環境創生学科 准教授
早稲田大学 社会科学総合学術院 教授

○大阪市
(6名)

役職
大阪市立大学大学院 工学研究科 教授
関西大学 環境都市工学部 教授
神戸大学大学院 工学研究科 准教授
神戸大学大学院 経営学研究科 教授
桜井公認会計士事務所 公認会計士・税理士
さくら萌和有限責任監査法人 代表社員
山本・尾崎法律事務所 弁護士

○川崎市
(5名)

役職
横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授
専修大学 経済学部 教授
東京大学 都市工学科地域デザイン研究室 特任教授
東洋学園大学 非常勤講師
東京工業大学大学院 工学研究科 准教授

○北九州市
(6名)

役職
福山女学園大学 現代マネジメント学部 准教授
北九州商工会議所女性会 理事
福山ミツエー級建築士事務所 所長
(株)日本政策投資銀行九州支店 企画調査課長
北九州市立大学 副学長
九州工業大学大学院 工学研究院 教授

○新潟市
(5名)

役職
放送大学 新潟学習センター 所長 兼 新潟大学名誉教授
特定非営利活動法人 新潟NPO協会
国立大学法人新潟大学 経済学部経営学科 准教授
特定非営利活動法人 まちづくり学校事務局長
財団法人新潟経済社会リサーチセンター理事・事務局長

○相模原市
(5名)

役職
公認会計士
横浜国立大学 理事(国際・地域・広報担当)・副学長
大学院都市イノベーション研究院 教授
ものづくり大学 製造学科 教授
日本女子大学 家政学部住居学科 准教授
首都大学東京 大学院都市環境科学研究科建築学域 教授
学長特任補佐、産学公連携センター副センター長

○米子市
(5名)

役職
大学教授 (社会基盤工学)
一級建築士
元行政職員
商工会議所役員
公認会計士

○大河原町
(7名)

役職
公認会計士
仙台大学教授
宮城大学 事業構想学部デザイン情報学科教授
東北大学大学院 国際文化研究科 准教授
一級建築士
市民公募委員
市民公募委員